

労働組合法の一部を改正する法律案起草の件
労働関係の基本施策に関する件(政府関係特殊
法人に関する問題等)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法
案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。田畑金光君。

○田畑委員 今度提案されております中高年齢者
等の雇用の促進に関する特別措置法案は、失対問
題調査研究会の昨年十二月の中間報告を基礎とし
てつくられておるわけです。ところで昭和三十八
年のいわゆる失対二法の改正も、同じように失業
対策問題調査研究会の報告に基づいて行なわれて
おるわけです。昭和三十八年当時、この報告に基
づく法改正によって失対事業が刷新改善されるも
のと政府は非常な宣伝、強調をやって今日にきて
おるわけです。ところがまたまた法律の改正をや
らねばならぬ、こういうふうな事になったわけ
であります。どういふ事情でこのような結果に
なったのか、その辺の事情をしかと御説明を願
いたいと思つておるわけです。

○住政府委員 御指摘のように昭和三十八年に、
当時の雇用失業情勢等を考えまして、職業安定
法、緊急失業対策法の改正を行ないまして、失業
対策の刷新改善を行なつたわけでございます。そ
の後、わが国経済は、先生御承知のように非常に
高い成長を遂げてきております。雇用失業情勢も
それに伴ひまして改善を見ておるところでござい
ます。一方、失業対策事業の状況を見ますと、そ
の間就労者の固定化、高齢化というものが進んで
おります。そういうような状況でございまして、
失業対策事業のあり方そのものについても検討を
行なわなければならぬ。そこで昨年、この問題
に非常に学識経験の豊富な方々にお願いたしま
して、今後の失業対策のあり方についていろいろ
研究していただきました。その報告を受けたところ

でございますが、私もそういった報告の内容そ
の他十分検討いたしました。

一つは、今後の雇用失業情勢の見通しの上に立
ちまして、現在でも労働力不足が非常に深刻化し
ておるのでございますが、今後の経済成長を考慮
てみますときに、労働力需要というものが相当堅
調である、これに對しまして労働力供給は労働力
人口の伸びの鈍化等もございまして減少の一途を
たどり、年を追うごとに不足がはなはだしくな
る。特に問題になりますのは、新規卒の供給が
絶対的に減少をしていくことでございます。需要
が引き続き堅調の中にあつて卒卒が減つてまいり
ますと、当然労働力の供給といたしましては中高
年あるいは婦人の労働力に期待せざるを得なくな
るわけでございます。私もそういうような見
通しの上に立つて今後の失業対策の重点を中高年
齢者に置きまして、こういふ方々の能力に適合
した職業についていただく、このために必要な促
進措置をこの法案に盛り込みまして、今後の雇用
対策の万全を期していかなければならない、こう
いうふうに考えましてこの法案を提案いたしてお
る次第でございます。

○田畑委員 局長の答弁は長々と今日の雇用失業
情勢並びに今後の見通し等に触れておりますが、
私のお尋ねしたのは、昭和三十八年に緊急失業対
策法、職業安定法、二法を改正することによつて
失対事業についての刷新強化が行なわれた、この
ように政府は言つてきたが、刷新強化が行なわれ
たというのはどういふ面をさしておるのか。

さらに昭和三十八年の法改正によつて刷新強化
されたはずの失対事業が今日また再検討を余儀な
くされたということになっておるわけでありませ
んか、さすれば、このような事態を招いたのは政府
の責任なのか、あるいは事業主体である地方公共
団体の責任なのか、あるいはその事業に働く失対
労働者の責任なのか、この点について政府の見解
を承つておきたい。

○住政府委員 三十八年の失業対策法の一部改正
に基づきまして、私も失対事業の運営の正常化

をはかる観点から特に運営管理規程等を事業主体
につくつていただきまして、失対事業の運営の正
常化につとめてまいつたところでございます。事
業主体によつて事業運営にいろいろ差がありませ
んけれども、それ以前の状態と比べますと失対事業
の運営というものはかなり正常になつたものとい
うように私も考えております。しかしながらそ
の後の七、八年の経過を見ておりますと、先ほど
も申し上げましたように、就労者の固定化とか老
齢化あるいは女性化の現象が目立つてなかなか民
間の雇用に復帰できない、こういうようなことも
考えられました。

そこで今回の法案の提出の運びになつたので
ございますが、同時に、そういうような正常化の
努力にもかかわらず、就労者のそういう層の変化
によりまして正常化についての限界も見えてきて
おるわけでございます。責任はもちろん政府にも
あると思つて、あるいは事業主体、これは非常にま
じめにやつていただいておりますところもあるわけ
でございますが、一部、短時間就労とかあるいは不
就労に對する賃金の支払いとか、そういうような
現象もあつておると思つて、そういう点につ
いてはなお不十分な点もございまして、法改正
によりましてそれ以前と比べてますとかなりの改
善が行なわれたというふうに考えております。

○田畑委員 いまのお話は結局、政府も事業主体
である地方公共団体もそれから失対労働者もそれ
ぞれ責任の一半を負わねばならぬ、こういう説明
であつたと思つて、いざそれの問題は後ほど
また触れることにしまして、昭和三十八年の職業
安定法、緊急失業対策法の一部改正がなされて
失対制度は失業者就労事業それから高齢失業者等
就労事業、こういう形で実施することになり、失
業者就労事業の就労者は従来の失業対策事業の失
業者のほか、原則として職業安定法の改正により
創設された中高年齢失業者等就職促進の措置を受
けた者でなければならぬ、こういうように法律改
正がなされたわけでありませぬ、現実の運用とい
うものはこの法律の趣旨に従つてなされたのかど

うか、この点はどうですか。

○住政府委員 就職促進の措置につきまして制度
創設以来現在まで、約十五、六万の方々がこの措
置をお受けになつておられます。大部分が措置の
効果によりまして民間就職でございますが、なお
一部はその措置の期間を過ぎてなかなか民間就職
ができない、そういうことでやむを得ず失対事業
に就労する、こういうふうな事になっておりま
すけれども、私も、その問題におきまして若干
のトラブルはあつたのでございますが、措置その
ものといつたしましては相当の効果をおぼえておる、
こういうふうに考えます。

○田畑委員 相当の効果をおぼえておるといふお話
ですが、高齢失業者等就労事業というものが明文
化されたわけですが、これが設けられた事情ある
は目的というものは那辺にあつたのか、そして現
実に高齢失業者等就労事業の運営というものがな
されてきたのかどうか、なされたかと思つればど
ういふ形で運用されてきたのか、この点……。

○住政府委員 高齢者就労事業は三十八年の法改
正によりまして設けられた制度でございます。法
律にも書いてございまして、その対象となる
のは高齢の失業者あるいはこれに類する体力の失
業者でございまして、そういう者に対する事業と
して実施する、こういうのが趣旨でございます。
そこで、実はその法律制度といたしましてはこ
ういふ高齢者就労事業に働く者の賃金でございま
すが、これは先生御承知のように、一般失業者就
労事業の同一地域における類似の作業に従事する
労働者に支払われる賃金という基準のほかに、社
会保障制度による給付の水準、こういうものを考
慮して賃金を定めるということになっておりま
す。そこでわれわれが法改正と同時に高齢者就労事
業を実施したいというふうな考えでございま
すが、この法律制度によりまして高齢者就労事業
の賃金というものは大幅に減るおそれがある、こ
ういふこと等もございまして一部就労者団体から
非常に強い反対がございました。私も、事業主
体にも指導いたしました。実はこの事業の計画をつ

くるようにいろいろ努力したのでございますが、なかなかその間の関係がうまくいきません。そういうような状態のまま現在に及んでおるのが実情でございます。

○田畑委員 せっかく法律を改正して高齢者失業対策事業というものを設けておきながら、これを実施すればいろいろ、賃金が低くなる、そういうようなことで実施ができないうまま今日に来ておる、こういうわけですね。しかし法改正の当時においてすでに、高齢失業者等就労事業というものは何といつてもその能率の面から、あるいは事業効果の面等々から賃金というものはきまってくるわけだから、高齢失業者についての賃金はおのずからその他に比べてみると低くなるという事はあなた方自身も承知の上で法律の改正をやり、そして特別の高齢失業者等就労事業を制度として設けたはずで、にもかかわらずこの制度が生かされないまま今日に来ておるといふことは見通しの誤りなのか、あるいは現実にはできない条件があつて実行しなかつたのか、明らかにこれは政府の責任じゃございませんか。労働大臣、この点どのようにお考えですか。

三十八年の法律改正のときに失対事業を分けて高齢失業者等就労事業というものを制度として設けておきながら、いまの局長の答弁をお聞きになればおわかりのとおり、これをやると賃金が低くなるから、こういう理由で実施できないままに今日にきた。賃金が低くなるという事はその当時、改正法案を出した時点ですでに承知の上で出しているはずなんです。にもかかわらず、実行されないままに今日に来ておる。そしてまた今度新しく、名前もつばな中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案、これを出しておるわけですね。幾ら法律を改正しても、改正した法律の制度をみずからが実行せぬで、みずから放棄して、また今度は別のものを出して行く。不見識もはなはだしいと思うのです。こんなやる気のない法律改正ならば、幾らやってもこれは無意味です。そうお考えになりませんか。その点ひとつつ

働大臣からしかと考え方を承つておきたいと思ふ。

○野原国務大臣 御指摘のように、いろいろの情勢の変化等があらわれてまいりました。これは、そういう情勢に対して的確に政府の施策が十分な機能を果たし得なかつたことは遺憾でございますが、これは政府の責任のみに帰するわけにはいかないので、わが国の経済事情全体がそういうようなきわめて発展過程にあつたということが、ついに今日のような情勢になつたと思つております。それが、それだけに今回の法律案はそうした情勢を踏まえて、中高年齢者の雇用促進のために特段の対策を講ずる必要があるということを感じまして提案をしたわけでございます。過去のことにつきましては遺憾な点もあつたということと同時に、そのことはやむを得ないいろいろな事情からそうあつたと思つておるわけでありまして、あらためてこの法案の御審議をお願いしておるような状況でございます。

○田畑委員 大臣の答弁は焦点がぼけておるので、また私の質問に対する答えにはなつていないのです。私のお尋ねしておるのは、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正のときに、高齢失業者等就労事業という制度を新しく設けられた。この制度によれば、六十歳以上の失業者は高齢失業者等就労事業に就労ができる措置が講ぜられておるわけですね。そしてこの事業は各地方自治体の長が事業の申請をすれば労働大臣が認可し、これを実施する、こういうことになつておるわけですね。にもかかわらず、この制度が法律の改正趣旨に従つて運用されないままに今日に来ておるといふことは、どういう理由なのか。この点を明らかにせずして幾ら法律改正をまたやつても、政府や労働省自身がその法律の精神を正しく実行する熱意と気魄と勇断を持つていない限り、こういう法律改正は無意味なことだと思つておるのです。私はその責任は労働省、政府が負うべきだと思つておる。明確に責任を自覚して、いままでのやり方は間違つていた、あるいは勇気が足りなかつた、あるいは

法の趣旨の運営を怠つていた、このことを率直に認めたと、今回の中高年齢者等の雇用促進特別法案を出したのかどうか、この点をひとつ明確にしていたらと思つておるのです。大臣、これはどうですか。

○野原国務大臣 緊急失対法の改正の当時と経済事情が著しく変わつてきておる。そこで、それに対する今回の改正法案は、雇用失業情勢がたいへん変わつてまいつておるいまならば、中高年齢者雇用促進のために思い切つた対策をやるならば十分効果を発揮し得るといふ情勢にもなつたといふふうな判断をしたわけでございます。いままでの対策が必ずしも十分ではなかつたといふことはいふまでもない事実でございますが、この新しい雇用情勢の変化に対応いたしまして、今回の中高年齢者の雇用促進を積極的に講じよう、こういう意図で進めておるわけでございます。従来のもものつきましても御指摘の点も十分反省すべきものであろう、かように考えております。

○田畑委員 昨年十二月の失業対策問題調査研究中間報告を見ても、局長並びに大臣、こういうことをいつておられます。「三十八年の法改正により主としてこれらの者を移行させることを意図して新設された高齢失業者等就労事業は、一部就労者団体の強い反対などもあつて実施されていまいが、こういうことがございまして。こういうことなどは当然三十八年の法律改正のときにもあなた方としては十分承知の上で、そして先ほど局長の答弁の中にもありましたように、運営管理規程なども明確に失対法の中に入つておるわけですね。こういう点等については、これが実施できなかったという事は明らかに政府の責任だ、指導監督よろしきを得なかつたという点においてあなた方は責任を負うべきである、このように考えますが、その点は率直に自己の非を認めるかどうか、この点を明らかにしてもらいたいと思つておる。

○住政府委員 高齢者就労事業をなぜ実施しなかつたのか、こういういきさつ等については御説明申し上げたのでございますが、この中間報告に御指摘がありますように、一つは賃金の問題等もございまして、就労者団体からの強い反発等もございまして実施できなかったことは、先ほど大臣からも申し上げましたが、非常に遺憾なことであると思つておる。当初、改正後そういうような情勢であつたのでございますが、その後数年たちまして、わが国の雇用失業情勢も変化してまいつておる。私もまず中高年齢の方々の再就職を民間雇用において十分実現していく、またいかなければならない、こういう観点からこの提案をいたしておるわけでございます。過去の点についても十分反省し、その経験も生かして、この法案の円滑な実施に努力していけば、中高年齢者の方々の再就職の問題も解決できるといふように考えておる次第でございます。

○田畑委員 先ほど私が申し上げたように、また局長の答弁にもありましたように、大臣、昭和三十八年の法律改正により失対事業の管理監督体制が整備されることとなつて、事業主体は運営管理規程を設けることが義務づけられておるわけですね。緊急失対法の十一條を見れば明らかです。さらにまた、予算措置としても管理監督費が別個に計上されておるわけですね。昭和四十六年度の予算単価は九十七円五十二銭。こうして今日に至つておるわけですね。にもかかわらず、先ほど申し上げた失対問題調査研究中間報告によれば、不適切な労働管理が行なわれておる、この指摘されておるわけですね。緊急失業対策法の施行規則の八條を見れば、作業規律の保持ということがはっきりとわかれておる。また労働省の失業対策事業運営管理規程準則というものを見れば、失対事業のあり方というものについて明確な指針を与えておる。にもかかわらずこれが正しく行なわれないままに、先ほど私が指摘申し上げたように、この失対問題調査研究の中間報告では問題点を指摘しておるというわけですね。これはやはり労働省自身が責任を負うべきだと思つておる。幾ら法律を改正しても、やる気のない労働省が雇用失業問題の処理に

あたる限りにおいては、このような指摘を繰り返すのみだ、こう思うのです。この点について大臣はどのように考えておいでか。それから補佐される職業安定局長は、このような中間報告の警告に對して、今後どういう反省の上に立って法のりっぱな遂行に当たろうとするのか、この辺をひとつ明らかにしてもらいたい、こう思うのです。

○野原国務大臣 過去の経緯等の反省の上に立って、今回の中高年齢者雇用促進法案の提案を見たわけでありまして、新しい雇用情勢に対応して中高年齢者雇用促進という問題は、政府もあらゆる力を尽くしてその対策を講ずる方針でございますので、その点は十分御信頼をいただきたい。われわれ過去においては十分でない点もあつたと思うのでありますが、そのことを反省いたしまして、これからの中高年齢者の問題につきましては積極的な施策を講じてまいるといふ決意のもとに提案を見たわけでございます。

○住政府委員 中間報告にも指摘してあるわけでございますが、失対事業の事業計画面事業運営が適正を欠いておる、その原因についてもいろいろ指摘を受けております。そこでそういうような結果に基づきまして、中間報告では今後の失対事業につきまして、むしろいまの事業とは別な暫定的な事業の実施というようなお考えも示されておられるわけでございますが、この法案では現在の就労者については引き続き失対事業の就労をはかつていく。そうしてこの中間報告に御指摘をいただいているような点の解消をはかつていかなければならないことは当然でございます。私も従来努力が至りませんでこういうような指摘を受けたことをまことに申しわけないと思つておるのでございますが、今後は私も努力することはもちろんでございますが、事業主体、就労者の全面的な協力を得まして、こういった指摘されているような問題の解消につきまして努力をいたしてまいりたいというように考えております。

○田畑委員 若干あとに戻りますが、高齢失業者等就労事業の対象とするのは、労働力政策の対象

とならない者、すなわち労働市場に対する適応性を欠く者である、こういうように、今回の失業対策問題調査研究報告によれば、労働力政策の対象の下限を四十五歳、上限を六十五歳、こういうふうにしていくわけですね。そうしますと、いわゆる高齢失業者等就労事業の対象になる者は、いままでの法律改正、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正では六十歳以上の失業者、こういうことになっておりますが、今度の法律改正後は六十五歳以上、こういうことになるわけですね。その点どうですか。

○住政府委員 御承知のように、この法案の附則におきまして、現在の緊急失業対策法は、現在失対事業に就労している者について効力を有する、こういうようなことになっておるわけでございます。したがって、今後の問題といたしまして、緊急失業対策法が効力を有するというのは現在の就労者に対してでございます。高年齢者就労事業を実施するにいたしまして、現在の失対事業の就労者の中から、やるとすれば対象者、希望者を募つてやる、こういうことになるかと思つております。

そこで、今後の問題としましては、先生先ほど御指摘のように、失業対策をいろいろやらぬといかぬわけでございますが、その場合、この中間報告では、労働力政策としての性格を貫徹すべきだ、そこで、労働市場に対する適応性を持たない者、こういう者を失業対策の対象にすることはかえつて制度の混乱や運用上の弊害を生じて失業対策そのものの機能もそこなうことになる、こういうような御指摘をいただいております。この法案に盛り込んでおりますように、今後の中高年齢失業者に対する対策といたしまして、種々の援護措置を講じまして民間の再就職を促進していき、そのためには、基本となる柱は手帳制度でございますが、それを軸にして各種の、失業者なりあるいは雇おうとする事業主に対する特別措置を講じて再就職を促進していき、こういうことになっておるわけ

でございます。そういう意味では、今後の高齢者就労事業は現在の就労者について考える、こういうことになると思ひます。

○田畑委員 そこで私は、今度のこの特別措置法によれば、この法律の対象として中高年齢者というものは、四十五歳以上六十五歳までを対象にするわけですね。そこで、時の問題として出ております日米繊維交渉の結末として、繊維業界が自主規制を宣言しておるわけですね。また、ガットの特惠供与等によって繊維産業とか食器産業、こういう企業等においてはどうしても転廃業というものが出てくることは、これは明らかですね。そうしてまた、これらの企業というのは中小企業である。ここで働いておる人方は婦人が相当多数にのぼつておる、こういうことですね。局長のさっきの答弁にもありましたように、今後のわが国の雇用失業問題で、大事な対象が中高年齢層であり、特に婦人層である、こういうことを考えたとき、今回中高年齢者については、この特別措置法で、いまお話しのように就職促進措置を講ずる、あるいは就職促進のための手当を支給する等の措置が講じられておるが、これは女子については一体どうなのか、こういう問題が考えられるわけですね。でありますから、中高年齢層の年齢ワックについては四十五歳から六十五歳とこの法律は対象を考へておりますけれども、いま申し上げたようなものもろもろの、これこそわが国の社会経済の変動からくる特定な分野の離職者、その中の婦人労働力等々については、この四十五歳というのをもう少し実情に即して、あるいは三十五歳に引き下げるとか、四十歳にするとか、こういうやりきりきめこまかな措置を講ずることによつて初めて、わが国の今後の雇用失業問題に対処し得る特別措置法と私は言えると思つておりますが、こういう点については検討をしなければならぬのか、あるいは今後検討するの、こういう点についてひとつ御答弁を願ひたい、こう思うのです。

○住政府委員 今後の失業対策の中心、これは中高年齢層、婦人を含めての中高年齢層を対象として

ていかなければならないということについては、先ほど申し上げたとおりでございます。そこで、その範囲をどのように考えるか、こういうことでございます。この法案では、定義のところにもございませうに、中高年齢失業者等の定義で、その年齢の範囲とかあるいはその他就職が困難な者、これは労働省令で定めることにいたしてあります。そういう意味で、法律上の制度として特に固定をいたしていいわけでございます。と同時に、雇用審議会の答申におきまして、原則として四十五歳以上六十五歳未満で差しかかえないけれども、情勢の変化に応じて対処できるような配慮をしておく必要がある、こういう御答申をいただいております。省令をきめるにあたりましては、そういう事情を原則として、私も四十五歳以上六十五歳、こういうふうに考へておるわけでございますが、審議会の答申の趣旨をもくみまして、雇用失業情勢に対処して弾力的に取り扱ひができるように、こういうような考へ方とはならなければならぬのではないかとこのように考へておるところでございます。

○田畑委員 この特別措置法を読めばそのようなことにもなつておりますので、私がさっき問題としてあげた女子労働力等については、十分ひとつ弾力的な運用で救済措置が講じられるよう御努力を願ひたいと思ひます。この点は局長、よろしいですか。

○住政府委員 いまも御説明申し上げましたように、雇用審議会の答申もございませうので、そういった点を十分含んで省令をつくつていきたい。いづれ省令をつくるときには審議会の御意見等も聞くことになりまますので、そういう点を含めまして十分御趣旨の点くみまして対処するつもりでございます。

○田畑委員 今回のこの特別措置法で最大の疑義ないし問題は、何と申してもこの法律の附則第二条だ、こう思うのです。その二条によれば、この間各委員から指摘されたように、「夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法

第十條の二の規定にかかわらず、支払わないものとす。こうなっております。そもそもこれは、昭和三十八年の法律改正によって、それまで単なる予算措置で支給されてきた夏季、年末の臨時の賃金を、緊急失対法に明文化したわけでしょう。そういういきさつがあるにかかわらず、今度はまた、臨時の賃金の支給には問題があるとしてこれを支給しないという事は、首尾一貫しない態度これに過ぎるものなと、私はこう思うのです。この点、大臣はそうにお考えになりませんか。

○野原國務大臣 夏季、年末に支給されております臨時の賃金につきましては、一般の屋外日雇い労働者にあたり例を見ません。しかも就労日数や作業内容を反映しないで一律に支給しておるといことが問題となっておりまして、世論の批判も臨時の賃金に特に強いものがあるわけでございます。そこで、こうした悪平等というか、そういうものを是正することがむしろ至当ではないかと考えておりました。臨時の賃金につきましては、審議会の御答申にも、これを十分検討していくようにということでございますので、いかにして適切、妥当な臨時の賃金を支払うかという問題につきまして、慎重に検討する必要があると思っております。そこで、前にも答弁をしたと思うのでありますが、この夏の分は従来のとおり、これはやむを得ないと思っております。この年末の分につきましては、そういった面を考えて、いかにしたならば最も適切、妥当な賃金としてその臨時の賃金を支払うことができるかという点でございます。過去において、いままでもその臨時の賃金をもらっておいたという事実からして、生活上いろいろな激変を与えていけないのでありますから、そういう面につきましても十分考慮する必要があります。しかしいままでものとおりの画一的な行き方いかどうかという問題につきましては、十分慎重に考えて、あらゆる方面の御意見を伺った上で慎重に検討して支払いを行なう。これは予算では一応見ておるわけでございますが、そういう面では、

いままでの一律の行き方のほうがむしろ画一的でおもしろくないという批判もございまして、その点は今回、臨時の賃金という形で支払うことは一応取りやめて、それを各個人に対して適切な、妥当な支払い方法に改めようというところで検討しておるというところでございます。

○田畑委員 いまの大臣の御答弁は、要すれば、従来のような一律の支給は臨時の賃金についてはやらない、能率の点とかあるいは稼働日数であるとか、こういうような労働の質、量ともに考慮して、これからは臨時の賃金を支払いをしていくんだ、こういうことに理解してよろしいわけですか、それが第一点。

しかし、じゃあなぜ、今日まで一律支給をしてきたのか、これからその内容を変えなければならぬのかというところで、いままでの、現行の緊急失業対策法のもとでは、一律支給しか方法がないのか、あるいはいま大臣の答弁の、その他の要件も考慮しながら、臨時の賃金は支給するのかわからないのか。この点、局長からも答弁を願いたいと思っております。現行緊急失業対策法の十條の二を見れば、その第二項では、「夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合」ということを現行でもはつきりうたっております。現行法のもとでも、臨時の賃金については特別の定めをするということが十條の二の二項にはつきりうたわれておるじゃございませんか。なぜいまあわててこの臨時の賃金については改変を加えなければならぬのか、立法制度としても非常に問題がある、疑問があるか、こう私は思うのです。この点どうお考えですか。

○野原國務大臣 第一の点の御指摘は、そのとおりでございます。いろいろ問題があつて臨時の賃金という形では支給しないということにするわけでございますが、これはいままでもやつたのがある。いろいろな点で矛盾がある。はなはだしく実情と合わない。そういう点で画一的な悪平等的なものは改めたい。改めることがいいと思っております。いままでも

もそれを改める考えもあつたと思うのであります。いろいろな批判もございまして、そういうものを従来のとおり支給することはどうも非常な矛盾があるという点で、今回は率直にこれを改めていきたいということでございます。詳しくは局長からお答えいたさせます。

○住政府委員 臨時の賃金、先ほど大臣からも申し上げましたように、一般の屋外日雇い労働者にほとんど例を見ない制度でございます。そういうような観点から、この法案では臨時の賃金の制度としてはこれを廃止していい。しかしながらこれは従来いろいろ、先生も御指摘ございましたように、経緯がございまして、そういうような経緯もございまして、制度としては廃止するけれども、しかしそれが就労者の生活にも非常に関係の深いものであるだけに、全部、制度も実質もこれを廃止するということになります。いろいろ問題がございまして、そこで、そういう観点から、雇用審議会の答申におきましても、就労者の生活に激変を与えないように適切な方策を考えていけ、こういうような御趣旨もいただいておりますので、ただいま大臣から御説明がございましたように、いろいろそういう従来問題点を除去する、合理化をはかつていく、こういう観点から検討を加えまして給付を行なっていく、こういうようにいたしましたと考えておるわけでございます。

○田畑委員 明晰な答弁をしばしばなされておる局長の、この問題に関する答弁というものはまことにあいまいで、何を言わんのかかわからないのです。第一に指摘したいのは、この臨時の賃金というのは、振り返ってみますと、就労者の生活の実態にかんがみて、昭和二十七年の冬から年末の特別措置が講じられ、今度は昭和二十八年夏からは夏季特別措置が講ぜられて、ずうっと昭和二十七年から支給されたわけですね。それを昭和三十三年の緊急失対法の改正によって臨時の賃金として法制化されたというの、あなた方がじゃございませぬか。あなた方がこういう予算措置によって特別措置を講じておいて、予算措置で

はいろいろな問題があるということで、昭和三十八年の法律改正で、臨時の賃金というものをきりと法制化されて今日に来ておるわけでしょう。さらに雇用審議会の答申を見ましても、「臨時の賃金については、これまでの経過、期末手当の社会的慣行等に留意する必要がある。」しかし、運営に問題があるので、「支給条件等の改善について検討を加えること」なるほど指摘しております。また中央職業安定審議会の建議では、「臨時の賃金については、従来の経緯にかんがみ、実質的にはこの給付が継続すると同様の方途を講ずること。」いずれもとにかくこの制度をなくしろとは書いておりませぬ。ところが附則第二条においては、「夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法第十條の二の規定にかかわらず、支払わないものとする。」明確にこれは打ち切るとなっております。この附則二條の条文は、両審議会の答申の趣旨から見ても反しておる、ましてやこの臨時の賃金が制度化された経過は、あなた自身がこれを法文化しようというわけです。それにもかかわらず、先ほど来の労働大臣の答弁を聞いても、いまの局長の答弁を聞いても、特に局長の答弁の中で、制度も実質も廃止するようなことでは当該対象者が気の毒だといふのです。制度を廃止するならば実質が消えていくのはあたりまえじゃございませぬか。制度と実質はうらはらだと思つたのです。やはりこの制度を残すなら残す。残すが、その運用について問題があるならば問題のないようにすればいいのです。しかも先ほど私が申し上げたように、現行の十條の二の二項を見れば、「夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合」とこれを想定しておるじゃございませぬか。そういうことを考慮するならば、大臣、この際明確にしておきたいと私は思うのです。この附則で臨時の賃金は支払わないと明示しておりますが、しかし大臣の答弁を聞きましても局長の答弁を聞きましても、附則二條に書いた文章とあな

た方の答えは違っておるのです。ならばこの際、法律の内容をあなたの方の答弁のとおりに変えることが、この委員会の審議を混乱させない一番大事な点だと私は思うのです。この条文をあなたの方の答弁どおり改めるか、それともあなたの方の答弁を改めるか、どうですか。

○住政府委員 臨時の賃金につきましては、失業者就労事業就業者の賃金として十條の二に規定しておるわけでございます。そこでは失業対策事業に就労する失業者に支払われるべき賃金は労働大臣が定めるとなっている。それで臨時の賃金も賃金でございますので、当然第一項の賃金の中に入るわけでございます。したがって、そういう意味で制度としてきめておきますのは第一項の規定であらうかと思えます。そこで第二項の規定は、これは賃金をきめる場合の基準なりあるいは決定方法等について規定しておるわけでございまして、そういう意味で制度としての根拠は十條の二の第一項にある。

そこで先ほどから御説明申し上げておりますように、臨時の賃金という制度は屋外日雇い労働者にも例を見ない制度でありますので、失業対策事業賃金審議会等におきましてもいろいろ御指摘を受けておるわけでございます。中間報告にもその点が書かれておりますが、そういうようなこともございまして、これは制度としては廃止しようというのがこの附則の二條の趣旨でございます。

しかし先生ただいま御指摘のように、雇用審議会の答申なり職業安定審議会の建議もございまして、実質的に給付が継続するような方途を講じろ、こういうことになっておりますので、私もどしどししては、制度としては臨時の賃金の制度を廃止するけれども、こういう御答申なり建議の趣旨をくんで実質的にその給付が継続できるように措置をとりたい、そういう意味で予算上の措置も講じておる、こういうことと考えておるわけでございまして。

○田畑委員 私はその辺の局長の答弁は混乱しておると思うのです。第十條の二は、賃金は労働

大臣が定める、こう書いてあるだけで、臨時の賃金も当然それは賃金の中に入っているわけで、その賃金は労働大臣が失業対策事業賃金審議会の意見を聞きながらきめていくというわけでありませう。そうしてその場合一般の就業者の、失対事業に働く人方の賃金と臨時の賃金のきめ方については、第十條の二の第二項を見れば、「夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合」もあり得るということもこの条文の中からはっきり出ておるわけです。

しかし言いたいことは、臨時の賃金も含めてこれは賃金なんです。それで、それが長い間慣行としてこの事業に働く労働者の生活の安定に寄与しているわけですね。そのことは雇用審議会も職業安定審議会も明確に認めておるわけです。その支給の運営については考慮を払えといっているけれども、それを打ち切れとはいっていないわけですね。またあなたの方の答弁を聞いても、打ち切るとは言っていない。だとすれば第二條についてはあなたの方の答弁のとおり、これは文章を書きかえることが当然の措置だ、こう思うのです。まあ、しかし提案しておる政府の側からそうだとはいえぬでございまして、私の言っていることはもともとだという答えをいただければよろしいが、労働大臣どうですか。

○野原國務大臣 どうも非常に微妙な御質問でも臨時の賃金はこれを廃止をするということでも最も公正妥当な支給方法に改めるということを考えておりますが、これはいづれこの法案の御審議を通じ、この委員会において皆さま方の統一された何らかの見解が出来ますと、それを十分考慮をしていきたいというふうに考えます。

○田畑委員 まあ、それでけっこうです。大臣の答弁はそれでよくわかりましたが、局長もひとつ大臣の答弁をくんで善処することを私は希望して、次の問題に移ります。

今回のこの法律は中高年齢者の雇用促進を前面に打ち出していますが、求職手帳の発給を除いて

は、すべて現行の雇用対策法や職業安定法の規定を移しかえてこれを一本にまとめただけにすぎないのです。中高年齢者の雇用促進についての新しい施策というものは、求職手帳の発給以外に何かあるのか。私は規定を読んでも、いまの雇用対策法と職業安定法の規定を見ればもうそれで十分だと思ふのです。何か新しいものがありますか。

○住政府委員 一つは今後の雇用失業情勢にかんがみまして、失業対策の対象を中高年齢者に重点を置いて考えていきたい。そのためにいろいろ、御指摘のように現在職業安定法等に規定されております規定も盛り込んでおられますけれども、これを総合的な法律としてまとめまして、総合的な対策を講ずる、そして対策の実効性を確保していかう、これが一つはこの法案のねらいでございまして。

具体的に特にこの法律で従来の対策と違っておりますのは、御指摘のように、手帳制度に基づいてこれを積極的に中高年齢失業者の求職活動なり、あるいは職業訓練、そういったものを援助していくこと、こういうこととございまして、そのほか、そういう手帳を交付し、手当を支給しながら失業者の求職活動を援助していくわけでございまして、そういったことにもかわらぬお就職できない、こういう方々が産地、過疎地域、そういったところにも出ることが考えられるわけでございまして、そういう意味で特定地域対策ということをこの法律で規定しております。

それから、いろいろ事業主に対する規定といたしまして、これは主として第二章に規定しておりますが、求人者等に対する指導、援助とか、あるいは雇用率の問題、それから事業主に対する給付、こういうような事業主に対する援助措置についても、従来よりもさらに強化した規定あるいは新しい規定を置いておるといふようなことを盛り込んでおるわけでございまして、こういうことを一本の法律にまとめまして、総合的な対策を実施し、中高年齢者の再就職の促進をはかっていく、こういうことを考えておるわけであります。

○田畑委員 まあ結局、局長の答弁を聞いておりましたも、この法律の目新しいのは、求職手帳と、そしてそれを持っておる人々に手当を支給して就職活動を促進する、これが要すればこの特別措置法のすべてです。あなたのその他の説明というのは、職業安定法を見ても、あるいは雇用対策法を見ても、全部その中に入っていることだけなんです。そういう雇用対策法や職業安定法の中にあるものを、全部ひっくるめて今度の特別措置法に持ってきただけにすぎないのです。中間報告では、中高年齢者の雇用奨励金制度を新設する必要があると指摘しているわけです。しかるにこの法案では、職場適応訓練制度だけごまかしておる。なぜ雇用奨励金などを制度化できなかったのか。求職手帳をやり、手当を支給する、同時にやっぱ雇用奨励金制度をやるといふことで初めてそれが生きてくる、こう思うのです。なぜこれをやらなかったのか。言うまでもなく炭鉱離職者を見て、駐留軍離職者も中高年齢者であり、また四十歳以上の特定繊維工業離職者についても雇用奨励金制度が制度として設けられていたわけですね。なれば私は、せつかく中高年齢者のための特別措置法を設けるならば、雇用奨励金制度くらいは取り入れていけるべきだったと思うのです。どうしてこれを入れなかったのですか。当初のあれにはあるでございせんか。

○住政府委員 中高年齢者につきましては、特に長年の職業経験なり技能もございまして、そういう意味で中高年齢者が再就職をします場合に、新しい職場、作業環境に入るわけでございまして、そういう場合に、作業手順とか知識経験とかあるいは技能を实地について習得していただく、こういう意味で中高年齢者の再就職対策といたしまして職場適応訓練、これがきわめて有効な対策であるといふように考えたわけでございまして、その場合に、もちろん事業主に対して非常に負担をかけることになりましたので、そういった職場適応訓練をやっていたら、事業主に対して、一般の場合に比べてより充実した謝金を支出する、

こういうことで考えているわけでございまして、雇用奨励金で雇用を促進するということよりも、むしろ職場適応訓練を実施し、それに対する事業主の謝金を一般の場合よりも充実していくほうが、かえって中高年齢者の再就職を促進するのに効果がある、こういうように考えて、法案に書いてございまして、給付金の額について特別の配慮を加える、こういうように規定をいたしているわけでございまして。

○田畑委員 その点は私は異論がございまして。せっかく中高年齢者のための特別措置法であるならば、謝金もわかりませんが、やはりその他の特別措置法にもありますように、雇用奨励金を制度化することが必要であり、言うなれば面龍点睛を欠くくらいもなきにしもあらず、今後の検討課題として、ひとつなるべく早い機会等はこの法律の改正を考えていただきたい、この点は希望を申し上げておきます。

さらにこの法律の第二の問題点は、やはり附則第二条でございまして、緊急失業対策法は、現在の失対就労者についてのみ当分の間効力を有することとなっております。何度も質問し、何度も大臣がお答えになっておりますので、まあこの辺の質疑応答はお得意だと思っておりますから、当分の間は何年くらいを予測しているのか、もう一度説明を聞かせていただきたい、こう思うのです。

○野原国務大臣 当分の間というのは、お説のとおり法律上の意味合いでは、あくまでも当分の間ということについて期限を付したものではありません。そうかといって、これが何十年もということにもならぬと考えますので、その辺は失対就労者の方がそれに依存をしていかなければ生活できないということ、また一面においては、社会保障制度等が充実をされて現在以上にその面で十分な生活をやっていただけということになるまでは、ということも考えております。そういう点はわが国の社会保障制度の今後の展開がどうなりますか、まあ現在失対の方々が生活上あまり御不安のないような情勢になるまではこれを続けて

いくという意味に考えておるわけでございまして。

○田畑委員 いまの大臣の御答弁をすなおに受け取れば、われわれが当分の間という、その社会常識から判断する期間とおよそ違っておるようですね。じゃ大臣のおことばのとおりはこの法律の文章を書くとしたら、これもまた「当分の間」ということばは削除したほうがわかりやすいと思うのですね。どうも皆さんは、説明しておることこの条文の内容とがまるっきり違っていることを答えておるんです。この条文では、附則第二条で「当分の間」というならば、三年なのか五年なのか、まあこのあたりが当分の間ということでしょうね。ところが大臣の答弁をお聞きしますと、この事業に依存しておる人方の生活が安定するまでは、あるいは社会保障その他の措置が充実することによって安定するまではこの制度を続けていくというならば、この「当分の間」ということばは無用な摩擦を招いておるだけですね。やはり条文というものは、文章というものは、あなたの方のお答えの文体に即して書き改めるということが、これは当然のことじゃないかと思うのです。大臣もすなおにそのようにやはりお認めになったらどうかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○野原国務大臣 「当分の間」というのはまあ官庁の通用語と考えておりますが、むしろ当分の間というのは非常に味があると考えております。これはやはりあまり年限をはっきりして十年間だとかあるいは五年とかということはいわれないほうが、そうかといって二十年、三十年ということもできないと思う。したがって、「当分の間」というのはかなりいろいろ使われておるらしいのであります。その辺を考えますとやはり「当分の間」としておいたほうがむしろいいのではないかと、うふうな考え方に立っております。

○田畑委員 味のあるのも時と場合によりけりで、あまり味のあることばを使い過ぎて混乱を巻き起こし不安を巻き起こしておるとすれば、やはりそれも考え直すべきじゃないか、こう思うのですね。あなたのお話のようにまあ生活の安定の道が確保さ

れるまでとすれば、やはりそれはいつ確保されるかなかなかかり知れないものがあるわけで、また何が安定といえるのか、その内容がまた議論の余地があるし、それは議論していくと幾多問題が混雑、混乱するわけで、だけれども、大臣並びに局長のこの間からの答弁を聞いておると、失業対策事業に依存している人方が、それにかわって生活の安定の道が講ぜられるまではこの制度は続けていくんだとすれば、何でも波風をこで一つのことばで起こす必要があるのか。大臣ほどの政治家であり、政治的な判断でものをしておられる人がなぜこんなことにとらわれるのか。やっぱりすなおに現状に即して、法律は客観的な事情に即しながら動いていくということに、また改めるならば現実の事情に即して改めていくということに生きた法律がある、こう思うのですね。そういうことを考えるならば、過般来しげにこの委員会の問題になっておるようには、「当分の間」などという、なぜこんな感かたをなされたのか。別に審議会の中でもそんな答申は出ておりません。この点大臣、やっぱり現状に即してこの条文は書き直すべきであったという反省を私はお持ちになっておられると思うのですが、どうですか。そういうような反省はございせんか。「反省」の意思さえあれば私はもうこれでこの問題は終わって、次の問題に移りたい。どうですか。

○野原国務大臣 同感の面もございまして。まあしかし、これはやはり「当分の間」としておいたほうがむしろ、かえっていいのではないかと、うふうな判断があったわけでございまして、この辺は今日この委員会において皆さま方の御審議を通じて、こういう問題の扱い方については最終的な結論を待ちたいと考えております。

○田畑委員 次に私は移りますが、この特定地域開発就労事業ですね。これはどういう性格のものかということもこの間いろいろ言われておりますが、これはあまり深く入る時間の余裕もございせん。ただ私ここで心配することは、現行の失対事業については、いまここに就労しておる人方

だけを取容して、今後新しく出る中高年齢離職者等については今度の措置法によっていく。体系が二つに分かれてはつきりするようでありまして。まあこれ自体にもいろいろ問題がありますけれども、私ちよつとこの法律改正に関連して心配することは、沖繩の問題です。

来年四月一日に沖繩が返還されるという情勢が、いま動いております。来年の四月と申しますと、ちょうど四十七年度予算年度が始まる、区切りもいっわけあります。御承知のごとく沖繩においては、基地の縮小なりあるいは撤収なり基地労働者の離職という問題が深刻な問題になってきたわけで、それが額面どおりいくかどうかという問題は今後の問題でございまして、いずれにしても沖繩については相当の離職者が発生することは必至であります。こういうことを考えてみた場合に、やがてすべての面で本土の法、本土の制度と一緒に運用されていく沖繩について、今後発生する離職者というものは一体どうなるのか。一般失対事業でいくのかあるいは今度の特定地域開発就労事業のようなものでいくのか、あるいは沖繩のために特別の立法措置をやるのかどうか。このあたりはどのように整理をされるおつもりなのか聞かしてもらいたい、こう思うのです。

○住政府委員 沖繩の雇用失業情勢、先生の御指摘のようにアメリカ軍の撤退に伴う基地の縮小とかあるいは復帰に伴ういろいろな影響を受けまして、かなりの摩擦的な失業を生ずることが予想されます。現在関係各省間で沖繩の開発、振興につきましているいろいろ検討をいたしております。沖繩の産業基盤なり社会基盤というものをどのようにして整備をしていくかということが非常に大きな問題でございまして。そういうような整備をするためには、相当の事業の実施も予想されておるところでございまして。

それから復帰に伴いまして、あるいは本土の企

業が沖縄に進出する、沖縄でも復帰後一般的な企業活動も相当活発になってくる、こういうことも考えられまして、いまのところそういういろいろ必要な要素がございます、今後の雇用失業情勢がどうなっていくかということについてはまだ確たる結論を出すに至っておりません。しかし、確かに御指摘のような問題点がございまして、失業対策も充実していかなければならないということも当然予想されるところでございます。いろいろな一般的な再就職対策、失業対策に加えまして、こういった開発就労事業も必要に応じて実施していかなければならないというように考えておりますけれども、そういうような総合対策の結論いかんによつて、また今後の雇用失業情勢がどうなるか、こういうことから適当な結論を出して対策実施等を考えていきたいというように考えております。

○田畑委員 これから沖縄で起るであろう雇用失業問題というのは、ある面からいうと、ちょうど緊急失業対策法が昭和二十四年にできたような状況も想定されないでもないわけでありまして。したがって沖縄のこのような問題等については十分ひとつ、今回の法改正のいかんにかかわらず特別の配慮をいまから準備し、制度としても立法としても予算措置の面等においても十分配慮すべきであるし、その準備をなさるべきであるが、私はこれは何と云っても労働省の大事な仕事だと思っております。私はこの点労働大臣からも一言承っておきたい、こう思うのです。

○野原国務大臣 沖縄の問題につきましましては全く御同感でございます。沖縄復帰後においては沖縄の開発促進あるいは経済基盤、社会基盤の整備というふうな点、あらゆる面で特別対策を講じていく必要がある。したがって雇用失業情勢等が深刻であるということになりますれば、当然失業対策事業等も別個に考え、特別開発事業等も実施を検討していくこととございまして、これが復帰後における大きな沖縄の地域の開発のために役立つ対策を、労働面からも積極的に講じていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○田畑委員 これは局長からでけつこうですが、先ほどのことで一つ質問を落とした点がございまして、要すれば、臨時の賃金については払い方は違わなくても支給する、こういう原則だけ私は先ほどの答弁でわかりましたが、たとえば人事院の勧告に基づいて、公務員については期末手当など引き上げ措置が講じられておりますね。たとえば○二カ月増額の勧告が出されたような場合は、この失対労働者の諸君については○二カ月の場合は二日分であるとか、○一カ月増額の勧告があった場合は一日分とか、このように従来は人事院勧告に基づいて公務員の引き上げ措置が講ぜられると、おのずから失対労働者の臨時の賃金についてもはね返っておりまして、このような慣行などは当然今後も尊重されて処理されていくものだと私は見ておりますが、この点についてひとつ局長から御答弁を願っておきたいと思っております。

○住政府委員 現在臨時の賃金、これは日数で定めておりまして、年間通じまして三十一・五日でございます。夏が九日、暮れが二十二・五、こういうことになっております。たしかこの日数はたとえ国家公務員の期末、勤働手当等が増額になった際にふえて現在のような日数になっているわけで、そこで、そういう経緯はございませぬけれども、これは私ども、何もその場合には必ずそうなるのだというのではなくて、そういう機会に日数の増をはかつていこうというところで実施してきておるのでございますが、現在支給日数も相当の日数になっておりますし、それから日数で定めております関係上、賃金のアップがきまれば同一日数でもその分だけ上がる、こういうような仕組みにもなっております。そういうようなことから、まあ従来機会を見まして増額にとめておったのでございますが、今後そのことをどうするかということについてでございますが、いろいろ失業対策事業資金審議会等の御意見も聞きながら対処していきたいというふうに考えておるところでございます。

○田畑委員 局長、この点について両審議会の答申も、従来の経緯を尊重すべしとか、従来の慣行はやはり守るべしとか、また失対事業に働く人方の生活水準が以下に低下することがないやうな生活水準を維持するべしとか、従来の慣行にどういふことは答申の大原則なんですか。いま以下に低下してはならぬというの、たとえば国民生活の水準とか公務員の給与とか、そういうものとの比較検討の面から見て、以下に低下させないやうにというのがこの答申の趣旨であることは、局長よくおわかりのとおりです。なるほど賃金が上がればかりに三十一・五日分であっても臨時の賃金が総体として上がることはもちろんであります。しかし公務員の給与も上がる、民間の賃金も上がるということになれば、やはりそれに応じてその比較水準が下がらぬやうにというのが両審議会の答申であるとするならば、やはり私はその答申を尊重して、従来の慣行を尊重していくことが、労働行政のとるべき失対問題に対する施策であつてしかるべきだ、こう思うのです。賃金審議会の意見を聞くことは当然でありまして、う。しかし聞く前に、その諮問案としてはそのやうな頭で臨むことが大切であると思つて、私がいま言ったやうな趣旨で、従来の慣行を尊重しながらこの臨時の賃金については配慮していかれるかどうか、もう一度局長の答弁を願ひ、同時に私がいままで申し上げた点を十分頭に置いて善処を願ひたい、こう思つておりますが、局長の答弁をもう一度承ります。

○住政府委員 この臨時の賃金の日数をどうするかという問題は、まあいろいろ問題がございまして、これは御承知のとおりだと思つて、非常に困難な問題であるかと思つて、先生の御趣旨も頭にに入れて対処をし、賃金審議会等とも相談してまいりましたと承っております。

○田畑委員 私はこれで質問は終わりますが、最後に指摘申し上げたいことは、先ほどの大臣の答弁で、附則第二条については十分われわれのこの委員会における意見を尊重される、こういうことでありますからこれ以上触れませんが、ぜひそ

うしていただきたいと思つて、またさうでなければ、附則第二条で大きな制度の改革をやるなんというところは、私は条文のていさいから見てどうかと思つたのです。それだけの制度改革をやるなら、附則第二条ではなくて本文でやるべきなんです。これ自体が因循こそくな手段だと私は思うのであります。しかし幸いに附則第二条の矛盾については大臣の答弁で明らかにされましたので、私はこれ以上追及はいたしません。願ひは、この委員会できれまでしばしば各委員から出された意見を、政府としても十分に尊重されることを希望するものであります。

なおまた私は、もう一つ申し上げておきたいことは、たとえば石炭対策特別会計というのは昭和四十八年度で終わります。いまの石炭特別会計の中には、産炭地域の緊急就労事業がありますし、また産炭地域開発就労事業というのがあつて、また産炭地域に今回は、特定地域開発就労事業、あるいは一般失対事業の問題が取り上げられておるわけです。

しかし私が特に石炭特別会計について申し上げたいことは、四十八年度までこの制度は残るわけでありまして、それ以降はどうするかという問題もこれから出てくるわけですね。大臣でして御承知のように、先般石油輸出機構が原油の値上げを各国に求めてきている。そうしてわが国の石油精製業者は石油製品の値上げをあげて消費者に転嫁してきた、こういうことですね。この問題については、今後の経済運営の大きなかゝる問題でもありますだけに、政府としても適切な指導をやつていくと思つて、しかし原油の値上げは結局消費者に転嫁されていく、まことに残念だと思つております。

この問題に関連いたしまして私が申し上げたいのは、石炭対策特別会計の財源は、御承知のように原油の輸入関税をこれに充てておるわけですね。そこで、この値上げ攻勢をかわすためには、原油関税自体についてこれから検討しようというやうなこともいわれておるやきであります。

ら、したがって、原重油関税を財源にした石炭特別会計が今後存続できるかどうかということは非常に大きな問題だ、こういうことを私は見ておるわけですが、そうなつてまいりますと、この石炭特別会計の中で産炭地域の就労事業あるいは産炭地域開発就労事業、これだけでも九十五億の予算措置が講ぜられておるわけです。やがてはこれを一般会計でまかなうかどうかの問題にもなつてくるわけです。

こういうような問題等も十分配慮しながら、今後わが国の雇用失業状況に即した失業対策制度をきめこまかくなされるのが大事な課題ではなからうか、こういうことを私は見ております。どうぞそういう問題等について、政府としては——今回特に中高年者のためにはこういうような特別措置をなされましたが、これも一つの分野でありましようけれども、全体のわが国の今後の雇用失業問題等について適切な処置を講ぜられるように私は強く要望申し上げます、私の質問を終わることにいたします。

午後零時十三分休憩

午後一時十六分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

おはかりいたします。

本件特に政府関係特殊法人に関する問題について、日本住宅公団総裁南部哲也君及び同じく理事川口京村君に本日参考人として御出席願ひ、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○倉成委員長 それでは本件に関し質疑に入りま

す。まず最初に、社会労働委員長の立場から、労働災害の防止対策の観点から労働大臣にお伺いしたいと思ひます。

去る五月七日発生した日立造船所神奈川工場における労働災害に関連し所信をお伺いしたいと思ひます。

労働災害は、その直接の被害者だけでも年間延べ百七十万に及び、交通災害を上回り、被害者の家族に及ぼす影響その他社会経済的な影響を考えると、国民全体にとつてきわめて重大な問題であります。労働災害の絶滅こそ労働行政の一番大きな目標でなければなりません。しかるに、さきに長崎三菱造船所、佐世保船舶工業における事故に引き続き、今回の造船所における事故はまことに遺憾であります。しかもこの災害がきわめて日常の作業の中に起こつた点を指摘しなければならぬと思ひます。この事故絶滅のため労働大臣はいかなる具体的措置を講じられておられるか、承りたい。時間の関係上簡潔に、次の数点についてお答えをいただきたいと思ひます。

第一、労働災害の現況、死傷者の数、特色、これについてお伺いしたい。

第二点、労働省、特に労働大臣の災害絶滅に對してとられておる措置、これについてお伺いしたい。

第三、この種の災害の犠牲者は地方出身の人々の多い下請企業において多いと思ひますが、この点についてどうお考えになつておられるか。すなわち、弱い者に災害がしわ寄せしておるのではないかという感じがするのでありますが、この点についての御所見を承りたい。

第四点、監督の立場にある各地の基準監督署の体制を見ますと、これは十分でないと思ひけれども、限られた人員で複雑な生産工程の安全を確保するためには、監督のあり方について特別のくふ

うを要すると思ひますが、この点についてお伺いしたい。以上四点について簡潔に御答弁をいただきたいと思ひます。

○野原國務大臣 このたびの災害によりまして、八名の方が死亡いたしました。三名の方が重傷を負われたのであります。まことに遺憾なことでありまして、なくなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、重傷を負われた方々が一日も早く全快、回復されんことを念願するものであります。

今回の事故は、日立造船株式会社神奈川工場において、修理船に乗船するためタラップを通行中タラップがはずれまして、タラップとともにドック底に墜落したものであります。事故の発生後直ちに現地に本省から中央産業安全専門官等の係官を派遣いたしました。その原因の調査に当たりました。その徹底的な究明を指示したところであります。

今後の対策としては、同工場のみならず、主要造船所に対して労働災害防止のための特別な監督を実施する予定です。

また、被災されました方々に対する労災補償につきましては、すみやかに支給することができるよう万全の措置を講じておるわけでございます。

なお、このたびの災害は、御指摘のとおり下請が非常に多いのでありまして、全般的に見ましても、造船業界は最近下請企業に依存する度合いが多くなつておりました。下請の災害は元請の二倍以上となつておるのでございますが、労働省におきましても、かねてから労働災害防止実施計画を立てまして造船業を重点の業種として取り上げまして、墜落災害、クレーン災害、爆発災害、有機溶剤中毒を中心とした監視指導を行なうとともに、下請の災害防止を主眼として親企業が積極的に総合的な安全管理を推進するよう強力に指導してきたところであります。

特に本年度は、造船業をはじめとする下請混在企業の災害防止を強力に推進するために、総合安全管理に関する具体的な監督指導の方策をあらた

めて通達したところでありまして、今後かくのごとき災害の絶滅を期しまして、全省あげまして災害防止に取り組む決意でございます。

今回の災害はまことに遺憾でございます。この事後措置につきましては万全を期して行なうつもりでございます。

○倉成委員長 私の提起した問題に関する答弁としてはいまだ不十分と思ひますが、あらためてお伺いすることとし、特にこの際、労働災害の絶滅について、労働大臣を先頭に全力をあげて努力されるよう強く要望いたしておきます。

次に、島本虎三君。

○島本委員 春闘というその中で、いま民間と公労協その他を問わず重大な段階になつてきておるわけでありまして。

きょうこの委員会では労働大臣並びに関係の皆さんにお伺いしたいことは、国が指導している政府関係特殊法人労働組合協議会、いわゆる政労協というのでありますけれども、公庫、公団、事業団約三万名を擁しておるところであります。そういうような事業体で、だんだん今年を経ることに争議がふえ長期化してきています。今回の場合も、四月二十八日に十単組がストをやつておる。五月の十二日にも二十単組以上がそういうような計画を持たれておる。二十日には、これまたいよいよ最後の詰めに参加しても政府側の体制がどうしてもきつければ、かつてないような最大限のスト、こういうようなことも計画されているようであり

ます。これを見る場合には、やはり何かこの問題に對する誠意と申しますか、その問題に對する一つの圧迫と申しますか、こういうようなものがある場合はない、あるものはある、こういうような微妙な関係にあるというものを指摘しなければならぬのであります。一体政労協に對してどういうような状態になつておるのか、この問題についてはつきり答弁願ひたいと思ひます。

まずこれは労政局長のほうからお願ひします。

○石黒政府委員 政労協につきましては、御指摘のごとく、本年におきましては四月二十八日に第

一波、それから十二日に第二波、それから二十日に第三波というようなストライキの計画を持っておりまして、自主交渉の促進を中心とした要求を出しております。

○島本委員 大臣、これは解決が困難な状態にあるということになっております。なるほどそうだと思います。しかし、この解決を困難にならしめている原因の一つには、内閣そのものが政労協に対して特別の考えや指導をしているんじゃないか、こういうわざを得ないのであります。この点どうですか。政府は、もう去年の春以来国会の場所で、政労協の賃金決定問題については、自主交渉で、それから自主決定の方向に向けて段階的改善をするものだとして言明してきておられるのであります。にもかかわらず、去年具体的な前進が何から見られなかった。ことしになっても去年と同じような状態をまた繰り返しておる。どういふ障害があったのか。これはやはり大きい問題じゃないかと思うのです。もちろん団交権は認められております。団交権を認められ、労働三権を認められていながらも、なぜ自主交渉ができないのか、なぜその決定ができないのか。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕
これは自主交渉を認められているはずなのに、その結論も出せない。団交権はじめ労働権も認められているのに、その結論を出し得ない。ここに重大な行政上の手落ち、指導の手落ち、こういうようなものがあるんじゃないかと思うのです。大臣、この問題に対しては大臣の責任であります。大臣の見解を聞かしてください。

○野原国務大臣 政府側としましては、従来から

政府関係特殊法人の事業の特殊性、公共性を踏まえながら、なるべく早期に自主的、円満な解決ができることを期待しております。その方向に沿って、たとえばいわゆる内示の時期を早めるとか、内示の内容を弾力的にするとかの努力を積み重ねてまいっておるわけでありまして、今年の給与改定にあたりまして、政府側としましては、従来と同様の態度で臨むつもりであります。ただ組合側の言うように春闘時にすべて解決するということは、実際問題としていろいろ問題があるようでありまして、労使関係者の意見を十分に聞きながら慎重に研究してまいる考えでございます。

○島本委員 これは、そうすると大臣と労政局長の答弁はまただんだん退歩してきております。これはどうですか。内示とか回答についてはできるだけ自主性がこの制度の上で発揮できるように、縛りをできるだけ少なくするというようなことでやりたい。根本問題はいろいろな面から検討しなければならぬ。これは労働省の松永労政局長が去年の六月十日に衆議院の社会労働委員会が発言しているのです。大臣はいま、春闘の場合にこれをやることはなかなか困難であると言いつつ、これはできるだけすみやかに自主的にある程度事をきめるといふ幅を持たせていきたいと思っております。これも去年の十月九日に衆議院の社会労働委員会が発言しているのです。双方ともこれはやると言いつつ、一たんその場所になったら、これはできない、こういうようなことがとりもなおさずこの解決を困難にする、そういうような結果をもたらすことになるんじゃないか。私どもこれは政府の姿勢、ことに労働省が積極的にここで発言しながら、社労委員会で答弁しながら、それを実行しないところに問題の根幹があるんじゃないか、こういうわざを得ないのであります。このときにちゃんと答弁しています。ではこの答弁で、自主的にやらせたい、だんだんやっていきますということは、これはうそなことには大臣なってしまうんじゃないか。これは労働組合だけの問題で

はありませぬ。労働問題全体の問題としても大きい問題なんです。どうも前首をひるがえしてだんだん困難なほうにやるということは無責任です。こんな無責任なことはやっちゃならないと思えます。日にちがはつきりして、そして発言した委員会までではつきりしているのですから、こういうような問題については責任をもって指導すべきだ、こういうふうに思います。これは大臣と労政局長の言であります。これは現にやっていると、この言とじゃありませんか。これだからなおさら紛争が長引くことになっちゃいます。これは一体どういうことですか。

○石黒政府委員 ことばが足りなかったかもしれませんが、労働省といたしましては、自主交渉で解決されることが望ましいというたてまえにつきましては、少しも変更ございません。ただ、それを実現するにつきましては、非常にむずかしい問題がたくさんある。そのむずかしい状況の中において、実情に即して少しづつでも前進させるように努力したいという趣旨のことを昨年、一昨年も申し上げましたし、現在もその心境に変わりはないということをお申し上げている次第でございます。

○島本委員 大臣も同様ですか。
○野原国務大臣 同様の努力を積み重ねてまいりたいと考えております。
○島本委員 大臣は同様だと言いつつ、自主的にある程度幅を持たせていきたいと去年言っているのですが、ことしは全然幅がない。去年と同じなんです。どこで幅を持たせてありますか。それから労政局長、あなたのほうでも、これは内示とか回答について自主性がこの制度の上で発揮できるように縛りをできるだけ少なくするというようなことでやりたい、これまた言っているわけなんです。ことばが少し俗なことばでそのとおり言っただけなんです。これでは大臣もあなたも、自主交渉は認める、望ましい、むずかしい問題がある、段階的に解決する、大臣は幅を持たしてやりたい、こう言っているが、去年とことしは何ら変

わっておられない。これは皆さん方が努力していないということになってしまふじゃないか。その原因はどこにあるのですか。大蔵省ですか、それとも公団当局の自主性のなさですか。皆さんの指導を聞かないということなんですか。原因はどこにあるのですか。

○石黒政府委員 逐次自主性を増していきたい、そのためには弾力性も持たしていききたいというところで、御承知のごとく一昨年は初任給につきまして若干の弾力性を持たしたわけでございます。昨年につきましては、その点について非常にはつきりした形では出ておりませんが、公社当局の実情を反映するように大蔵当局も非常に努力をしてくれたと思っております。四十六年の賃金につきましては、まだこれからの問題でございますけれども、何らかの形におきまして、前年よりも前進させるようにできる限り私もさらにいろいろ研究をし努力をしてみたいと考えておる次第でございます。

○島本委員 どうもことばはいいんですが、さっぱり実効があがっておらないのです。木村副長官来ておりますか。一時三十分に着席することになつていますが……
○増岡委員長代理 間もなく参られます。
○島本委員 それでは来たらばやりましょう。
これは、政府が自主的に決定を持っていくとか、または政府の約束を前進的にこれを指導するとかいろいろ言っているわけです。しかしながら、政労協の賃金紛争は依然として長期化している。私はそれがわからぬのです。どういふことですか。

〔増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席〕
これは労使関係の紛糾の度がむしろ深くなつてきている。そして異常にこれが長引いてきていく。こういうようなことは改善の具体策がないということなんです。この点について参考人でございませぬ南部総裁並びに川口理事からも伺いたいと思つたのです。これは異常に長引いてきている。紛争もそういうような状態になつてきているとい

うことは、改善の具体策がないからこういうことになっていくのですか。それともほかから圧力があつてできないのですか。自主交渉をやるように指導なさつておる、なさつておつてもできないという。何が壁なんですか。そこをはつきりしてください。それとも自主能力がないのですか。

○川口参事 答えました。

現在政府関係特殊法人といいますが百幾つかあるわけですが、その大部分が給与の基準については監督官庁の認可を必要としております。ですから、われわれといたしましては、その認可がどういう基準で認可されるかというのが明らかでない場合には、有難回答というものが実際には出せないということになります。そういう状態でございます。なお、現在長期化しておるということでございます。納得を得るよう努力している次第でございます。

○島本委員 その認可というものは、いまおっしゃつたのは法的なことばで何と申すのですか。

○川口参事 法的なことばでやはり認可でございます。これは監督官庁に協議することになっております。

○島本委員 給与改定については政府の承認が必要だ、こういうことですね。そして政府の承認基準、これがいわゆる内示だ。それが示されるまでは具体的に回答が出されないのだ、したがって、政府がこれを承認しない以上、いかにやりたくても、皆さんのほうでは具体的な団交に応じて自主的に決定はできない、こういうようなことだということですか。それとも内示というものは承認基準ですが、それがすなわち承認なんですか。これはいづれなんですか、内示を示して、そのあとで承認を受けるのですか。

○川口参事 通常内示を受けまして、それに基づいてわれわれのほうで俸給表その他をきめまして団体交渉するわけでございます。それで団体交渉がまとまり次第認可を受けるわけでございます。そういう手続になっております。

○島本委員 大蔵省関係係れておりますね。承認と認可、この問題に対しては具体的にはつきりしないといけないと思つてます。法何条によつてこの承認がきめられ、法何条によつてこの内示がきめられておるのか、これをこの際明確にしておいてもらいたいと思つてます。

○谷口説明員 先ほど住宅公団の川口理事から答えがありましたように、非常にたくさん法人がございまして、いま例としてたまたま住宅公団というところであつておられますので、住宅公団の法律の条文を引かせていただきます。日本住宅公団法の五十四条「給与及び退職手当の支給の基準」というのがございまして、「公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない」というふうな書いしてございまして、これが給与及び退職手当の支給基準の規定でございます。それから六十一条「大蔵大臣等との協議」という条文がございまして、「建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない」と。その第一項の第二号でございまして、第一号は省略いたしますが、「第四十七条第一項及び第五十四条の規定による承認をしようとするとき」と。したがって、この五十四条で建設大臣の承認を受けるという形になっておる、六十一条で大蔵大臣への協議という形になっております。

○島本委員 そうしたならば、五十四条、六十一条によつて政府の承認は、今後といえども、自主交渉並びに労働基本権は認められておりながらも、政府のこのういふような拘束によつて自主解決もできない、今後はだんだん争議が長引くだけである、こういうようなことになってしまふのですが、これに對して大蔵当局は具体的にどういうふうにしてたら一番いいと思つておられますか。これは大臣でなく大蔵当局。

○谷口説明員 非常にむずかしい御質問でございますが、先ほど引用させていただきました条文に即して、現在大蔵省の給与課といたしまして

は、各主務官庁から協議がありましたものにつきまして、その協定をなすという形になって、そのあとで法律的には承認がされて支給規程がきまるということになるわけですが、実は先生先ほど来御質問のように、政府関係機関の職員につきましては、御案内のとおり労働三法の適用があるという形になっております。そういう形で、当然のことながら、労働間の団体交渉による労働協約というものが締結されるというたてまえにはなつておりますが、先ほどこれは住宅公団のところでは述べたけれども、ほかの政府関係特殊法人については大体同じような規定になっておりますが、これらの特殊法人は、御案内のとおり、その業務の公共性とか公益性とかあるいは特殊性ということがございまして、政府の出資によつて設立されておるか、あるいは業務の運営についても財政投融資資金が出ておるか、あるいは政府の交付金、補助金等が出ておるか、あるいは経費について予算として国会の審議を仰ぐ、こういうような状況にございまして。

そこで、そういう一方において労働三法があり、一方において政府関係がいわゆる民間とは違つた二つの問題がいわば非常に交錯しておるという状況かと思つてます。そこで私どもといたしましては、そういう業務運営や給与の決定については先ほどのような手続になっておりますが、これは、結局はとりもなおさずそういう二つの問題をどうやって現実的に調和するかということがこの問題解決への方法ではないか、こんなふうな考へておられます。

そこで、先ほど労働大臣あるいは労政局長がお話になりましたように、一昨年は初任給の問題につきまして当時非常に大きな問題で労使間に交渉が行なわれておりましたが、私どももその問題の重要性から、この初任給につきましては、御案内のとおり一昨年は、二百円のアローアンスというところで問題の解決への一歩といたしました。御案内のとおり当時三万二千円という初任給が支配的でしたが、それを四万円、いわば

三千八百円プラス二百円という形でもつて三万六千円、あるいは三万五千八百円プラス二百円という形で初任給の大学卒の基準を上げておりましたが、こういうようなものはそういう問題解決への一つの方法である、こういうふうな考へておられます。

そこで、昨年末はどうしたかということで先ほど来労政局長から御答弁があつたわけでございますが、ふえん的に申し上げますと、御案内のとおり、この政府関係特殊法人については、先ほど来申し上げておられますように、そういう事情から初任給について公務員の給与に準じたような形で従来運営されておりましたが、去年はたしか公務員給与が八月十五日に勧告がございまして、八月二十五日に、閣議決定におきまして公務員給与の実施とすることを一応きめていただいたわけでございますが、その日の直後、具体的には二十五日、二十六日と、こういう日から数回理事あるいは主務官庁の方々とお会いいたしましたり、あるいはその以前からも、いつかこの席上でも御答弁申し上げましたが、組合の人たちにも話を聞きました。このような過程を踏まして、御案内のとおりにおつたことは、たしか十一月の終わりに近いころに、いろいろな事情でちょうど最終的な話に入りましてから、去年はそれが給与勧告の閣議決定をしてからわずか一カ月とちよつと、十月の九日という日からこういう実施した状況に入つておられます。いわばこういう問題も一つの前進である、私どもはこのように考へておられます。同時に、その過程におきましていろいろな方と議論をし、かついろいろ勉強させていたいただいた、こういうことも私どもはやはり前進への一つの前進でありたいと思つてます。

○島本委員 長々とつづいた日本語で答弁していただきましたが、要は大蔵省が承認を与えた中でこれをのめば一番簡単だということなんです。大蔵省が与えたその範囲内であつたのみならず、これが円滑解決への道だ、労働基本権を持ち

ながら、団交権も持ちながら、そして自主交渉も大いにやりなさい、自主解決もやりなさい、政府がこれを指導しながら、大蔵省が認めたいものをのまないじゃこれは解決にならないんだ、こういうような一つのやり方が、いまいみじくもあなたの口からいろいろ出されましたけれども、これは諸外国に信を失うとですよ。何が調和ですか。いま産業との調和ということはおもう公害でもなくなっちゃった。あなたのほうが、あらためて大蔵省、何と調和するのですか。いまもうすでに産業との調和は公害はない字句なんです。いまあなたは、すでに大蔵省との調和を持ち出して、これはまさに産業との調和でしょう、こういうようなことは公害でなくなつたのと同時に、これは今後の大蔵省にもないことばだ、こういうように理解しなければいけません。大蔵省は数字になかなかたんのうであつても、頭の回転のほうは、時代はもうだいが進んでいるよ。もう少しあなたのほうはこの点を現実に対応するように今後はやってもらわないといけないと思う。あなたのほうで承認したやつでない、初めにこれをのむのむのむといと解決がおそいぞ、こういうのはどうかつといふのです。だめです、こんなことでは。

それと同時に、官房副長官、せっかくおいでなさいましてありがとうございます。それで、あなたのほうではおとしの五月十四日の衆議院の社会労働委員会に出たいただきました、その席でやはり政労協の問題に端を発して、自主交渉がどういうような制約でできないのか、いろいろこれを探求し、答弁されたことばの中で、「毎年続けてはいけないというような前提のもとに」法律上の制約の、事実上の制約内において、できるだけ自主性を發揮するようなくふうを、政府並びに当事者同士でぜひ協議、努力をしたい、こういうようなことをはっきり言っているわけですが、議事録に「よります」と。それと同時に今度は、去年の八月五日に、これはいろいろこの団体の長の人とお会いになって、その席上で、内示については一挙に廃止するといふことはむずかしい事情にあるので、

昨年一つ、ことし一つ、こういうように一つずつ解決していくようにしたい、こういうように言っているわけですが、そうすると、段階を追ってこの内示制は廃止していくのだ、そして自主解決、それから自主交渉、この上に乗っての一つずつの解決を促進するのだ、労働大臣も労働局長もこの辺でおるのです。あなたもそう言っているのです。しかし去年に比べてことしは何も進歩していません。一つ一つやっていく、あなたもおつしやっている。さっぱりこれは進んでいないのです。あなた自身も責任を持たなければいかぬと思うのです。政労協のこの内示の問題、承認の問題、こういうようなものは、労働基本権を認めながら、これは余分な拘束を与えている結果になるのじゃないか。これに対してどのような考慮を払い、今後どのような努力をするつもりですか、この際国民の前にそれを明示してもらいたいと思ひます。

○木村政府委員 自主解決のために漸次改善をしていきたい、また、そのために努力することはいまでも変わりませんが、ただこの政府関係特殊法人の特殊性、また公務員給与との関連性、その時期等から考えますと、やはり一挙にこれを自主解決の線に持っていくにはまだまだ困難があると思ひます。したがって、先ほど大蔵省の事務当局から説明がありましたとおり、一昨年からこの初任給についてアローアンスを認めるようになったのも一つの改善の点だと思ひますが、ただ、できればその内示の時期を早めていきたいといふことはきわめて必要であらうと思ひますので、昨年は公務員給与が時期ともに完全実施いたしましたので内示の時期を早められたのであります。これも公務員給与については完全実施の線が早く出るだろうというふうな見通しがあります。その点については内示の時期を早めることについて努力をさらに重ねたいと思ひます。また、このアローアンスの幅につきましても、昨年、先ほど説明いたしましたとおり、二百円の幅を認めましたのでございますが、これについてもできるだけそのアローアンスの幅を認めていく

ように努力を続けたい、こう考えております。○島本委員 いわゆるこの政府関係特殊法人労働組合協議会、政労協です。この政労協の場合には、これはもう法的にも公務員準拠、これが正しいのだというふうにしてこれは明記されていないですね。あくまでもこれは運用上の問題で、これに準拠してやらせているようですね、副長官。そういうふうにしてやってみると、仕事の内容そのものを見るに民間の仕事と同じですね。身分として労働組合法上の制限は、いわゆる労働三法の適用を受けていますね。そういうふうにしてみると、これはやはり労働三法の適用を受け、賃金は労使の自主決定のほうに望ましいと労働省は指導している。こういうふうなことになるならば、なぜこれは、自主決定だけは、内示をしてそのあと承認を受けるようなふうな手続をしなければいけないのか、こういうふうなことをやっておくのはおかしいじゃないか。

（伊東委員長代理退席、委員長着席）ましてこれは、段階的に解決していくんだ、こういうふうな一つの明言があつたわけですが、もう初任給はやつた。ことしは何でやるんですか。来年はどうかというふうにしてやるんですか。そうして、年次計画を立ててこれが年次解決というのです。場当たりでこれをやっても、この趣旨に沿うことにはならないと思ひます。それがとりもなおさずだんだん争議を長引かせる結果になると思ひます。

いまのようなことをやらない以上、これは解決にならないし、政府の怠慢であり、大蔵省の一つの権限行使のもとに屈服しているのじゃないか、こういうわざを得ないじゃないかと思ひます。そのためには、青英劣というところでは、一九六八年には百四十五日もこれは争議が続いておる。それから次の年六九年には二百八十日、七〇年、去年には二百八十八日とだんだん長くなってきているのです。それから今度は、ジェットロ労働組合のほうでは、やはり一九六八年には百五十五日、一九六九年には二百六十一日だ。それから去年、

七〇年には二百四十五日、これもだんだん延びてきているのです。こういうふうなものは特例だと思つていたら、そうじゃないのです。他の組合でもみんなそういうふうな傾向が出てきているのです。これは農地開発機械公社、こども一九六八年には百五十六日だ。ところが次の年は二百七十一日、それから去年では二百九十四日、これもだんだん長引いてきておる。そのほか農林漁業団体職員共済組合、これにも同じ傾向が見られます。一九六八年には百六十二日、次の年は二百六十七日、こういうふうなふえてきておる。それで去年は二百四十七日、これは若干減つております。こういうふうにしてみますと、各団体のこういうふうな経過はだんだん長くなってきております。ほかのほうは交渉によつてだんだん早まってくる。鉄鋼なんか一発回答だ、こういうふうなことになつてきておるのに、より一そう民間に近い政労協のほうにだんだん長くなってきておる。こういうふうなことは、やはりどこかおかしいのじゃないか。やり方に対しても、必ずどこかに重大な欠陥があるのじゃないか。まして副長官あたりは、一歩一歩自主決定に持っていく、こういうふうなことをはっきりお約束なさつておる。しかしながら、政府の約束にもかかわらず、今度は政労協のいわゆる賃金争、こういうふうなもの、依然としていま言ったようにして長期化の傾向がある。こういうふうなことになる、この労働関係はむしろ異常に紛糾しているといふことになり、改善の具体策については、もう責任をもつて政府がいま言ったような自主解決、自主交渉、この線に乗ってやらせるよりしようがないじゃないか。そうでない以上、いかに大蔵省が何と言つても、労働省の指導があつても、だんだん長引いていつておるのです。これをもつてだんだん解決していったという結果にはならないと思ひます。これはどういふことでしょうか。この点については高橋なる労働大臣と副長官お二人の御高見を賜りたいと思ひます。

○野原国務大臣 政府関係の特殊法人につきまし

ては、従来からそうでありませんが、なるべく自主的な円満な解決ができるように、当事者能力を付与して回答も早く出してもらい、あるいはまた弾力的な回答を出したいというふうな考えでおりますが、どうもきわめて困難な事情もございまして、そういうふうになっていないところに御指摘の問題があると思うのですが、しかし、いつまでもそういう状態は好ましくございませんので、できるだけ早くそういった自主回答ができませんように、今後とも重ねて努力を続けてまいりたいと考えております。

○島本委員 副長官のほうから答弁がないようですが、大体同じだと思うのです。そうなりまして、これはやはり政労協の使用者側の最近の動き、こういうふうなものは注目しなければならぬのですが、何か大蔵省やそういうふうなののが、頭から予算に關係して圧力をかけているのじやないかというふうな傾向が見られるのです。もしそういうふうなことがある場合には、副長官あたり、き然たる態度をもって、あまり労働運動の中に、いかに金の大きさを握っている大蔵省であっても、あまり関与するというのは好ましくないので、あまり関与しないか、私こう思うのです。中にはこういうふうな傾向がございまして、使用者の中には、最近では賃金は本来春の段階で自主的に解決すべきである、こういうようなことを言っている方もあるようです。それと同時に、いわゆる内示は廃止すべきである、こういうようなことを使用者の中でも言っているのです。こういう考えが、もう自然と出てくるようになってきているんです。したがって、政府としても、関係官庁の指図を受けなくとも、みずからの判断と責任で自主的に賃金をきめようとする、この使用者側のこういうふうな前向きな姿勢に対して、これを尊重すべきじゃないのか。もちろん、これを尊重すべきであり、こういうふうに指導するというのが労働省の考え方です。段階的に解決していくというのが去年の副長官の答弁であります。そうす

ると、使用者もこれを望んでいるわけでありませう。使用者も望んでいるのに、だんだん争議が長期化してくるということは、これは重大な欠陥がどこかにあるということでありませう。そういうふうなのは、大蔵省なり政法連なりが、何かこれに対して待ったをかけるような現象がないかどうか。そして、自主交渉を妨げている、こういうふうなことがあつたならば、これはおかしなじやないかと私も思うわけです。どうもこの点は私釈然としないうわけですね。ことに政府、大蔵省、こういうふうなものが保障を与えるのが正しいわけですけれども、これ以上の、権限、たてまえを逸脱して各省間に圧力をかけるというふうなことは、これはやるべきじやない、自主交渉にまかすべきだ、こういうふうな思ふのでありますが、この点については副長官、どのようにお考えでしよう。

○木村政府委員 制度的に一律にこれを解決するのはなかなか困難でございます。これは、率直に私申し上げたい。ただ、実質面で漸次これを段階的に改善するということは当然やらなければならぬことでもあります。昨年せつかく公務員給与の閣議決定を早くやりました、しかも十月六日に内示時期をおくれたというの、これはよく私事情を聞いてみますと、大蔵当局が非常に各関係省の話をよく聞いてくれた——当然のことでございます。そういう実質的な面の改善があつてのおくれたというふうなことに私聞いております。そういう意味におきまして、政府部内で当然これは大蔵省、関係各省との話し合い、あるいは当事者とのいろいろな協議がございませう。できるだけいま申し上げた趣旨を織り込んで、政府のほうからも話し合いに臨みたい、こういうふうな考えております。

○大原委員 関連して。きょうは労働大臣も副長官も大蔵省もおられる。それで、一言だけ関連質問するんですが、政労協関係の職員が非常に不満に思っているのは、私は二つあると思うのです。その一つは、總裁と

か理事長とかいう名前がついておりませう。それは民間の企業の給与に匹敵するような高い賃金を取っているわけですね。これは主として天下りです。関連企業へ高級公務員が横すべりをしていられるんです。それは、同じような企業やあるいは公務員のベース以上の給与をもらっているわけですね。總裁や理事長は、だから、その天下りとかその特別待遇、それは、公務員の年金をもらいなから高い給与を取っているんです。總裁も理事長もそうじやないですか。違いますか。これが一つ、まずあるのです。それに対して政府は、一般の職員に対しては公務員に準ずるといいうワケをがつかけるのです。

それからもう一つの不満は何かという、たとえば農林金融公庫その他政府関係の政労協の中の金融機関のものは、同じような銀行とか生命保険とか証券とかという金融機関の同じような条件の人の給与を見るわけです。それとある程度匹敵しないといふ人がこつちへ来ないわけですね。それから、たとえば住宅公団その他でしたら、土産業者の他の技術関係のそういう職場との関係を見るわけです。公務員と同じような技術を持ち、経歴や資格や経験を持つておる民間の企業の人と比較するわけですね。そこで非常に差があるのでいい人が集まらない。そういう二つの大きな不満があるから私は、公団自体の運営というものが非常に大きな問題に達着していると思うのです。それで、いまの島本委員の熱心な質問にもかかわらず、具体的な内容についての前進がないのです。政府関係機関が成立いたしましたからかなり時間がたつたわけですから、かなりの経験も得、技術を得てきておるわけですね、そのことからいいまして、その点に対しては新しい方針を政府全体として立てて、そして政府関係の企業が当事者能力を持つて、そして従業員が納得できるようにしなければいかぬ。これは当然だと私は思ふのです。そのことを漫然といままでどおりで、大蔵省が握る、関係の各省が握る、そういうことで締めつけておつたのでは問題は解決しないと思うのです。私

はその点について再検討すべき時期にきていると思うのですが、官房長官いかがですか。

○木村政府委員 特殊法人の役員給与あるいは職員給与はいろいろ問題がございませう。ただ、特殊法人の成り立ちから申しまして、できるだけそういう民間の有識者の中へ入れたいというので、給与関係もそのようにきまっております。

ただ、一般の国家公務員に比べますと特殊法人の職員給与が非常に高いというのは事実でございます。したがって、特殊法人の役員給与もそれだけベースを高くしなければいけないという実情もございませう。しかしながら、いま御指摘のとおり、特殊法人の役員にいわゆる天下りと申しますか、公務員の就職が多いという実態——いま特殊法人が全体で百二十くらいございませうが、その常勤役員の数も全部で七百四十七名でございませう。その中でいわゆる公務員からの天下りの数は二百五十三名、大体三分の一という現状でございませう。私も、特殊法人の役員にはできるだけ部内の登用者あるいは民間からの人材を入れたいという努力しておりますが、しかしながらこれが言うべくしてなかなかかむずかしい。特に民間の方の採用を私も各省に言っておりますが、いまの経済状況が非常に活況を呈しておるといふ点で民間に人材が払底しておるといふことから見まして、有能な人材がなかなか御推薦願えないという現実の困難がございませう。

そういう面では、実はたまたま特殊法人のいわゆる公務員出身者の数がなかなか減らせないというジレンマにあることは率直に申しましてあるわけでございます。したがって、今後の特殊法人全体の制度的な改革ということとは別問題にいたしまして、現在問題になっております政労協の賃金の問題につきましても、先ほど島本委員にもお答えいたしましたように、制度的にこれを一律に解決することは、特殊法人の特殊性からいましてきわめて困難なことでございますが、その実質面での改善は段階的に積み上げていこうという意味で、ことしもいよいよ春闘が始まっております。

れども、春闘の中でこれを早期に取り上げるのは、はっきり申し上げてなかなか困難がございませぬので、できるだけ早く公務員の給与ペーを決定した上で、これとの関連において大蔵省あるいは関係各省、また当事者との話し合いで政府がそこへ入りまして解決していきたいと考えております。

○島本委員 春闘で解決するのが一番いいんじゃないかと思うのです。これは回答するのが悪い。これは天と地の違いで、やはり春闘で解決してやるのがみんなが納得する最大の便法じゃありませんか。それを、春闘で解決するのは望ましくないという考え方がよくわからない。

それともう一つは、いま言ったように、使用者の中には、内示体制は不当だ、賃金については今は全面的に自主交渉により決定すべきである、こういうようなことを、もうすでに海外技術協力事業団の関係者が協定書で協定して署名捺印しております。それだけじゃありません。去年の八月二十七日に、アジア経済研究所東畑会長とジェトロの原理事長が福田大蔵大臣と鳩山主計局長をたずねた際に、特殊法人は労働三権が保障されているのであるから、将来も内示を続けては困る、早急に廃止すべきじゃないかというのに対して、福田大蔵大臣も、事情はよく理解したので今後努力すると約束しておるわけです。大蔵大臣が努力すると約束されたのですから、いまだに承認が必要だ、協議が必要だというような考え方が官僚の独走じゃないか、こういうふうに思うわけなんです。望ましくないというの、このやり方が望ましくないのです。春闘でこれを解決するのが望ましいのです。この点少し主客転倒しているようでありまして、この際長官はこの点をはっきりしておいてもらいたいと思うわけなんです、いかがでしょうか。例をあげれば数限りなくたくさんありますが、いま言ったようなことで自主交渉が望ましい。使用者の中にもこれをやってくれという声が高くなってきている。こういう点からしてこれを行なわせる、しかも春闘の中でこれをやらせ

る、これが正しいと思います。春闘の中でやる悪いという論拠を示してもらいたいです。

○木村政府委員 私が申しましたのは、政府関係特殊法人の特殊性から申しまして、国家公務員の給与との関連性が断ち切れないという点で申し上げたのであります。ただ、おっしゃるとおり労働三権の認められておる政府関係特殊法人、それと政府関係特殊法人の特殊性とのちよと接点にありますので、そういうことからして、いま申し上げましたとおりの自主交渉をできるだけ実質的に解決していきたい、こういうような努力をしてまいりたいと思います。

○島本委員 その方面とあわせて、内閣の扇のかなめの役をつとめている副長官としても、今後大原委員が指摘されたように、公団そのものの中に不満をもちたすような原因がある。いわゆる天下り人事、総裁、理事長というような人たちは給与が高い。それに比べて従業員のほうは公務員ペーに右へならえさせられる。民間と同じような労働三権の適用を受けながら、これじや自分らの立場はあんまりひどいじゃないか、こういうようなやり方がほんとうだとするならば不満が起るの、当然であります。したがって、こういうような問題の解決もあわせて副長官考えないといけないと思います。これは今後の問題であろうと思いますが、これに対してどのようにお考えでしょうか。

○木村政府委員 先ほど大原委員の指摘されました特殊法人の制度的な面、したがって、またそれから由来しております特殊法人関係の賃金の決定の問題、これらは総合して今後制度的または実質面において改善の努力をしていく、こういう考えであります。

○島本委員 しかし、使用者がいまの段階で自主的な有額回答を示すという事は、いまの制度的なもので十分やれるのです。政府がやらせないだけなんです。それと同時に、中労委の会長もこのことを認めているわけです。ですから、労働関係では労働大臣を中心にして、やはり行き方に沿うよ

うにして解決をはかったらどうでしょう。この問題について特に中労委の石井会長のほうでは、制度上自主的な賃金決定に制限が課せられているのではなく、内示は運用上、事実上の制約であって、これは制度上の制限ではないんだ、したがって使用者には管理運営の権限があるべしとの判断を持つべき責任がある、こういうふうにはっきり言っているわけなんです。もうすでに労働慣行としてもこういうふうになつてきている。それにもかかわらず、やはり依然として承認だ、協議だ、こういうようなことをやる以上、確かに政府と使用者の間の承認行為は内示によってスムーズになるかもしれませんが、それは、しかしながらそのために労働間の紛争が長期化しておるのです。それと同時に激化しているのです。それと同時に事業運営上の打撃、これは関係者や国民大衆にも迷惑は当然かかるとなるわけです。スムーズにいくのは、政府と使用者の間だけだ。一番激化してくるのは、これは労働運動の中でこれが激化してくる。これは望ましくないという事はあたりまえなんです。こういうようなことに対して一体どうなのか。労働大臣、官房副長官、それから南部、川口両参考人の御意見を賜わっておきたいと思えます。これは重大です。

○野原國務大臣 島本さんの御主張、まことにごもっともでございます。今後できるだけ政府関係法人に対する回答等が自主的に行なえるよう最善の努力を尽くす考えでございます。

○島本委員 それから直接その運営に当たっている使用者側の代表も来ておりますが、南部総裁並びに川口理事両参考人の意見も承りたいのです。

○南部参考人 いま労働問題としては、先生御指摘のように、一番むずかしい立場にあるのが政府関係特殊法人の理事者であります。組合側には労働三法が完全に保障されております。使用者側には給与の変更に主務大臣の認可を必要とするという制度上の縛りがございませぬ。これは、もちろん特殊法人としての性格に由来して法律でそのように法定されておる。われわれは、そういう

た縛りの中で、いかにして組合側と自主的な交渉を進展させていくかということにこの数年来絶えず苦勞をされておるわけでございます。それは先ほど来大蔵省から御説明があったように、逐次自主的な交渉の範囲とか、あるいはその時期を早くするとかいうことで改善されてきていると思っておりますが、ここで一挙に春闘までそれを飛躍するといふ体制までには、なかなか全体としていってないかと私は考えております。できるだけ政府関係機関としての特殊性の中で円滑なる労働関係が醸成されていくようにわれわれとしては今後とも努力していきたい、このように考えている次第でございます。

○木村政府委員 繰り返して同じことでございますが、できるだけいま申されましたことについて努力したいと思えます。

○島本委員 時間のようでありまして、残念であります。徐々にはやると言いつつながら、改善のあとが何ら示されないということ、それから、もうすでにいままでのようなやり方では、これは言うのも残念であります。政府と使用者との間の承認行為は、内示によってスムーズにいつても、労働組合のほうとはなお激化する、こういうような傾向を招来するだけにすぎない問題である、こういうようなことは私は残念であります。しかし、この改革の必要なことは、いまいろいろ申し上げました。これに対して的確に対処しなければなりません。答弁は答弁として承っておきます。その答弁は、あえて言うと、私は全部満足できません。もっとも、とほかに方法があるはずであります。したがって労働大臣、副長官をはじめとして皆さんのほうで、今後政府に対して、特殊法人の自主交渉が、労働三法の趣旨にのっとって労使の自主交渉がめめられるように、これが規制の撤廃や緩和を今後大いにはかるように努力をしたいと思います。そして、だんだん長期化してきたような政労協の争議の激化の傾向をここで是正をしてもらいたい。そのためには事務能力の幅、

自主交渉、自主解決、こういうようなものも十分考えて指導すべきである、このことは強く私は申し入れておきたいと思ひます。これに対して代表して労働大臣の答弁を承つて、私の質問は、残念ながら終わらざるを得ないのであります。大臣、いま私が言ったのに対して端的に答弁していただきます。

○野原國務大臣 いままでの御意見、まことにこともつとも拝聴したわけでございますが、この問題につきましては、今後最善の努力を尽くしておこたえしていくよりないというふうに考えますので、これからも一生懸命努力を続けてまいります。

○島本委員 終わります。

○倉成委員 南部、川口両参考人には、御多用中御出席いただき、ありがとうございます。御退席いただいで結構でございます。

○倉成委員 次に、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続けます。後藤俊男君。

○後藤委員 いま大臣が陳情でしばらく退席されましたので、この労働省の職業安定局長から職発第十号、四十六年一月十三日に各都道府県知事あてに書面が出ているわけですが、この書面の中の基本方針の第三並びに第四でございますが、これにつきまして、ひとつ簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

〔委員長退席、佐々木（総）委員長代理着席〕
○遠藤政府委員 御指摘の本年一月十三日の都道府県知事あての通達の第三項目でございますが、これは四十六年度の上半年度の失業対策事業の吸収計画についての指示をいたしたものでございませう。これは昭和四十六年度におきましては失対事業の吸収人員が予算上十二万人ということで決定されておりますので、これをもとにいたしまして上半期の事業吸収計画を策定するように指示をいたしましたものでございます。その中で、月間の失対

事業就労者の就労日数を二十日。これは緊急失業対策法に基づきます失業対策事業の就労予定日数のためを第一の理由として明示いたしました。その二十二日と申しますのは、民間事業、公共事業に就労できない場合に、失対事業に紹介するということに相なっておりますので、こういう民間、公共、失業対策事業を含めまして月間二十二日の就労日を確保できるように計画を策定するように指示いたしましたものでございます。

それから第四番目の日雇労働者雇用奨励制度でございますが、これは現在失対事業に就労しておられます十九万人の人たちの中にも、なおかつ民間の常用の職場に就職できるといった可能性を持つておられる人たちがかなり就労しておられますので、こういう人たちにつきましては、各種の就職支度金制度でございますとか、雇用奨励金制度とか、こういういろいろな奨励措置をできるだけ活用することによって常用就職をする、あるいは自営業につくとか、そういうふうにより自立の促進ができるような計画をするように指示いたしましたものでございます。

○後藤委員 いま説明されましたが、そういう意味の通達だと私も読んだわけですが、そこで問題になりますのは、現在各都道府県におきまして二十日分については国が負担する、さらに残りの二日、三日、合計二十五日ぐらゐは月のうちの働く日を保障しておるといふ果もあると思ひます。さらに二十二日のワク内に入れておる果もあると思ひます。これを一律に二十二日のワク内自治体なり公共事業の分も入れてしまふ、そういうことになりまふと、失対で働いておる人は賃金が安いわけなんです。たとえば千円としますと二万二千円になるわけなんです。これではとても生活はできない金額です。これを二十二日のワク内に入れてしまふということはいよいよ労働条件を悪くしてしまふことになるわけなんです。自治体におきましては、二十二日では気の毒だといふので二十三日、二十五日働かしておったところもあると思ひます。この一片の通達によって二十二日以

上はだめだ、そういう気持ちのある自治体におきましては二十二日の中に入れておるのだぞ、一口に言つてそういう通達ではないかと私は思ひます。ございませうけれども、これは昭和四十六年度予算が二万人減つておる。ですから、この予算を減らすための一つの便法として、この国会で失対の中高年齢者の法律案がきまるだろうから、それを前提にして先食いのような形でこういう通達が出ておるのではないかとおもうに私は考へるわけでございます。妥当な正しいやり方ではない。少なくとも失対で働いておる人は今度上がつて千百三十七円ですか、これは先ほど言ひましたように、二十二日働いたところで三万円にならぬわけなんです。これらの人の稼働日数をふやす方向にやるといふのは話はおかぬことではないのですが、二十二日のワクの中に全部入れてしまへ、こういうことにつきましてはまことに冷たいやり方だといふふうに私は思ひます。

○遠藤政府委員 失業対策事業の就労日数の確保の問題につきましては、これは従来からも民間事業に就職、就労させる、それから、その日民間に就労の予定がない場合には公共事業に紹介をする、こういった民間事業なり公共事業に就労しないしは就職できない場合に、初めてそれぞれの失対事業の現場に紹介する、こういうたてまえになつております。したがつて、月間二十二日と申しますのは、こういった民間事業なり公共事業、失対事業を含めて月間二十二日の就労実績を確保する、こういうたてまえで事業の運営を行なつております。

したがつて、ただいま先生が御指摘のように、県なり市町村で単独の事業を起してこれに失対事業の就労の資格を持つておる人たちが働かせるといふ事例がございませう、こういった県なり市町村、地方公共団体の単独事業も公共事業の一部になるわけでございます。したがつて、そういった事業が行なわれる場合には、そういった事業に優先的に紹介をした上でなおかつ就労で

きない人を失対事業に就労させる、こういう方式をとつてまいつておりますので、したがつて、そういう単独事業の就労日数が月間二十二日の就労確保のワク内に含まれることは、たてまえ上当然のことでございます。

ただ、実際問題として、ただいま先生御指摘のように、一部の地方公共団体におきましては、この二十二日の上積みのような形で単独事業を起して就労をしまひました事例もございませう。これはたてまえに反しますので、できるだけそういうことのないように指導はしてまいつておりますが、一部の特殊な事情のあるものにつきましては、これはケース・バイ・ケースでそういうものを容認してまいつた例も従来ございませう。私も今回の通達におきまして、これをそういう一律に形式的に処理しようといふわけではございませんで、そういった過去の事例も十分考へながら、たてまえを一応尊重しながら組むように、こういう指示をいたしたわけでございます。

○後藤委員 いま説明がありました、たとえばここに三重県の就労の状況を持つておるわけなんです。これによりますと、大男は一月に二十一日半、女は二十三日二日になっておるわけなんです。この中身として失業者就労事業として十八日ぐらゐです。それから、地方失対対応事業として三日程、公共、民間事業として一日程、これを合計しますと三重県においては二十二・五日になっておるわけなんです。ところが、すべての県がそういうことをやっておるかといふと、そうではないに、二十二日の上積みをしておる県もあるわけなんです。それがいままでやってきたやり方なんです。これを四十六年一月十三日の第十号の通達で二十二日以上積みは一切許しません、そういう気持ちがあるなら二十二日の中へ入れなさい、不足分だけ失対事業で補います、これがこの通達の趣旨だと私は思ひます。そうなるまいりませう、地方で失対で働いておる人は、県によつては毎月二十四日から二十五日働いておった人が二十二日以上働けなくなつてしまふ。そこへ賃金

は安いということになれば、ますます生活は苦しくなるわけなんです。なぜ一体そういうふうな通達をお出しになったのか。これはこの通達の中にも書いてありますように、本年度の予算につきましては十四万人から十二万人に大幅に減少をしておる。ですから、労働省としては予算がない。予算がないから、いままでのようなやり方をしておったのでは金が足らなくなる。足らなくなるから、苦しがるけれども二十二日で押えてくれ、失対で働いている人は苦しがるよとなかろうと二十二日で生活してくれ。非常に冷たいというか、失対で働いておる人たちに対する過酷な通達である、私はこう読んだわけなんです。いかがですか。

○遠藤政府委員 全国の各都道府県の失対就労の実績を見ますと、ただいま先生御指摘のように、確かに月間二十二日を上回っている分もかなりございます。実績として残っております。これはいろいろ理由がございまして、民間事業に主として就労しておるという人たちが十九万人の中に含まれております。こういう人たちにつきましては、月間必ずしも二十二日にこだわらずに、相当長期にわたって民間に就労しておる人がおりますので、当然こういう人たちにつきましては二十二日をこえることとなります。それからそのほかに、ただいま御指摘のような単独事業なんかの関係で、計画としては二十二日という計画を予定いたしております。事業の執行の関係で二十二日をこえるような場合がしばしば出てまいります。こういったものにつきまして、それを通り一ぺんに形式的に規制するというようなことを私ども考えておるわけでは決してございませんで、この通達で指示いたしましたのは、一応計画といたしましては、先ほど申し上げましたような民間事業、公共事業、こういったものに紹介して、なおかつ就労できないような人たちは、いわゆるあぶれた人たちを失対に就労させる、こういったたてまえでございまして、一応計画を策定いたします場合は、民間事業にどれくらい見込みがある、公共事業にどれくらい紹介できる見込みがあるかということを一応計算した上で、その残りの分を二十二日確保できるようにたてまえで失対事業の吸収計画をつくれ、こういう指示をいたしたわけがございまして、何が何でも二十二日に押えろという趣旨のものではございません。この趣旨につきましては、ことに限ったことではございません。従来とも失対事業の年度初めの計画をつくります場合は、こういう考え方で一応の四半期ごとの計画をつくるように指示をいたしましたわけではございません。

ある、公共事業にどれくらい紹介できる見込みがあるかということを一応計算した上で、その残りの分を二十二日確保できるようにたてまえで失対事業の吸収計画をつくれ、こういう指示をいたしたわけがございまして、何が何でも二十二日に押えろという趣旨のものではございません。この趣旨につきましては、ことに限ったことではございません。従来とも失対事業の年度初めの計画をつくります場合は、こういう考え方で一応の四半期ごとの計画をつくるように指示をいたしましたわけではございません。

前段の、十四万が十二万に大幅に減った、だからこういふことを指示したのではないかと御質問でございしますが、それは別個の問題でございまして、十二万人に減ったということにつきましては、これはただいま御審議いただいております中高年法案が成立いたしますと、その時点におきまして自立可能な人たちにつきましてはできるだけ就職援助措置を講じまして、常用就職なりあるいは自営業なりによって自立していただくような方策をとってまいりたい、そういうことを一応予定いたしておりますので、上半期の事業吸収計画につきましては別途考える、こういう趣旨でございまして、二十二日のたてまえでいまの問題とは全然別個の問題として実は私ども考えておるわけがございまして。

○後藤委員 だから、あなたもさつき言われましたように、この通達そのものが急に変わったわけではない、中身はいままでと一緒だ、こういうふうには言われるんですから、いままでどおりの考え方でやっていけばいいんですか。そのことをお尋ねしておるわけなんです。

○遠藤政府委員 月間二十二日を最低限確保するというたてまえは従来どおりでございまして、したがってそういうことで事業計画を組みなさい、こういう趣旨でございまして。

○後藤委員 最低二十二日をたてまえとして計画をしてやっていきなさい。こういうことでいまままでと何ら変わりはないのだ、そういうことで確認をいたします。

それからその次は、話はあつちへ飛んだりこつちへ飛んだりしますけれども、失対事業の夏期、年末手当の問題です。昭和四十二年ごろから現在どれくらい夏期手当なり年末手当が支給されておるのか、これを御説明いただきたいと思っております。

○住政府委員 昭和四十二年から夏、年末についてそれぞれ国の分について申し上げたいと思っております。

四十二年から四十五年まで夏分はいずれも九日になっております。

それから年末の分につきましては四十一年が二十・五日、それから四十二年が二十・五日、四十三年も同じく二十・五日、四十四年が二十・五日、四十五年が二十・五日、こういうようになっております。

○後藤委員 そうしますと、いま説明があまりました昭和四十二年が二十一・五、四十三年が二十一・五、四十四年が二十二・五、四十五年が二十二・五、こういう説明ですね。これが増額されておりますのは公務員の賃金が引き上げになったときでございまして、これを機会に、たとえば〇・一ふえたときには一日ふやす、こういうことがたてまえでいまままで増額をしておられる、こう私は聞いておるわけがございまして、これは間違いないでしょうか。

とはもとよりでございしますが、従来国家公務員の期末、勤勉手当等が増額になった場合に、現在の失対事業の就労者の生活実態等から考えまして、そういう機会をとらえて増額の措置をとってきておる、こういう経過だと存じます。

○後藤委員 そういふ御説明ですと、四十五年には期末手当が公務員は〇・二ふえておるのです。四十五年は〇・二ふえておるわけなんです。なぜ失対で働いておる人の年末手当は増額されないのか、お尋ねします。

○住政府委員 四十五年の国家公務員の給与改定で夏に支払われる期末、勤勉手当の増加があった。冬に支払われる分については従来どおりでございまして。そういうようなことが一つの理由。さらにいろいろ失対就労者に支払われる臨時の賃金について相当の増額になっておる。その制度自体についてもいろいろ問題があるというふうな関係から、昨年の年末につきましては、四十四年の年末と同じように二十二・五日、こういうことで支給をいたしておるわけでありまして。

○後藤委員 それなら先ほど局長が説明されました公務員関係の期末手当がふえたときには、たとえば〇・一ふえれば一日増加する。それなら四十五年には〇・二ふえておるものなら二十四・五、こういうふうな修正するのが当然じゃないですか。なぜ一体これは増額しないのですか。夏期手当もやはり九日分です。夏期手当は昭和四十年からずっと九日分です。それから、いま言いました年末手当につきましては、四十年が二十・五、それから今日までにおいて二日ふえておるだけなんです。いまあなたが説明されましたように、公務員関係の期末手当が昭和四十五年には〇・二ふえておるとするのなら二十四・五にするのがあたりまえの話なんです。なぜ一体これは増額しないのかという点です。増額しませんでしたでは通らぬ話なんです。なぜ一体増額しなくてもよかつたのか、何か理屈があると思うのです。その説明をいただきます。

○住政府委員 最も大きな理由といたしまして国

家公務員の期末、勤勉手当の増額は、四十五年度の場合には夏について行なわれておるわけでありませう。冬については従来どおりでございます。冬措置分については、従来どおり二十二・五日、こういうことにはいたしておるわけでございます。

○後藤委員 それならあなたの答弁はますます質問の出る答弁ばかりで、それでは夏期手当をなぜふやさないのですか。夏期手当はいま申し上げましたように昭和四十年から九日分です。今日も九日分ということなんです。いまあなたが説明された、昭和四十五年には公務員関係は夏期手当が上がって年末手当が上らなかったからふやしませんでした。それなら夏期手当がふえたら、この失対で働いておる人の夏期手当も増額するのがあるまいですか。なぜ一体増額されなかったのですか。

○住政府委員 実は期末、勤勉手当を国家公務員に対してふやすという決定が、たしか昨年十二月であつたかと思ひます。そういうようなことで、失対就労者の臨時の賃金につきましては、相当期間が経過しておるといふようなこともございまして、夏について九日を支給しておりましたので、そのままにいたしておるわけでございます。それではことしの夏についてどうするか、こういうことにならうかと思つてございませうが、この点につきましては、私も今後の問題といたしまして、失業対策事業賃金審議会等の御意見あるいは各方面の御意見を聞いて対処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○後藤委員 いま局長の言われましたことしの分については、それはそういうことだと思つております。去年の分については、公務員の夏期手当が年末というのではないと思つておるわけなんです。夏期手当が夏に支給されておるわけなんです。それが増額されておるのでございませう。それが増額されておるものなら、慣例としていまままでやってまいりました公務員が大体〇・一増加すれば一日分ふやす、こういうことで——四十年ではない、だいぶ昔から、昭和三十年ころからずっとやってお

られるわけでありませう。それだったら、去年の夏期手当がふえておるものなら、九日というのを十日分にすると、十一日分にする、これはもうごく常識的なことだと私は思つておるわけなんです。しかも、あなたが言われました公務員の夏期手当が年末にきまるということはないわけでありませう。公務員は夏にちゃんと手当をもらつておるわけでありませう。それが増額しておるなら、失対で働いておる人たちも夏期手当が〇・一ふえておるなら一日分、〇・二ふえておるならば二日分の手当を増額する。これは昭和三十年以来ずっと統計を見ますとそういう増額のしかたをされておるわけなんです。なぜ一体去年はそれをやらなかったのか、その点を私は聞いておるわけでありませう。

○住政府委員 実は昨年の国家公務員の期末、勤勉手当の支給の問題でございますが、これは人事院勧告を受けまして政府でその増額を決定しましたのは、昨年の年末に、さかのぼつて公務員の夏期の分を増額しておる、こういう事情でございます。失対就労者の場合はすでに夏期に支払つておるわけでありませう。それから従来を経緯等も、そういうような場合には、当該年度における支給についてはさかのぼつて支給するといふような経緯にはなつておりませうので、私もといたしましては、そういう従来を経緯等、あるいは臨時の賃金そのものの性格等も考え合わせまして、特に公務員の夏期の期末、勤勉手当の増額がさかのぼつて支給されたのでございませうが、そういうような関係で失対就労者についてはさかのぼつて支給するといふようなことをいたさなかつたわけでございます。

○後藤委員 まあいろいろと説明のしかたはあると思ひますけれども、少なくとも失対で働いておられる労働者の皆さんの賃金というのは非常に安いわけなんです。これは間違いないんです。それとあわせて私は、いま言いましたように、公務員関係の増額と見合つたところの夏期手当、年末手当——見合つたと言つておかしいのですが、増額の率によつていまままで増額されてこられたわけ

なんです。それが四十五年につきましては、公務員のほうはいま説明がありましたように年末に夏期にさかのぼつて〇・二の増額をした。それならそれで、失対で働いておる人に対しても、夏期手当をさかのぼつて二日分追加すればいいじゃないですか。これはやろうと思へばやれることではないでしょうか。公務員よりかいま失対で働いておる人のほうが賃金が非常に安いんです。生活は非常に苦しいわけなんです。いままでもずっと、公務員の賃金がふえるたびに夏期手当、年末手当を増額しておるわけなんです。去年は、さかのぼつたかしらぬけれども公務員は夏期に〇・二増額しておるわけなんです。それだったら、生活の苦しい失対事業で働いておられるこの人々に対し、〇・二に見合つたところの二日分の夏期手当を増額する。公務員は年末に、遡及して支払いをされた。それなら失対で働いておる人々になつて二日分は遡及して支払いをするといふことはできるんじゃないですか。やろうと思へばやれる問題だと思つておる。今度の国会で法律の改正がいろいろ出てきましようけれども、せめていまままでの法律の中で精一ぱいやつていただくのが非常に愛情のある政治だと私は思つておるわけなんです。わけても相手は失対で働いておられる千何百という非常に安い賃金の人じゃないですか。その人に対しましていまままでずっと上げてこられたのに、去年に限つて、おくれたから遡及することができません、公務員だけ遡及していただきましたが、失対のほうは上げませんでして今日に至つておりますと、こういう説明なんです。いまの御説明は、それじゃあまりにも——非常に苦勞して苦しい生活をしておられる人に対しまして、あなた方がやる気にならばやれることをなぜ一体おやりにならなかつたのかと私は追及したいわけなんです。ことしの分につきましてはこれからの相談だと思ひますけれども、少なくとも去年の分につきましては、そういう関係になつておるなら二日分夏期手当として追給するのがあるまいと思つておるのです。これは大臣いかがですか。

○野原國務大臣 お話、昨年の分についてはどうも私もこの辺はよくわからなかつたのですが、そういう扱いをしたという説明をいま聞きまして、これは御指摘のような面もあるかと思つておりますが、今後につきましては十分考えていかなければならぬというふうに考えます。

○後藤委員 そうしますと、いま大臣の言われましたことは、いままでのいきさつが十分わからぬので、一べん大臣として検討してみ、そういうことですね。そういうことは具体的にいへば、いまままで公務員関係の増額に基づいて夏期手当、年末手当を支給してこられました失対事業の人に対して何日分という手当なんです。去年実際に公務員が〇・二支給したかせぬかは別問題として、夏期手当として増額しておるものなら、去年の四十五年度の失対で働いておる人の夏期手当二日分というものを一べん検討してみ、こういうことになるのです。大臣は簡単に言われましたけれども、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○野原國務大臣 もう去年のことは過ぎたことですから、おそろく予算もないと思ひますし、それは過ぎたことはいまさら何ともしようがない。今後の問題につきましては、前向きにひとつ研究をしていくべき問題ではあるかと考えます。

○後藤委員 そうすれば、私が聞いたことの答弁にはならぬわけなんです。これからのことは、局長もさつき言われましたように、これからきまつていくのですからね。四十五年度の夏期手当として二日分増額すべきものである、それが増額されておらぬわけなんです。まあそれは過ぎ去つたことだから、おまえいままさら言うたつてしようがないぞ、こういう言い方なんです。それで一体いんでしようか。これは局長だって、関係の皆さんだつて、いまままでの過去の事例に基づいてやろうと思へば二日分の夏期手当なり年末手当の増額はできたわけなんです。公務員は夏期手当がふえたのですから、それをやらずに、非常に失礼な言い方かもしれませんが、いわばサボつておいて、もう今日は年度が変わつたから、おまえ去年のこ

とを言うたつて、そんなものはあかんぞ、こういう話で、大臣の言われるのは、そうしますと、理屈が通らうと通るまいと、去年のことはいままら一切言うな、おれがやってきたことが正しいのだ、こうなつてしまふわけでありませぬ。だから私が言わんとするのは、そうではなしに、少なくとも局長が言われたように、去年公務員が〇・二増額しておるならば、その〇・二のいわゆる二日分については、話は去年のことであつたけれども、一べん検討をしてみる、何か最善の方法があるなら考へてみる、こういうことなら私も聞けぬ話じやないと思ふのです。これは局長も、去年のことだからだめですと耳打ちしておるけれども、十九万四千人という二日分をもらわなかつた人々がおるのですよ。いままで慣例として増額してきて、なぜ去年増額しなかつたのか。これは十九万四千人を対象にしてやつておるわけなんです。去年のことは去年のことだからそれで済んでしまつた、これは大臣のお答えとしてはいかにもおそまつといおうか、愛情がないといおうか、木で鼻をくくつたといおうか、もう少し考へ方があるように私は思ふのです。それとも、そんなものは増額する必要がなかつたから増額しなかつたのだという理由があれば、これははつきりしていただければいいわけなんです。私は一時間しか質問時間がないが、半分ほど費やしたのですけれども、さつきから局長だつて、部長だつて言うておられるのです。夏期手当なり年末手当の過去の経過を考へたら、公務員が〇・一ふえれば、〇・一に見合つて一日ふやします、それなら四十五年度なせふやしておらぬかといふことです。去年のことだからあきまへん、大臣、一体これで話を通りますか。少なくとも普通の生活をしておられる人ならまた考へ方もあると私は思ふのです。四十六年の四月から一日千三百三十七円です。ちよつといふところの賃金なら一時間分ですよ。それくらい苦しい生活をしておる人々に対して、なぜこういうようなおそまつなことをやらなければいけないか、できることをなぜ一体おやりにならなかつた

かといふことを私は追及しておるわけなんです。大臣、いかがですか。
○遠藤政府委員 臨時賃金の経緯について御説明申し上げます。
従来夏期、年末の臨時の賃金につきましては、御指摘のとおり日雇い失対事業就労者の実情にかんがみまして、国家公務員の期末、勤勉手当が増額された機会に、これがある程度勘案しながら増額をしていくというのが実情でございます。ただ、それぞれ夏期なり年末に国家公務員の手当が増額されました場合、たとえば四十年の例をあげますと、四十年に国家公務員の夏の手当が〇・一増額された、その場合にはさかのぼつて支給するという慣例は過去においてもございまして、翌年から支給しておるというのが実情であります。したがつて、昨年の場合も夏〇・二勤勉手当が増額になりましたが、その分はさかのぼつて支給することはいたしませんといふことで昨年は支給しなかつた。従来の慣例にそのまま従つて処理いたしました、こういう経緯に相なつておりま

す。
○後藤委員 そんなことはないですよ、あなたはいかげんなことを言いなさんよ。昭和三十九年は十九・五日ですよ、それから四十年が二十・五日で、公務員が〇・一ふえたら四十年からちやんと一日ふえておるのですよ。あなた、そんなごまかしを言うたつてごまかされませぬよ。この問題ははつきりしておるのだから。ただ問題は、四十五年度になせ二日分をふやさなかつたかといふことなんです。

○遠藤政府委員 いままでの実績は先ほど申し上げたとおりであります。年末の分はそのときの支給に間に合いますので、その年の支給の際に増額して支給しております。夏の分は、これは過去にさかのぼりますので、その当該年度においては支給いたしております。翌年度からそれを繰り入れる、こういう形をとっております。

○後藤委員 それなら、四十年が夏として九日分でしょう。四十一年も九日分ですよ。四十二年、

四十二年、四十三年、四十四年、四十五年全部九日分ですよ。あなたが言われた四十年に〇・一公務員がふえておるといふなら四十一年には十日分にならなければいけないわけですよ。それでもたらめな説明だ。これははつきりしてありますよ。

○遠藤政府委員 四十年の際も夏の分は翌年からやりまして、冬に分だけはその当該年度に支給したといふように相なつております。

○後藤委員 これは夏期手当の分は四十年は九日分でしょう。年末手当は四十年二十・五です。四十一年も二十・五です。夏期手当も九日分で変わつておらぬわけですよ。あなたが言われたことは、翌年からといふことにはなつておらぬわけですよ。冒頭にあなたの説明を聞いて、私の資料と全然違ふぬ、どんびしやりで合つておるわけですよ。それだったら、はつきり四十五年に上げなければいけないのが上げることができませんでしたが、どういう理由で上げることができなかったか、その分につきましては今後の問題として一べん検討したい、こういうふうには言われるなら話はわかるわけなんです。そのことを言わすに、前がこうだつたからあつたからと理屈をつけて説明をされたところで、そういうふうにはなつておらぬのだ。私は正確な資料をここに持つておるので、はつきりしておるのです。公務員を〇・一上げれば一日ふやす、〇・二上げれば二日ふやす、それを四十五年はサボつて、二日分を上げるべきところを上げなかつた、十九万四千人の失対労働者に対しては申しわけなかつた、こういうことになるのです。そうじやないという確固たる説明があるならばはつきりやりなさい。

○遠藤政府委員 国家公務員につきましては三十九年に夏の〇・一増額の勧告が出まして、それが四十年から実施されたわけでありませぬ。したがつて、失対の就労者につきましては三十九年の勧告の夏の分はそのまま支給いたしません。四十一年から一日分を増額しておる、こういうこと

でございませぬ。
○後藤委員 この問題はどうかやつております

と時間がなくなつてしまふので、これは大臣

どうでしょうかな。この問題については、四十五年度についてはいづれにしても公務員は夏期手当

〇・二ふえておる。これは局長もさつき説明されたとおりで。それだつたら、遡及とかいろいろ

な問題は公務員にあつたと思ひますけれども、

〇・二ふえておるのなら、夏期手当の問題につき

ましても二日分ふやす、これは過去の慣例から

いつてもそのとおりでございませぬ。そのことにつ

きましては、十分一べん検討をしてみる、前向き

の姿勢で大臣として十分検討をしてみる、そういう

ことに大臣としては気持ちよきまじりませぬか。

○野原國務大臣 過ぎたことですから、どうなりますかわかりませぬすけれども、とにかく一応検討してみたいと思ひます。

○後藤委員 いま言われましたように、ひとつ検討をさせていただきますようにお願いしたいと思ひ

ます。
それから、失対問題研究会から労働大臣に対して、答申と申しませうか、あつたわけですね。それに基つて今度の法律案がその趣旨でもつて提案されておる。その中で指摘いたしておる問題は、第一番として企業の七割以上が五十五歳の定年制を設けておるが、この定年制の年齢を引き上げる必要があるんじやないか。これもやはり答申の中で明確に打ち出しておるわけなんです。それから二つ目の問題は、国民年金制度の問題です。国民年金制度の問題については、金額の引き上げあるいは支給開始年齢の引き下げ、これが二つ目としていえると思ふのです。それから三つ目の問題といたしましては、これは老齢福祉年金の引き上げの問題です。さらに支給年齢の引き下げの問題です。これは今度の国会で老齢福祉年金に引きましては、三百円引き上げて二千三百円になりました。身体障害者なり寝たきりのお年寄りにつきましては、六十五歳から、これは一歩前進の決定だと私は思つておるわけですよ。いま申し上げましたような三つの問題ですね。これらにつきましても、社会的機運の醸成をはかる

ように政府としては考えていけ、これが答申の中
ではっきりいわれておるわけです。

そこで、お尋ねしたいのは、この定年制の問題
あるいは厚生年金、国民年金制度の改善の問題、
さらには老齢福祉年金の——この間きまりました
けれども、この三つの問題に対して、社会的機運
の醸成をはかるためにどういうふうな今後労働省
なり厚生省あたりが働きかけていられるか。特に
定年制の問題につきましてはどういうふうにお考
えになっておるか、この点をお尋ねいたしたいと
思います。

○野原国務大臣 定年制の問題につきましては、
産業労働懇話会におきまして、労使あるいは中立
側の委員からそれぞれ御意見がございました。や
はり平均年齢がたいへん延びたという現状、それ
からまた、労働力不足の現状等を考えまして、
五十五歳定年制というものはもういまや相当延長
すべきものではないかという意見がほとんど
一致しております。これに對しましては、何歳
ぐらゐの延長をされるかとか、あるいはまた、年功
序列賃金をどういう形にして、これに定年制延長
と結びつけていくかというふうな問題につきま
しては、それぞれ御意見があるようでございます。
今後、やはりこういった問題を真剣に各方面の御
意見を伺いまして、できるだけ早く定年制延長の
実現をはかりたいというふうな考えでおります。

○後藤委員 あとの国民年金の問題なり老齢福祉
年金等の問題もありますが、ただ、今回の失対問
題研究会の中でも、四十五歳から六十五歳とい
うような言い方をしております。そうしますと、
現在老齢福祉年金は一般には七十歳ですから五年
間というギャップがある。これもやはり一つの問
題点である。これも答申の中では指摘しておる
ところですか。こういうような点等もありますの
で、いま申し上げましたところの定年制の問題な
り、国民年金制度の改善なり、老齢福祉年金の問
題につきましては、今回の法律案と無関係だとは
言えないと思つておる。特にこれらの点につきま
して十分留意をしていただく、このことはぜひひ

とつお願いをいたしたいと思つておる。

それからその次は、もう一ぺんポーナスの問題
に戻りますけれども、午前中も田畑委員のほうか
らいろいろお話がございました。この附則の第二
条を読んでみますと、「夏季又は年末に臨時に支
払われる賃金は、緊急失業対策法第十条の二の規
定にかかわらず、支払わないものとする。」とい
うふうな書かれておるわけですか。ところが、今回
出ておられますところのこの中間報告なり答申等を
読んでみますと、たとえば失対研究会の中間報
告、それから中央職業安定審議会の答申にしまし
ても、あるいは雇用審議会の答申にしましても、
臨時の賃金を支払わないというふうな、端的に
はっきり書いた答申はないと思つておる。三つな
がらそうじゃございません。ところが、この附則
の第二条を読んでみますと、だれが見ましてもよ
くわかるように、はっきり端的に支払わないとい
うことが明確に書かれておるわけなんです。とこ
ろが、午前中の質問を聞いておられますと、何らか
の形で実質の生活に激変を与えないように考へて
いく、こういうような説明をしておられるわけな
んです。そうなりますと、この附則の第二条をこ
のままにしておいて、そういう臨時賃金の支払い
が一体できるのかどうか、この点なんです。

それから、二つ目の問題としてお尋ねしたいの
は、この委員会であらうでもないかどうでもないとい
ういろいろな審議が行なわれたから、臨時の賃金
は支払わない決意で提案したけれども、やむを得
ずこれは何らかの形で支給したいという気持ちに
変わったのかどうか、提案の趣旨が私にはわから
ないわけなんです。その辺の説明をひとつしてい
ただきたいと思つておる。

○住政府委員 臨時の賃金につきましては、現在の
制度としましては、緊急失業対策法の十條の二の
条文に基づいて、制度としてもしっかり明文化さ
れ、それに基づいて支給が行なわれておるわけだ
ございまして。そこで、失業対策問題研究会の報告
等におきまして、この臨時の賃金につきましてい
ろいろな問題の指摘がございました。結論的な意

見といたしまして、現行の失対事業の就労者に支
払われるような臨時の賃金は、適切な方策を講
じて支給しないようにすべきだ、こういうことの
御指摘がございまして。私もそういう意見を参考
にいたしました結果、臨時の賃金
は、制度として廃止したい。ところが、雇用審議
会とかあるいは中央職業安定審議会の建議、意見
等もございまして、制度としては臨時の賃金は
廃止するけれども、それを実質的に廃止するなら
ば、就労者の生活に非常に影響を与える、こうい
うことにもなりますので、適切な方策に基づきま
して実質的に給付を続けていきたい、こういうよ
うに申しておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、いま局長が説明され
たことは、この附則の第二条をこのまま置いてお
いても実行できるのかどうか。このままにしてお
いて、いまあなたが説明されたことが実行に移せ
るのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○住政府委員 賃金といたしましてはいろいろの
支給方法があるかと思つておるわけでございます。そ
の一つの方法といたしまして、たとえばそういう
実質的な措置を講ずる。就労日数等に依りまして
賃金の積み上げということも考へられるわけござ
いまして、臨時の賃金としては支給できません
けれども、そういうような措置によりまして実質
的には賃金として支給することができ、こうい
うように考へておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、いまの説明は、局長
の言われたそのまま聞きますと、臨時の賃金はな
くしますけれども、それに見合うところの日給の
ペースアップをいたします、こういうふうな私聞
こえたんです。そういうお考えですか。

○住政府委員 私、一つの考えられる例としてそ
の措置を申し上げたのでございますが、いずれに
しても、実質的に給付できるようにしたいと考へ
ておるわけでございます。その方法はどうする
か、これは賃金審議会の意見とかあるいは就労者
団体とか事業主体の意見を聞いた上で適切な措置
を考へてみたい、こういうふうに思つておる次第
であります。

○後藤委員 それで第二条の問題につきまして
は、これは多くの議員が質問しまして、いわゆる
疑義のある点だと私思ふんです。だから、あなた
のほうとして、はっきりこうしますということ
をい言える段階でもないかわかりませんが、い
ずれにしても、冒頭に私わずか〇・二の二日分の
話をしましたけれども、夏期手当なり年末手当と
いうのは、これは失対で働いておる人々といたし
ましては、それがなければ生活がささえていけな
いというくらい苦しい生活をしておられると思
つておる。四十六年の四月に、一日千七百七十
円です。まるきり三十日、寝ずにはないが、休まず
に働きましても三万円余りなんです。あなた方
がどこかに出張して帰ってこられる旅費なん
です。旅費は大体そのくらいだろと思つておる
が、そのくらい苦しい生活をしておられる人です
から、いまあなたの立場でこれをどう考へるこ
うするといふことははっきり言えないかわかりませ
んけれども、委員会としての結論が出ると思いま
すが、ぜひひとつこの臨時の賃金の問題につきま
しては十分考へて、いままでよりよくなること
があつても悪くなるようなことは一切ないように十
分御検討いただく。これだけはひとつ大臣い
かか、お約束いただきたいと思つておる。……

○野原国務大臣 御指摘のような方向で考へた
い。しかし、従来のような行き方がいかにどう
か、これはやはり実情に即してもっと公正妥當な
方法ありやいなやという点で、これからはいろいろ
なる方面の意見を伺いまして、最も公正な方法で
支給をするということに考へていきたいと思いま
す。

○後藤委員 その次は、これは特に雇用審議会か
ら佐藤総理大臣あてに報告という形で書面が出て
おりますね。その中でいつておられますのは、高
齢者の問題なんです。大体六十五歳以上になれば社
会保障制度が充実しておればその面で生活ができ
るわけでございますけれども、今日の情勢から考

えていきますと、それも十分でない。さらにまた、六十五歳以上になりましたも働きたいというお年寄りもたくさんおられる。こういう人に対しては適職を与える。その仕事としては社会保険制度の中の地方自治体を中心でやるべきではないか。さらに国が大きく援助すべきである。こういうようなことが特に総理大臣に出ておられると思うのです。答申の中にも書いてあると思うのです。このことが今度の法案改正のかなり大きなウエートを占めておるのではないかとこのように考えるわけですが、当面この問題につきましても、どういふふうにお考えになっておるか、この点をお尋ねいたします。

○加藤政府委員 先生御指摘の高齢者の就業対策の問題でございますが、私もいたしましては、来年度の厚生省の予算要求の最大の眼目としたしまして老人対策を取り上げること、この点につきましても、さき先生もちよつとお触れになりましたように、年金問題、特に福祉年金の大幅な増額という問題と、それから老人医療の問題を取り上げて四十七年度から実施に移してまいりたいということ、現在検討いたしておるところでございます。

それから就労の問題につきましては、確かに老人も六十五歳を過ぎても健康である限りは、適当な働く場所を見つけて働くということが、老人の生きがいとして非常に重要であろうと考えております。それで、厚生省といたしまして、現在二十カ所に高齢者の無料職業紹介所を設置いたしまして非常に喜ばれております。就職率も三六%、非常に高率でございます。これを今後大幅にふやまして、働ける限りの老人には適当な職場で働いていただくということに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○後藤委員 いま申し上げました問題につきましては、今後の問題として政府として非常に真剣に取り組まなければいけない問題であろうと思っております。ぜひひとつ強力に推し進めていただきますようお願いいたします。

それからその次は、今回の中高年齢者の雇用促進特別措置法が、現在のところいつの委員会でも採決になるかわからぬと思うわけですが、これだけいろいろの疑義があり、さらには失対が廃止になるかどうかというようなことで世の中が騒いだ問題でありますので、最終的にいつかわかりませんが、これらの法律が制定された場合には、国会においてはこういう審議を経てこういうふうになったのであるということ、各地方自治体に明確にわかるように徹底していただく、このことが私は非常に大事なことではないだろうかというふうにお考えいただけますが、その点、当面どういふふうにお考えになっておるか、お尋ねいたしたいと思います。

○住政府委員 御審議の結果、法律として制定されますならば、私も、今後の失業対策という観点からその周知徹底は非常に大事であろうと思っております。同時にまた、現在の失対事業就労者の方、十九万人おられる方々もこの法案に非常に苦心を持っておられる。ということは、事業主体としても当然そのことについてその趣旨を十分わかっていたらなければ、今後依然として失対事業を続けていくわけで、そういう意味におきまして非常に大事なことであると思っております。御趣旨のように、その趣旨の徹底については万全の配慮をしてまいりたいと思っております。

○後藤委員 その次は、いま失対事業をやっておられるところは、その事業の監督さんとか、いろいろ事務関係の人がおらうと思うのですけれども、こういう人方は地方公務員の特別職ですか、そういう形でやられておるのではないかとこのように思いますが、この点どうなっておりますでしょうか。

○住政府委員 先生御指摘のいわゆる監督ということになりますと、一般職の地方公務員、こういうことになっておると思っております。

○後藤委員 監督以外には、失対へつとめておる公務員の特別職というのはないのですか。
○住政府委員 失対事業の運営につきまして、現

場等におきまして就労者の指導、その他労働管理、いろんな問題があるわけですが、そういう意味で、地方公務員の一般職の方々が現場の監督者——何も一カ所一人という場合のみではございません。一カ所に何人という一般的な配置にもなっておりますが、そういう一般職の方々に事業の監督、運営に当たっていただいております。こういうことでございます。その監督を補佐するという意味で、現在の就労者の中で副監督という制度を置いておりますが、そういう方々は特別職の地方公務員ということに身分上はなるわけでございます。

○後藤委員 それで自治体等で、一般職の業務の職場にも失対職員が増大して、いわば自治体の労働組合にも加入できない労働者をつくることになってしまふ、ですからこの点は十分考えていただいて、失対関係者が自治体の一般職の職場に配置されないように十分考えてもらいたい、こういう意見がありますが、時間の関係がございまして、詳しいことにつきましては、また後ほど関係者と十分相談をいたしたいと思います。

その次は沖繩の問題ですが、沖繩のほうは失対事業は一体どういふことになるのでしょうか。

○住政府委員 現在沖繩においては失業対策事業が実施されておるわけですが、その失業対策事業の根拠となる法律は、ちよつと昭和三十八年改正前の緊急失業対策法に似た法律がございまして、それが根拠になって現在失業対策事業が実施されております。

大体の状況を申し上げますと、事業主体といたしましては三十一市町村。これは琉球政府の直営はございません。それから、対象者としたしまして千六百八十七人、一日平均吸収人員としたしまして千二百五十二人、予算額といたしまして約二億二千万円、こういうような規模で失業対策事業が実施されております。

○後藤委員 そうすると、沖繩が復帰しますとその予算についてはどういふことになるのでしょうか。本土関係と沖繩関係ですね、こういうのは予

算的に別個に措置されておるのか、あるいは現在の国内における予算の中で沖繩の失対問題についても消化をしていくことになるのか、その辺、簡潔でけっこうでございますから、お答えいただきたいと思います。

○住政府委員 現在は、先ほど申し上げましたような沖繩におきます失対事業については大体、各県に対して補助をいたしておりますが、その補助に見合うものを援助費の中に組みまして援助をいたしております。復帰後の失業対策はどうなるかという問題でございますが、現在、その他の制度とも関連いたしましていろいろ検討をいたしておるわけでございます。私もいたしましては、やはり本土並みになるわけでございますから、本土並みの失業対策事業の実施、こういうような方向で考えるのが当然ではなからうかというように考えておりますが、現在いろいろ検討中でございます。補助等の問題につきましても、内地の各府県に対するものと同じようなことになるのではなからうかというふうにも考えておるわけでございます。

○後藤委員 終わります。

○佐々木(進)委員長代理 次に、小林進君。

野党の各位からそれぞれ優秀な質問があったものでございますから、私はつとめて重複を避けるようにいきたいと思っております。いままでの質問をお伺いいたしておりますが、どうしてもやはり政府側のほうが無理じやないかと思われ点が、私の考えでは大体六、七点ばかりあるのでございます。

第一点は、新規の失業者のために窓口を全部コンピュータにしてしまつても、失業者を一〇〇%職業につけしめることができるというこの政府側の確信、これはどうも私納得がいきません。

第二点は、人間にはやはり適性ともいうものがありますから、一たん民間事業に入つていった場合、性格上どうしてもその職場には合わないというときに、その人たちは一体どこへ行くのか。もはや二度と失対というふうな事業に返ってくる道

がないのですから、そういう人たを一体どうしてくれるのか、これが私はどうしてもふに落ちない第二点です。

それから第三番目ですが、これは企業組合としてには独立させるといふふうなお考えも、多くの八百九百くらいある失対事業の中にそういうお考えがあるのですけれども、企業組合として独立した場合に、これには採算というものがついて回ります。採算が合わないときには事業を縮小していかねければならない。そのときにはまたそこで、失業者のための企業の中に失業問題が生まれてくるが、採算の合わない事業を縮小したときに生まれた失業者を一体どういふふうに処置されるか、これも私がかからない第三点です。

それから第四番目ですが、特定の地域に開発事業というものをやりなるといっているのだが、その特定の地域は労働大臣が指定されるようになっておられますけれども、どういふ基準で一体特定地域を指定され、開発事業をやりになるのか。

〔佐々木(義)委員長代理退席、委員長着席〕
全国で、いまの産炭地のように福岡に一カ所、北海道に一カ所というふうな、全国わずか数カ所であるのか。あるいは、いまの失対事業というものは全国三千市町村の中に八百から九百、千近くあるそうでございますが、これをそのまま認める形で千カ所も二千カ所も開発事業所というものを認めていただけるのか。この数と場所と指定の条件が、まだなかなか私にはのみ込めません。これが第四番目でございます。

それから五番目でございますが、いままでの臨時手当というものを名称を変えて存続されるというおことはしばしば承っておりますが、これは政府側、大臣の御答弁等、私も十分御信頼申し上げていいと思っておりますけれども、内容は変えるのだとおっしゃる。内容を変えたいという、その内容をどういふふうにお変えになるのか。これもあまり能率給的におやりになりますという、また非常に厳格なものになってしまいま

して、大きな犠牲が生まれるのではないか。これはたしか一年か二年ばかり前だと思えますが、労働者がやはりこの能率給に基づくような臨時手当というものを計画されて、国会へお出しになるような原案をおつくりになりながら、それをおやめになったこともあったはずですが、一回その作業をおやりになったのですから、その作業もひとつ比べて、今度はこれをどうおやりになっていくのか。いまま少具体的にお示しを願いたいというのが五番目です。

六番目がいわゆる求職手帳の問題でございます。いままでも失対手帳というものをもちょうたに、いかに失対の窓口で労働者が泣いてきたか。お出しにならないのですから。申請書の書類もくれないのですから。一年も二年も三年も、失対手帳をもちょうたに通うための、その通う申請の紙までくれない。そういうことをおやりになったのですから、今度は失対手帳といわぬで求職手帳とおっしゃるのだそうですが、交付条件をどんなぐあいにおやりになるのか。私も法案は見えております。大臣も十五条か十六条にいろいろ規定を設けておられますけれども、具体的に一体失対手帳の厳格なような形をそのまま踏襲されるのかどうか。以上の六点が私のふに落ちないのであります。

そこで、いま六つの問題をその項目だけをお示しをしておいて、これから徐々に第一点から、時間の許す範囲内——四時半だそうでございますので、四時半まで御質問を申し上げていきたいと思うのでございます。

その第一点は、新しい窓口を全部コンクリートにしてしまつて、新しく失業した者の落ちていく失対の窓口をふさいでしまわれるのだが、政府はことしの失業者を一体延べ何百万人くらいを予定されておられるか。その人たを一体どれだけ求職で受け入れる見込みか。これは予算問題ですから、もうちゃんと原案ができていますと思っておりますけれども、お聞かせをいただきたいと思うのでございます。中高年齢者だけでございますよ。中高年

齢者のうちで、四十六年度の求人と求職の関係を伺いしているわけですが、四十六年度の中高年齢の新規求職の申し込み者を一体延べ何百万人を予定されているか。そのうち完全に就職し得るといふ人数をどのくらい予定されているか。これは予算がついて回るのであるから、大臣、いかがでございますでしょうか。大臣、なかなか頭脳明晰でいらっしゃいます。たいへん勉強されて労働行政にエキスパートになられたようでございますから、もうおわかりになるのじやないかと思えます。

○野原国務大臣 数字のことは、まあ事務当局にひとつ……
○小林(進)委員 私はなるべく官僚の答弁はやめて、大臣に御答弁いただきたいと思つておられるのでございますが……
○野原国務大臣 小林さんの御質問、なかなか微に入り細にわたつての質問でございますが、どうも数字に弱いのでございまして、やはりこれは事務当局にやらせたほうが間違いないと思つて、大ざっぱな点は私がお答えするとして、一応事務当局から説明をさせていただきます。

○住政府委員 まず、現在安定所に求職の申し込みをしておられる方は、大体四十五年度で月平均三十八万、こういうふうな考へておられるわけでございますが、このうち三十五歳以上の者といつたしまして、大体十三万程度の者が三十五歳以上である。そこで、この中でいゆる就職促進の措置を申請する者、これは大体延べといつたしまして——就職指導手当でどれだけ払うかという計算になるわけでございますが、就職指導手当といつたしまして月一万八千六百十三人、それから訓練といつたしまして——訓練手当を私わぬといかぬのでございまして、その方が月三万九千三百四十人、そういうふうなことで、就職促進措置によりまして手当を支給しながら就職指導なり職業訓練を進めていく、こういうふうな予算上の積算をいたしておるわけでございます。

○小林(進)委員 これは労働省から出た資料でございますが、中高年齢失業者等就職促進措置の実施状況」というのでございまして、これはちよつと資料が古いようでございますけれども、四十四年度でこれを見ますと、申請書の受付件数、これは中高年齢者で三十五歳から六十五歳までのものでございまして、一万二千九百八十七人、そのうちいゆる中高年齢失業者として認定された件数は一万一千九百三十九人、そのうち指示件数が一万二千四百一十一、これは前年度からの集積なので数字は多少違ひますけれども一万二千四百一十一、そこで就職の件数が一万六千三百三十九、一年間で百三十一万二千二百七十件、そのうちの就職件数がいま申し上げましたように一万六千三百三十九、その比率は一%まで行つていません。○九一%、いゆる中高年齢者の新規の求職申し込みに対する皆さま方から就職を告げません願う数、そのうち中高年齢の失業者であるという認定を受けました数はわずかに一%に満たないということですが、こんな数字が出てくるのです。それからまた、その中から就職のお世話を願つたものはまた数が減つてくるわけでありまして、中高年齢者の失業者の中から職安を通じて就職を告げないで済んだ数は、まことにりやうりやうたるものに過ぎないといふこの数字、これはほんとうなんですかどうですか。これを私はお尋ねをいたしているわけでございますが、違ひますか。これをおたくさんの資料だと思つて、これを私はいま申し上げたのですが……

〔小林委員、資料を示す〕
○倉成委員長 小林委員、速記の関係がありますから自席でお願いします。
○小林(進)委員 それからいま一つ伺いたしますが、これは四十四年度の十月の統計でございますが、全国統計、五十一歳から五十五歳までの月間、月の有効求職者数、これは四万三千四百九十九人、これに対する求人数が二万三千二百四十九人、これに対して就職の件数、おたくさんの職安を通じて就職を告げないで済んだ数は、三千六百

百

六十六人、だからその求職者に対する就職率は九・一%、これも一割まで行っていません。求職を願ひ出ました五十一歳から五十五歳までの老人の方が、求職のお願いに参りましてしてその月でようやく就職をあっせんしていただいた者が一割に満たない、九・一%という数字。今度は五十

六歳以上の方で同じく求職のお願いに来た人が、これは多いですね、八万三千三百六十六人、それに対する求人側は一万三千八百五十三人、その中で皆さん方の御苦勞で就職をあっせんしていただいで、ようやく職についた人が四千七百五十五人、これは求職の希望者に対する就職率は五・七%です。これが五十六歳以上の老人の場合です。七十七歳に至るまでも、みんな求職の希望に対する就職率は一割弱でございす。そうするとこの表によれば、九〇%以上の方は就職の希望を持っていそいそと職安所を訪ねながらも希望が満たされなかつた、こういうことになりす。これもひとつ間違いないかどうか。これはあなた方の資料のほうでございすから、いかがでございす。

○住政府委員 たいま御指摘の数字、私どもの職業紹介状況といたしましてそういうことになつておるわけでございす。そこでまあいろいろ業務取り扱ひの一つの数字でございすので、若干の解釈を申し上げておきたいと思ひますが、実は月間有効求職なり月間有効求人、この問題でございす。これは大体、ある人が求職の申し込みをする、そうしますとその求職の申し込みが二カ月有効である、こういうことになっております。また求人についてもわかりでございす。そこでその二カ月間、私ども有効求人、求職といたしまして職業の紹介なりあっせんを求職者、事業主に對してやるわけでございす。現実の問題といたしまして、たとえば求人側にいたしましたも他の方法によつて人を埋めておる、あるいは求職者につきましても他の縁故等による自己就職がございす。そういうような関係から若干この数字が低目に——求人、求職の結合という観点から見

ますと低目に出ているきらいもあるかと思ひますけれども、この数字に傾向としてあらわれておりますように、年齢が高くなるにつれまして再就職がむずかしくなる、こういうような事実は否定できなないと思ひます。

○小林(進)委員 私はそういう申し込みの求職と就職との若干のズレはあると思ひますけれども、ただこの数字はいつでもこうやつてずれていくのだから、そうするとその間にいつも一〇〇%の申し込みに對して一〇%という就職しかつかない、この開きがつつても続く限りは、いまここで計画されているような、求職者を全部民間の企業や開発事業のほうに吸収し得るとおっしゃる皆さん方の自信の中に、こういう数字を根拠に考へてみれば、どうしても若干の不安が残る、これを私は第一に申し上げたいわけでありす。皆さん方は、いや求職者にはもう百人が百人とも全部、民間の事業場なりあるいは開発事業の中におさめられるとおっしゃるが、私はいままでの過去の経験からいつても一〇〇%というものは困難じやないか、そういうためにこの数字を申し上げているのです。しかし自信がなくなりすというのなら、まあひとつお手並み拝見という以外にないと思ひますけれども、これは私はこの法案の中の一番の弱点だと思つております、一番問題点だと思つております。

そこでこの問題にこだわつてると時間がありませんけれども、ちょうどいいことに、いま全国で何か所か知りませんけれども、県の社会福祉協議会なんかで高齢者の無料職業紹介所というものをやつておる。これは国とは関係ありませんね。若干補助が出ておられますか——「出てない」と呼ぶ者あり——出ておられないのです。県なんかでやられておるのです。これは新潟県の例ですが、新潟県の社会福祉協議会内に高齢者無料職業紹介所というものを設けておる。これは昨年十月から開所をしておるのでありす。その一年間の実績がここで報道されておるのです。この紹介所は職安でおやりにな

らない世話をやる。職安は大体六十五歳で年齢を切られるものでありすから、この無料の老人の職業紹介所は六十五歳以上の方を中心に置いて職業のあっせんをしておるのです。大臣、ひとつ私の話を聞いてください。いま全国の先進県でやつておるわけですが、昨年の十月から半年間の実績を申し上げますと、そこに半年の間に四百四十七人の老人のいわゆる求職の申し込みがあつたのです。それに対して求人が百六十件。まあ延べにしますと五百十六件になりますけれども口としては百六十件で、これに對してしまつたことしの三月まで就職の決定いたしました者が四百四十七人のうち百九十七人です。その百九十七人の人たちの就職をした内容を申し上げますと、賃金が、男性で百九十七人の大体六割は二万円から三万円です。職種別には、技能職が一番高く四万五千円、一般事務が三万五千円、雑役が二万五千円から三万円、女性の場合は大体一万五千円から二万五千円。こういう範囲です。

この防れた四百四十七人の人たちに、何のためにお働きたいのかということ聞いてみますと、そのうちの二割は生活のためだ、三割は老人だから退屈だからどこかへ就職したい、残りの五割、半分は小づかい銭がほしいから働きたいのだ。こういうことでもございす。小づかい銭がほしいという小づかいに不自由してらるんですからやはりこれも生活問題であるとして切り上げてみれば、就職を依頼に来た人たちの七割は生活のために新しい職業を求めにきておる、三割は遊んでおるのが退屈だからというので就職を求めにきておる、こういう勤定になつてくるのです。中高年齢の、まあ六十歳もいますけれども、特に六十五歳以上の老人が主ですから、ほんとうの高年齢者の就職を求めにくる内容は、生活のためという者がまず七割と見なすべしやいな。

その年齢をいまここで申し上げますと、六十歳から六十四歳までの求職者が半年の間に四百四十七人のうちの百八十八人。そのうちの就職率は四

二・八%です。五八%は残念ながら適当な職業がなくて希望に応じかねる。六十五歳から六十九歳までの求職者が百八十二人で、そのうちの就職率が五三・三%ですが、四七%が希望をいれられずしてまだ職につけなない。七十歳から七十四歳までの求職の方々が四百四十七人のうち六十九人いるのです。この人たちの就職率は三〇・四%で、七十五歳以上の求職者が四百四十七人のうち十四人いるのです。これは就職率は一割二分の二・五%。七十七歳以上の求職希望者がこの中に二人いるのです。これは一〇%就職いたしました。一人は雑役です。一人は宿直です。こういう形なんです。これが皆さん方の職安の窓口から追ひ出されて扱つてくれないいわゆる高齢者が、なおかつ生活のために就職を求めてきた実態です。そして一生懸命につとめながらも、なおかつこうやつて六割以上の人たちが希望を満たされず失業の苦難をしようつておる。七十歳以上になつて生活に苦しみながら就職の道を求めて、まだその希望もいれられずして悩んでおる。

そこへ希望しに来た人たちの前歴は一体何だというかと、いろいろな人がおられますが、特に高い人たちがあつておる。官庁の課長さんがある。学校の校長さんがいるという実態です。これはその四百四十七人のうちでもハイクラスの人たちで、こういう人たちが六十五歳、七十歳になつて就職を求めにきておる。これは生活のためじやないかもしれせん。退屈だから来たという人の三割の中に入つておるかもしれせんが、こういう実態です。いまお進めになつておるこの中高年齢者の法案の中で、この人たちを一体どう処置をしてくださるといふ考へ方なのか。これは職安行政の範囲じやない、労働省の範囲じやないとおっしゃるかもしれせん。政府の一員として大臣、それはいけません。一体これをどう扱つていただけませうか。お考へはいかがでありませう。

○野原國務大臣 小林さんのたいまあげられま

したことは、老人の方々が非常に生きがいを求めておるといふことの証左であらうと思ひます。必ずしも生活に困つてないといふ方もあるようでありますが、働く以上はある程度の小づかい銭がほしいといふことでもありません。しかし最も多くの問題はやはり人生を無為に過ごしたくない、何か社会に自分の持てる力をもつて生きる生きがいがあるといふことであると思ひます。そういうことで、これは現在の失対の方と同一に論ずるわけにいかないと存するのでありますが、そうした風潮は年を経るに従つてますます濃厚になるんじゃないか。これからはそうした生きがいを求める方々が非常に多くなる。その人たちの願望にこたえて、一つの社会制度として、こういふ方々に對してあまり無理な勤勞といふ形でなしに生きがいを与えるといふ、軽い意味の勤勞に従事してもらふといふふうな発想が当然必要となつてまいらうと思ひます。

今後は特に老人対策といふ問題が最も重大な問題でございます。おそらく今後平均年齢が延びるに従つて、ますますその傾向は著しくなる。そういう方々に対しては、どうして生きがいのある人生を送つていただけるかといふことも、これからはわが国の労働政策といふよりも、むしろ最も大きな社会政策として取り上げていくべきではないだらうかといふふうな考えを、これはその意味からも関係の閣僚ともよく相談してみたいといふふうな考えです。

○小林(進)委員 大臣のおっしゃる通りに、生きがいのある人生を送りたいといふことで七十歳になり七十三歳になつて職業を求めていらつしやる方もあるでしょうけれども、私は先ほどから申し上げておられるように、その心境を聞いてみれば生活が苦しいからなんだと答えている人がそのうちの二割だ。しかし、小づかいがほしいのだ、だから働きたくないがやむを得ず来るんだといふ人が五割、それでも七割です。あとの三割が退屈だからといふのです。この三割は、いま大臣がおっしゃる通りに、もっと生きがいのある人生を送り

たいといふのかもしれない。無理に働きたくはないが、しかし遊んでゐるのはもつたないからといふ希望でございませうけれども、七割は働きたくないが小づかい銭がほしい、生活が苦しいから、こういうことで来ていらつしやる。それが、いまおっしゃるようなことなら、これもひとつあなたにお見せしたいと思ひます。そういうことで、それがいまおっしゃる通りに、ひとつ社会問題として、老人対策としておやりになるなら、やはりこういう人たちのことも、社会労働行政といふことでこれは前向きに考へていただきたい。これは職安の窓口に来ているのですから、老人の職業あつせん相談所に来ているのですから、やはり労働行政の一環としてこれを扱つていただくかなければならぬのではないかと。そのためには窓口を全部ふさいでしまつて、コンクリートで壁を塗つてしまふのは、どうも少し残酷ではないだらうかといふことが、私の第一の質問の趣旨でございますけれども、労働省もごんごでいらつしやいますから、なかなか私のそういうことも聞いてくださらぬから、これは将来の問題として一つ問題を提起しておきます。

だんだん時間が迫つてきましたから、私は条文に従つて、ちょっと不審の点がありますから、条文を追つて御質問していきたくと思ひますが、第一条の「目的」は、いま申し上げました問題で尽きておられます。一体現在の失対に働いてゐる人たちの実態をほんとうに研究してみ、もう失対をなくしても民間の事業所の中へ全部入れられる、そういう自信のついた上でこういう雇用促進法といふ法律をおつくりになつたかどうか。第一条の目的を達成する意味においては、まだまだ現在の失業者に対する実態といふもの研究が足りないのではないかと。これは私はこの法案全部に対する最も中心的な疑問の存するところでありま

す。それから次に、第一の問題は質問が長過ぎましたから、第二条のところをまいりますが、第二条の第三項の特定地域といふことをおっしゃるので

すけれども、この特定地域といふものを、これは先ほどからも申し上げましたが、一体全国でどれくらいのを予定せられてゐるのか、これが私は非常に疑問なんです。特定地域を設けるとおっしゃいますけれども、これが全国でほんの一、二カ所であつては、これはどうにもならないわけではございませう、これは法の第二十一条でございませうか、(特定地域における措置)労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るための措置その他これらの者の雇用の促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとす」とあるのですが、労働大臣がこの特定地域の指定をされることになつておられますけれども、一体どういふ基準でされるのか。産炭地域の指定なんかは、これはわかりませう。石炭が出なくなつて失業者が出たから指定されたのでありますけれども、こういう雇用促進のための特定地域といふものをどんな基準でおやりになるのかわからない。この点をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○住政府委員 いまも御指摘ございましたように、特定地域とは中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域、こういうことになつておるわけでありませう。より具体的に申し上げますと、たとえば、これは安定所の管轄区域で定めていきたい、こういうことではございませう。申しますのは、安定所における求職者の状況はどうであるか、それでその求職者が全国の状況から見ると非常に高い、こういうことが第一。それから第二点、この法律は四十五歳から六十五歳未満、こういうことを対象にするわけではございませうが、そういう状況の求職者がおられるわけではございませう。そういう求職者に対する求人の比率、これが全国の状況から見ると非常に高い、こういうこと。それから第三点といつたしまして、失業保険の資料等によりまして、初回受給者の被保険者に対する割合、これは失業率になるかと思ひますのでございま

すが、そういう率が全国平均から比べて高い、さらに他の地域に住所を移して就労する状況等もございませうが、そういうようなことが可能であるかどうか、こういうような観点から特定地域を、これは中央職業安定審議会の意見を聞いて定めることになつておりますが、定める場合には、そういう基準によつて特定地域を考へていきたい、こういうことではございませう。具体的に数字はどれだけになるであらうか、こういうことではございませうが、私も必ずしも正確に検討をいたしておりませうけれども、少なくとも百カ所以上にはなるであらう。特に特定地域開発就労事業等の実施につきましては、現在の失対就労者で体力、能力が高い者、こういう方々で開発就労事業も実施していこう、こういうことも考へておられますので、そこらあたりは失対事業の実施地域、事業主体の數でございませうが、そういうことも兼ね合わせて數をきめていきたいと思つてゐる次第であります。

○小林(進)委員 開発事業の地域、これは職業安定所の地域を中心におやりになるといふおっしゃつたのですが……

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕
今後これから新しく出てくる失業者といふのは、特に過疎地帯で、大臣が最も得意とせられる農村あたりで、だんだん家庭が過疎化してしまつて、子供や老人たちを捨てて町に出ていって、しかも老人は働けない、しかし失業対策の対象にはならない、生活保護の対象にもならない、しかもそういうところには職安もない、また失業者の多発地帯でもない、こつちでばらばら、あつちでばらばら、こういうばつねんとした、孤立したような失業者が、むしろ都会よりは過疎地帯、農村地帯に出てくると思つたのです。そういうものをどう一体失業対策の対象にして救ひ上げられるか。大臣、あなたはこういうことを考へてなつたことがありませんか。私はこれは新しい失業の型だと思ひます。都会ではない、農村に出てまいりますよ。しかし、たまたま局長が言われたように、そういう開発事業ができたところで、長年住みついたとこ

ろで家もあり、住みなれたところである場合には、全国で百カ所というところになれば、やはり自分のふるさとを捨てて、そこまで行くには土地を捨てていかなければならないが、そういうことが一体可能かどうか、そういうことも出てくるのでありましよう。私は率直に言えば、全国で三千市町村あるが、その三千市町村に全部開発事業をやっただけならば、まことにありがたい、それならば問題は、私はこの法案に双手をあげて賛成いたしますが、三千ある市町村の中で百カ所、それもいま失対事業のある市町村は千くらいありましようか、三分の一くらいの市町村にあるんじゃないでしょうか、それでもまだまだその失対事業に吸収できなくて、孤立の失業者が顕在している状況の中では、これが百カ所を千カ所くらいに広げていただきたい。そうでなければ、こういう過疎地帯にぼつねんと取り残された失業者は、一体どこへ行つて働けばいいのか、これをひとつお聞きしたい。

○住政府委員 先ほども申し上げましたように、特定地域の指定、これは安定審議会の御意見を聞いてきめることになると思いますが、いまのところ、考え方といたしまして、安定所の管轄区域を単位としてきめていく。御承知のように安定所は全国に四百七十あるわけですから、そういう数字は範圍としてはそんなに狭いものではない。ただ御指摘のように安定所の管轄区域は広うございます。ある安定所の管轄区域であつても、ある地域で開発就労事業を実施すると、遠く通わないといかぬ、こういうような問題も出ると思いますが、これは事業として実施するわけでございますが、失業者が一人でもあれば直ちに事業を実施する、こういうことにはなかなかまいらぬかと思ひます。現在の失対でも、多数の失業者が発生した場合に臨時に失業対策事業をやるのだ、こういうことになつておりますので、そこらあたりは失業者の発生状況等ともならみ合せて事業の実施地域をきめていく、こういうことにならうかと思ひます。

○小林(進)委員 これは開発事業の対象になりません。でも大臣、こういうぼつねんぼつねんとある農村の過疎地帯に新しい失業者が出てくるのをどう措置されようとお考えですか。これはお得意の場面ですか、どうぞ大臣お聞かせください。

○野原國務大臣 過疎状態の地域にはそういうことも確かに起こり得ると思ひます。しかし、ぼつりぼつりある農村で、あそここの部落に一人いた、この部落に三人いたというふうなところで開発事業というふうなことはちよつとむずかしいのであつて、それには別個の一つの対策が必要じゃないか。それは大きくいうなら、厚生省の所管される社会保障制度の拡充強化にまづ以外にはないだろうというふうには考えますが、しかし、そういうこともこれからは十分注意して、そうした過疎現象の中にはたして何人ぐらゐらうというものがあるか。この特定開発事業も実は産炭地域であるとか、あるいは同和地域であるとか、あるいは過疎地域、農村地域などもそういうことを一応対象に入れておられますが、小林さんのおっしゃるような現象はこれからきわめて深刻な問題として、特に農村地域では非常に起こり得る現象であらう。ただ、それに対して中高年齢者雇用促進措置法が果たすべき役割りというのはおのずから限定されておるので、そういう非常に疎外されたような状況の中で、はたしてそういう方々をどう処理していくかという問題については、一段と検討を要する問題ではなからうかと考えます。

○小林(進)委員 大臣がいみじくもお答えになつたとおりなんです。私は、いまの失対法というものをむしろ拡充して、そういう人たちが受け入れられるような方向へ実は行つてもらいたかつたわけなんです。ところが大臣は、いまのところは限度があるから社会保障のほうだろう、厚生省の管轄だろうとおっしゃつた。その厚生省の管轄が何にもできていない。できていないから、こういう法改正は少し早過ぎるのじゃないか。向こうのほうで老人を受け入れる、生活保護も完成している、老人年金も完成しているというその形ができていない

ときに、こういうことをおやりになる。おれの管轄じゃない、厚生省の管轄だと言つたところで、厚生省は何も手がありません。そうすれば結局新しい失業者を見殺しにするだけの話ではないか。私はこれがいかに残念でたまらないのです。もはや政党内閣の妥協諦もできたようでございます。それから、きょうは意地の悪い質問はやめますけれども、大臣、こういう新しい失業者もこの新しい失対事業の中で吸収してもらふ以外には、いまはどうにもならない。こういう新しい過疎地帯に失業者が生まれていくことだけは、ぜひとも念頭に置いておいていただきたいと思ひるのでございます。

それから次に、第四条なんかほんとうはこういう画期的な法案をおやりになるためには――「通職の研究等」という条項ですけれども、中高年齢者の能力に適合した職業だとか、労働能力の開発方法だとか、そういうことに對する調査研究及び資料の整備というの、もはや雇用対策法でもちやんとできていなければならぬはずなんです。これほどの画期的な法案をお出しになるならできていなければならぬはずだけれども、まだ労働省としてはおできになつていないはずでございます。一体能力に適合した職業だとか、労働能力の開発の方法だとか、こういうことに對する具体的な案でもあつたらここでお示しをいただきたいと思ひるのでございます。

○住政府委員 実は、私どもこの点に関する研究なり調査を進めておるわけでございます。雇用促進事業団の一つの機関といたしまして、職業研究所が設置されております。これはたしか四十四年に設置された機関でございますが、そういう機関でいろいろ調査研究を行なつておまして、それなりの研究資料の整備ができておまして、現在そういうものをできるだけ一般の事業主その他の方々に提供いたしまして、中高年齢者の雇用促進に資していただく、こういう政策をやつておるわけでございますが、これは実は幾ら研究しても足りない問題であらうかと私は思つております。

特にこれから新規労働力が減つていく、雇用需要というものが非常に多い、結局中高年齢者の能力をどのように活用していくか、發揮していただくか、これは非常に重要な問題になっていくのだと思ひます。従来、わが国の場合に、労働力過剰時代の情性から、とにかく仕事を中心になつて考えられていた。また、それに必要な労働力が確保できた。これからはそれはまいらぬわけでございます。これはからはそのはまいらぬわけでございます。むしろ人の能力にに応じてどういうふうな仕事をやらしていくか、もう一べんこういうことの見直しも必要になつてくるかと思ひます。そういうようなことにつきまして、この条文を根拠にいたしました。さらに積極的に作業を進め、その成果を広く提供いたしまして、雇用の促進をはかつていく、こういう趣旨の規定でございます。

○小林(進)委員 私も中高年齢者の能力に適合した職業の開発だとか、労働能力の開発の方法というのは非常に興味がありますので、資料もお待ちだそうでございます。これは法案が済んでからでもいいですから、ひとつ現存するものを私のほうまで御提供いただきたいと思ひます。ぜひ見せていただきたいと思ひます。

それから次に、時間がありませんから先に飛びますけれども、求職手帳の発給でございます。これはいままでの失業手帳とは違ひますから、内容が違ひますけれども、条文を拝見いたしますと非常によい規定がございまして、この手帳をちようだいな規定がございまして、この手帳を職の申し込みをすることが一つ、誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められることが第二の条件、第三番目は、労働大臣が計画作成する就職促進の措置を受ける必要があると認められること、生活の状況その他の事項について、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める要件のいずれも該当することが一つ、むずかしい要件が四つ当てはまらぬと、これはやはり職安所へ行つても求職手帳をちようだいな規定がないというやまかましの規定があるのでございまして、これは一体そんなに狭いものなのかどうか、

この点をひとついま一回私は承っておきたいと思
うのでございまして、私どもできれば、まあ職安
でもからかってやろうとか、いまは職業があるん
だけれどもっといい職業へつきたいとか、ある
いはまたなまけ者がこの職安所へでも行って
遊んでいて求職手当でももらいたいかい、そ
ういう者があらわれてくるのをチェックするとい
うことは、これは当然あつてしかるべきですけ
れども、原則としては私は、就職の希望を有する者
はあまねくひとつ求職手帳を差し上げるとい
うの基本的路線を持ってもらわなければならぬ
というふうに考えているのでございまして、いか
がでございまして。

○住政府委員 大体趣旨といたしましては先生の
御指摘のような趣旨でこの法文を考えておるわけ
でございまして、書いてあることは一々そんなむ
ずかしいことではないと思ひます。まず求職の申
し込みをしていただかなければならない、これは
もう当然のことかと存じます。それからそういう
方々に対して、十五條に書いてございましてよう
職業指導、職業紹介あるいは職業訓練、職場適
訓練、そういうようなことを、これは求職者の希
望等をも考え合わせましてそういう措置をとる必
要があるかどうか、こういうことも当然必要な
ことであるわけでございます。ちよつと抽象的では
ございまして、第二号に「誠実かつ熱心に就職活
動を行なう意欲を有すると認められること」とい
うことが書いてございまして、これも実は私ども
現行の制度を運営するにあたりまして、客観的
に明白な事実に基づいてこういう意欲があるかど
うか認定してございまして、たとえば
いろいろ職業紹介、職業指導をする、あるいは職
業訓練を指示をする、そのために安定所に出てき
ていただきたい、こういうようなことを申し上げ
る場合があるわけでございますが、そういう場合
に正当な理由なく断られる、あるいは適性検査
を受けてみない、こういうような指導に対し
て、正当な理由なくお断りになる、あるいはい
ろいろな書類等も必要な場合があるわけござい

ますが、安定所が出していただきたいという場
合に、ゆえなく出していただけぬか、そういう
表にあらわれた事実、これをきめておきまして、
そういう事実によつてこの二号の運用をしてい
つてもおきます。そういう意味で特に安定所長
の恣意にわたることがないように、これは十分指
導をしていくつもりでございまして、趣旨とい
ましては先生のおっしゃるとおりでございませ
ん、そういう意味でこの条文は運営していくべき
であるというふうに考えておるところでございま
す。

○小林(進)委員 そうすると、この求職手帳の交
付はいままでの失対手帳の交付とは本質的に違
うということでございます。いままではずいぶん
厳重におやりになりました、なかなか、ちよつだ
いするために三年かかつたけれどもだめだつた
というような話がありましたけれども、そんなのは
なくなるというのは非常にけっこうでございま
して、これはつとめてひとつやつていただきたい
と思ひます。おやりにならなければ雇用促進にな
りませんからね。一生懸命やつていただいて雇用を
促進していただくように、これはまあ将来大事な
ことですから、私は念を押して、ひとつ間違ひの
ないようになつていただきたい。

それから、私はまだたくさんございましてけれど
も、時間を見ながら問題を提起していくのであり
ますけれども、この法案を見ながら一番心配なのは、
やはり雇用率の設定といま一つは民間の企業
者に対する、たとえていへばまあ五條でいうと、
これは二項ですが、「公共職業安定所は、中高年
齢者を雇用し、又は雇用しようとする者に対し
て、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等中高年
齢者の雇用に関する技術的事項について、必要な助
言その他の援助を行なうことができる」とい
つて、これを読んでいきますと相当私企業に対する国家
権力の干渉らしくなるのじゃないかという、こ
ういふ感じが私はするので、この点は、これは考
えようによつては憲法上の問題になつてきます。
これはどうなんでしょうか。そんなことは法

文を作成されるときは官制としてはお考えになつ
たことがなかつたかどうか、お尋ねをしておきた
いと思ひます。

○住政府委員 求職者につきましては職業選択の自
由、これはもう憲法なり職業安定法で規定されて
おります。これは当然のことでございます。それ
から、雇入れには雇入れの自由というものがあ
る。その意味で私もこの法案作成にあたりまし
て、そういった自由に触れるようなことはでき
ない、つとめて避けてまいつたつもりでございま
す。いろいろその点につきましては、むしろ今後
若年労働力が減っていくのだから、中高年労働者の
雇用促進をはかるためにさらにこれよりもつと
強い制度を考えてはどうか、こういうような御意
見もあつたわけでございますが、御指摘のように
雇入れの自由ということも考えまして、たとえ
ば第五條におきまして、あまり若年労働者若年勞
働者ということでも求人申し込みされても紹介も
できない。なおかつ、中高年労働者でむしろ若年より
もより能力をあげてもらえるような職場もある、
こういうことも現実にはございまして、そういう
場合にはその年齢その他についての求人条件につ
いていろいろ御相談を申し上げ、指導も申し上げ
る、こういうような趣旨でございまして。

それから第二項につきましては、先ほど申し上
げましたように、今後やはり若年労働力ばかりに
頼つておれない。中高年労働者の雇用もなければ
労働力確保はできない。しかしその場合にいろいろ
仕事等の関係で中高年労働者のように配置し
ていくか、あるいはその場合にいろいろな作業環
境なりそういうものも整備変更をしなければなら
ぬような場合も起きてくるわけでありまして、そ
ういふことについて四條の中高年労働者の労働能力の
開発方法等の成果等も利用して御指導を申し
上げる。そして場合によつては金銭的な援助も含
めまして援助も申し上げるといふようなことで規
定しておりますので、特に事業主側の雇入れの
自由をそこなうものではないというふうに考
へるわけでございます。

○小林(進)委員 第九條には「雇入れの要請」が
ございまして、これに対しては「労働大臣は」云
云という規定があるわけでございますが、その末
尾のほうに「当該職種の中高年労働者である労働
者の数と同項の規定により算定した数以上となる
ようにするために必要な措置をとることを要請す
ることができ、要請するが、これは相当強い感
じが、どうもこの文章を読んでいると、労働大臣
が、私企業の営業の自由権にまでも、雇用の自由
にまでも一歩入り過ぎて干渉しているのじゃない
かという感じを受けますが、これがどうもあ
なたの説明によつて私は了承できない。

それからいまして、拒否した場合、やはり中
高年労働者よりは若いほうがいいんだと拒否した場
合、一体労働大臣はどうされるのか。それはあ
たのほうで金を貸し付けないとか、あるいは雇用促
進事業団が金のめんどろを見ないとか、若干規定
はあるけれども、事業主に対する給付金をくれる
ことになつては、その金もくれないんだらう
けれども、それ以外に何か一具体的な処置があ
るのかどうか。拒否された場合、大臣の面目まる
つぶれになるのですけれども、そういう場合にど
うされますか。大臣にお尋ねしたほうがいいの
じゃないかと思ひます。第九條の問題ですが、
……。

○野原國務大臣 事業主にもやはり中高年労働の方
々をできるだけ多く雇つていただく。そのために
は事業主が必要とするような施設等についても思
ひ切つて融資をするとか、あるいは雇用あつせん
のために援助の手も講じようということ、一
にも二にも中高年労働者ができるだけ多く雇用して
いただくために、側面から雇用主に対して国が援
助するという趣旨でございまして、何も雇用主の
自由を特に拘束するとか、そういう意味ではな
い。出発点がですね。
そこで、これからは、それにもかかわらず中高
年労働者はいやだ、若い者がほしいという者に対
しては、そういうような事業場に対しては、若い人
だけをあつせんしてくれと言われても、お話のと

おり、それはできない、その趣旨を十分考えていた方がいいが、事業をやる方も安定した雇用ができるという面で利益が多かるう、そういう意味で、何も努力目標をお願いしておるとか、いろいろな面では——この政策に対するほんとうの理解のある態度でいってもらうならば何らの不都合はないというふうに考えておる、こういう次第でございます。

○小林(進)委員 私はやはり原則としては、身体障害者の雇用促進のように官庁とか公社とか、国の機関に、これだけの雇用率というものを設けて、雇いなさい、おやりなさい、これは一向差しかえなさいと思う。しかし、私企業というところにありますと、そんなわけで、金も貸してやる、あるいは金もあげる、いろいろのめんどうを見てあげるから、雇用率に基づいて雇いなさい、こういうふうにおやりになることは、私は決して悪いとは言いませんけれども、これは一歩間違えうと、若干不景気になって人間が過剰ななということになりますと、経営者は圧力を感じる、国からそういうものを押しつけられてくるわけですから、その辺のかね合いは、私は非常に微妙だと思っております。だからこら辺は、法の運営の過程において十分御研究をして、注意してもらわなければならぬ問題じゃないか、こう考えるわけです。官庁はけっこうですよ。電電公社でも、郵政省でも、おまえのところは何名使え、これだけ使え、それはそれでけっこうですよ。雇用率を設けて、やってもらいたいと思うのですが、民間の企業の場合には、国の圧力を感じて、いやいやながら雇わせるようなことのないように、これは運営面において相当慎重にかまえてもらわなければならぬ点があると思ひます。ひとつこれは注意を喚起しておきます、将来の問題として。

それからいま一つは、これは飛び飛びになりませぬけれども、時間を見ながらやるのですが、二十二条、これは開発事業の問題です。労働大臣は特定地域における就労の状況等から見て、その特定地域において計画されておる公共事業の中に——

国がやる、あるいは地方公共団体がやる事業に一定率の中高年齢者を雇い入れる、こういう指示をおやりになることが定めてあるのです。これは今度、公共事業の立場から言うのじゃありません。そういう一般の公共事業の中に一定の比率を設けて中高年齢者層、老人層がぶち込まれた場合に、一般の人たちと一緒に働かなくてはならない。事業所が一つだから、公共事業が一つだから。その場合には、私はついていけないのじゃないかと思つたのです。こういう中高年齢者層だけの特定の事業所を設けて、そこで働いてもらうような——いまの失対事業でありますけれども、一般の公共事業の中にぶち込まれて、ついていけない。あいつはなまけ者だ、遊んでばかりいるじゃないか、能率があがらない、そういう問題が必ず出てくるのじゃないか。これでは中高年齢者層は非常に気の毒じゃないかと思つたのですが、具体的に一体どういうふうにお考えになっておるのか。同じ公共事業の中でも老人だけの仕事は別にして、そこでは庭はきや雑役等に使う、こういう思ひやりのある考え方がこの二十二条の中に含まれているのかどうか。これをひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○住政府委員 現在の公共事業の失業者吸収率、これは全国的にあるわけでございます。ところが非常に労働力不足になってまいりまして、一般の地域においては必ずしも当初のような効果を發揮していかない、こういうふうなことになるおそれがあります。ところがこういう特定地域、特に失業吸収の悪いところが第一になるわけでございますから、いろいろ雇用機会等との関係もありまして、特定地域に従来の失業者吸収率を残しておき、こういう趣旨でございます。しかし公共事業の現状を見ますと、非常に作業が機械化され、あるいは近代化、合理化されておる、こういうことで必ずしも中高年齢者に適する職場がすべてである、こういうふうなことにないことも事実でございます。そこで吸収率をきめるにあたりましては、中高年齢者に向く職種と申しますか、そういう場所です

ね、そういうことをよく考えまして、適正な吸収率をきめてまいりたいというふうに考えております。

○小林(進)委員 いまの御答弁が一番大切なんでございまして、一般の公共事業の中へ中高年齢者層がぶち込まれて、近代化の仕事の中に巻き込まれたのじゃ、これはとてもついていけるものじゃない。それは十分めんどうを見てもらわなければいけないと思ひます。これはどうですか。二十一条の特定地域における措置と二十二条とは——第二十一条は中高年齢者だけの特定の地域の中へ中高年齢者を特に並列させるといふか、合同して仕事をさせる、こういうところをねらいがあるのじゃないか。私のこの解釈は違ひますか、ちよつと教えてください。どうも私もこの点が不安定なものであります。

○住政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。○小林(進)委員 そうでございます。そうすると、どうもこの二十二条のほうは運営が非常に心配になってくるわけですから、これは運営面において十分ひとついまの御答弁のとおりをやつていただいて、老人向きの職種にひとつ就労させるようにお願ひしたいと思ひます。

約束の時間がちよつと参りましたものでありますから、これで私やめますけれども、いま一つは、もう皆さんからもだいたい質問が出ましたからお答えいたただかぬでもよろしいですけれども、臨時手当ての問題は、お残しいただくというところでございまして、これは非常に私にけっこうだと思つております。ただ、しかし内容は変えなすというのには、これはびびりつと来まして、先ほど申し上げましたように、どうも、形は残すが内容は変えたいという大臣の御答弁が、実は私としては強ひつけてくるわけでございます。先ほどからも申し上げましたように、たしか労働省は、この臨時手当てを能率的に支給するという案を立案されたことがあつたはずで、ありますね。——それ

を、しかし途中で日の目を見ないでおやめになつたはずで、相当反響が強かつたわけですね。働く者も働かざる者も同じ、一日出た者も十五日出た者も同じ臨時手当というものは、どう考えてみても悪平等のようにも考えますので、若干その働きの基づくそういう臨時手当を支給されるという考え方も私はまあまあ至当だと思ひますが、だからといって、それに便乗しまして、生活を——これは、この人たちが生きるためのやはり最低の生活費なんですね。臨時手当とはいひながら、最低の生活費なんです。それをあまりむざむざに奪い去るようなことのないように処置をしていただきたい。これがお願ひです。私どものような高給をばんでおる者が能率によりさつと差をつけられるのは、これはたいして痛くありませんけれども、こういう人たちのこの臨時給なんというものは全く生活給です。生きるための最低線なんです。それから、それを一般の能率給のような形で、賞与のような形であまり格差をつけられまして、これは生きていかれませんから、くれぐれもその点はお間違ひのないように、血も涙もある御処置をひとつやつていただくとお願ひいたします。私の質問を終わります。時間が参りましたから

○増岡委員長代理 次に、大橋敏雄君。○大橋(敏)委員 きょうは朝からずつと質疑応答でかなりお疲れになつておると思ひますけれども、答弁だけはひとついいかげんなものでないようには、最初に御要望申し上げておきます。私は、最初に雇用失業情勢の問題から入つてみたいと思ひますが、何人かの委員の質問、その答弁を聞いておりましたが、大体の方向は理解できたわけでございます。経済の高度成長が続き、雇用は確かに拡大はされました。しかしながら、その雇用情勢というものは非常にアンバランス的な要素を生じております。いわゆる若年労働者は労働力不足ということであるし、また中高年齢者の雇用の不安定、就職難というものはきわめて深刻な問題となつておるわけでございます。そういう状

態だからこそ労働省は今回の法案を出したのだと、このようにおっしゃるではありません。だけれども、われわれは非常に疑問を抱くのであります。

確かに中高年齢者の問題、この雇用の促進というものは非常に重要な問題でありまして、それそのものに私は異論はありません。当然のことであるかと思ひますけれども、斯様な中身があるというところで、なぜならば、表面的には就職促進対策をばっちり掲げている、しかしながら中身をみてまいりますと、非常に薄弱といひますか、またお粗末といひますか、しかもその附則において緊急失対法の形骸化をはかっている。こういうことになれば中高年齢者の雇用の促進はな

くて、失対事業の打ち切りだ、このようにいわれてもいたし方ないと思ふ。われわれは、こういう中身を見ながら黙って引き下がるわけにいきません。労働省としてみれば、こういう重要な中高年齢者の雇用の問題だから、何とかこれを賛成してほしいという気持ちであるわけでも、いま申し上げましたように中身が問題であります。たとえ

ば、法案の中心になつていゝと思はれるのは、まず求職手帳でございます。求職手帳の問題、あるいは雇用の設定の問題、いまも質疑応答がなされておりましたけれども、この求職手帳の問題も、考へてみれば従来の職安法に定められておりました就職促進措置、この問題と同じであるし、また雇用の設定にしても、すでに雇対策法に定められて実施中ではありませんか。こういうことから、表面はあくまでも就職促進策のように見せかけて、その一方では附則でもって緊急失対法の形骸化、事実上失対事業の廃止をもくろんでいる。「当分の間」とかなんとかいっておられますけれども、こういうことではわれわれは納得いかなないのであります。

そこでお尋ねいたしますけれども、現在一体完全失業者はどのくらいいるのか、また不完全失業者といわれております、つまり季節労働者だとかあるいはパートタイマー、臨時あるいは社外工、

このような方々、いわゆる不安定職業についておる人が非常にふえてきておる今日、こういうものも含めて当然考へていかなければ雇用失業対策が完全なものにならないと思ふのであります。今後の雇用失業対策の方向を労働省としてはどのようにとらえて手を打とうとなさっているのか、まずお伺ひしたいと思います。

○野原国務大臣 今後の雇用失業対策の基本的な考へ方として、まず第一に雇用の安定をはかりまして失業の発生を防止することが重要であると考えております。このために産業合理化、離職者の発生が予想される事態に対しては、でき得る限り雇面への影響を防止するため、事業主に對

しまして指導援助をつとめてまいりたい。それにもかかわらずやむを得ないで発生する失業者に對しましては、その早期再就職の促進をはかるため、求職手帳等の制度を活用いたしまして、職業紹介体制の充実強化等の諸対策を強力に推進してまいり考へてございます。

○大橋(敏)委員 私は、一般論から見ても、要するに今後発生するであろう失業者、これをできる限り押えていくということがまず大事じゃないかと思ふ。失業者を出さない体制にすること。それからかりに失業者が出た場合は、安定雇用への再就職を促進する。失業者が出たらもう直ちに安定した職業につかせるということ。また、その失業期間中は安心して生活ができる。ここに今後の雇用失業対策の方向が決定づけられていかなかつたらば、これはもう堂々めぐりだと思ふので、すね。そこは認めますか。

○野原国務大臣 まさに御指摘のとおりでございます。いかにして失業者を出さないかという問題と、失業になつた場合においては直ちにその方々が再就職できるような体制をつくり上げてまいりたい。そのためには強力な対策を講ずる必要がある。それがこの法案の提案いたしました趣旨でもあるわけでございます。

○大橋(敏)委員 どうも私が聞いておると少しばかり方向が違ふようでありまして、新たな失業者の発生を防ぐためには一体どうやったらいいかというところで、すね。この法案そのものが中高年齢者を特に何とかしなければならぬということでも出されておるようでございますが、それとともに身体障害者などの雇用の義務づけが、まず国として

の方向がはっきりしなければならぬ。いまもずいぶん議論がなされていたようでございますけれども、この中高年齢者あるいは身体障害者に対する雇用の義務づけを、今後どのようになさるうとしておるのかということが一つです。これは安定局長のほうにむしるその中身については承知であると思ひますので、お尋ねしたいわけですが

ね。まず身体障害者の雇用率は、雇用促進法に基づいて原則として官公庁では一・七％、それから民間企業では一・三％と定まっているやに聞いております。中高年齢者の雇用率は安定法に基づきまして国あるいは地方公共団体等において三十三職種にわたつて設定されているというところを聞いておるわけですが、これをさらに充実されていくことを聞いておるわけですか。

○住政府委員 身体障害者の雇用促進の問題、これは身体障害者雇用促進法に基づいて諸般の対策を実施いたしております。その中に、御指摘のように、身体障害者の雇用率の規定がございまして、官公庁については一・七％、それから民間の企業については一・三％、こういうことで四十三年の十月から、それまでの率を引き上げて新しい目標を設定いたしました。身体障害者の雇用を促進しております。しかし、この規定は強制的なものではございません。努力義務として規定されておるわけでございます。私も、どうしたらそういう規定がうまく円滑に守られるかということ、身体障害者を雇ひ入れる事業主に對しまして、各種の融資その他雇用奨励金の支給等の援護措置を実施いたしました。その率の達成につとめておるわけでございます。四十三年の十月に新しい率に改定いたしました。大体本年度前半にはこの率を達成したい。

それで、今後さらに高い率を設定しまして、新しく身体障害者雇用促進のための努力を続けていきたいというように考へておるわけでございます。

それから、一般の中高年齢者の雇用率につきましては、御承知のように、官公庁につきましては三十三職種、閣議決定に基づきまして雇用率をつくらせて、各省それぞれその達成につとめていただいております。これは大体職種によつて率が高いですけれども、全体として見た場合に九〇％強の達成を示しておるのではないだろうか、こういうように考へております。そこで、民間につきましては現在まだ実施されておりません。現在やっておりますものは、中高年齢者に向つて適職といふものはどうあるだろうか、こういうことを民間の事業主その他学識経験者等の御意見を承りまして、七十九職種ばかりだと思ひますが、そういう職種をきめておりました。そういう職種に中高年齢者を雇ひ入れようではないか、こういう機運の醸成につとめておるわけでございますが、いよいよ民間事業所につきましても雇用率を設定すべく、この法律通過後にはいたしたい、こういう

ように考へておるわけでございます。その場合少なくとも三十三職種よりは広げたい。現に適職として私も民間にその職種に雇ひ入れていただくようにお願いしております。職種は七十九か八十くらいあるわけでございます。できるだけ多くの職種につきまして雇用率をつくる。そうすれば、官公庁についても現在の三十三職種ということではなくて、もう少し広げるのもこれは当然なことになつてまいりますので、そういう意味で、この法律が通過いたしますならば、さつそく具体的な作業に入りまして雇用率をつくり、雇用の促進をはかつていきたいというように考へております。

○大橋(敏)委員 非常に前向きな答弁だと思ひますが、これもやはり労働大臣の最終的決定が大事ですから、これも含めてあとで答弁をお願いいたします。

もう一つは、定年制の問題なんです。御承知

昭和四十六年五月十日

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十一号

二七

のとおり、現在の平均寿命は男性で六十九歳、女性で七十四歳になっております。そういうときに、現在いままお定年制が五十五歳というのがほとんどなんですね。これは問題だと思っております。この前もある委員がこの定年制の問題を質問しておりましたが、大臣はそのときに、六十歳というところにまで引き上げるべきであるというふうな御答弁をなさっていたように私は耳に残っているわけですが、それは具体的にお進めになるお気持ちがありますか。もちろん定年制という問題は企業と労働者の間で協定の上でまわって行く問題ではありますけれども、当然そうした問題を監督指導していく労働省でありますし、そういう立場から、大臣として、先ほどの問題と定年制の問題、それからもう一つお尋ねしたいことは、新たな失業者の発生を防ぐためには、どうしても考えなければならぬことは、労働時間の短縮ですね、賃金を減らさないで、いまままで週間四十八時間制を四十時間に短縮せよという声がいま非常に出ておるわけですが、これもやはり失業者を出さない一つの重要な要件ではなからうかと私は考えるわけです。それも含めて、いま三点になりますけれども、お答え願いたいと思います。

○野原國務大臣 先に、前の質問でございましたが、身障者の雇用率につきましては、これをこの際引き上げたいというふうに考えております。次に、中高年齢者の雇用率につきましては、法案の通過後最終的に具体的作業に入りまして、ぜひこれも明確にいたしたいというふうに考えております。

それから、ただいま御質問の定年制の問題でございます。これは労働問題の懇話会におきまして、使用者側及び労働側、それと学識経験者からなる委員によりまして、たまたまこの問題の相談がございました。各方面とも、今日の定年制は当然延長すべきものであるという御意見でございます。これに對しまして、今後あらゆる方面の御意見を総合してまわって行くわけでございますが、何歳にするかという問題は、まだそこまで

いつておりませんので、それらの方々の御意見等をまとめた上でできるだけ早くきめたいと思っております。ただ問題は、年功序列賃金というものを果たしてどういう形に変えていったらいいかというふうな問題もございまして、労使の間にそれらの問題についての最後の詰めをお願いするところとございまして、いずれにいたしまして、先ほど御指摘がございましたように、平均寿命が著しく伸びた以上は、五十五歳の定年が大部分でございまして、そういうものをそのまま続けるという段階ではないというふうでございまして、当然定年制の延長はきわめて近いうちに結論を出したいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 定年制の問題は早期に解決したい問題である、現状のままでは、五十五歳なんということはやはり問題だとおっしゃいましたけれども、確かに五十五歳で定年になりますと、そのまま失業でしょう。それから就職とこうくるわけですから、これは問題なんですね。しかも、いま定年の到達者は年間推定七万人といわれております。これは労働省の調査ですよ。しかも、定年到達者のうち四分の三がようやく雇用される。しかも一八%は無職になるというのです。この一八%の無職の中で、病氣なので働けないのは二一%だ、あと七六%は、仕事がない、就職したい、このように望んでいる人ばかりだといえるのです。また、もう一つの問題は、かりに定年後再就職しても、収入ががたんと減るといふことですね。七六%は定年前よりも収入が低くなるというのです。かりに定年前の収入の七割程度もらえる人がどのくらいいるかといえ、わずかに四二%。また定年前の収入よりも半分以下になる人が一七%もおるといふのですから、これは賃金の問題もともに考えて定年制の問題は監督、指導していつてもらいたい。もう一つ申し上げました労働時間の短縮の問題は、これも重要な事柄でござ

います。これもあわせて対策に乗り出していただきたい。そこで次の問題に移りますけれども、まず安定雇用への再就職の促進についてですけれども、最近技術革新が非常に伸びておりますが、それに即応した職業教育といえますかあるいは訓練の中身に非常な薄弱である。これは本格的な拡充と、受講する権利といえますかその保障がまずなされなければならぬ。これが肝心であろうと思っております。要するに一番問題になるのはやはり中高年齢者に対する、それに適応する職業訓練の種類、訓練職種そのものを拡大していくことが肝心ではないか。もう一つは訓練内容とともに、その期間ですね。半年とか一年とかというので、はたして技術の習得ができるかどうかという疑問が私にはございまして、そういう訓練内容と期間。そして技能が十分習得できる、安心して習得できるように、やはりその期間の手当、これを改善しなければならぬ、本格的な改善をはかることが必要である、このように私は考えるわけでございまして、この点について労働省としてはどうお考えになっておりますか。

○野原國務大臣 最近における技能労働力不足の深刻化という問題、技術革新の伸展に対処し、職業訓練法の第五条の規定に基づきまして、中央職業訓練審議会、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聞いて、去る四月十日に職業訓練基本計画を策定いたしました。これを十三日、閣議にも報告をいたしました。

この基本計画は昭和四十六年度を初年度とする向こう五カ年間の計画でございます。職業訓練に関する施策の基本となるべき事項を定めたものであります。この計画の骨子は公共職業訓練、事業内訓練も含め、新規卒業者に対する養成訓練等を約三倍と飛躍的に拡充することといたしまして、在職労働者に対する成人職業訓練を倍増いたしまして、技能検定職種を二百職種にする等、拡充強化を実施することとしておりまして、今後こ

の計画を実現するように公共職業訓練、事業内訓練を含め、その本格的な拡充をはかってまいりたいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 私冒頭に申し上げましたように、今回の法案の中身に、中高年齢者に対する雇用の促進の中身に非常にいいまいである、あるいは薄弱であると言ったのは、こういう訓練職種そのものがほんとうに貧弱であります。実際に見ていって、現在の技術革新に即応したものでないというところ、もう手にとるようにはわかりません。たとえばあばら家に住んでいる人をきれいならば、だれでも、ああそうですか、ありがとうございましてということになるけれども、今回の、いままでの労働省のあり方を見ても、さきに引越して住んでいるのはそのままにして、さらに引越してさせるほうのおうちも非常にあばら家である、よくよくそこに突っ張りを入れた程度のところ、引越してさせようとするところに、不安があるわけですね。いまいろいろと職業訓練所の増設だとか、あるいは職種の内容等の検討がなされているようにございまして、これは口先だけではなく、現実に早期にやらないと、これは問題でございまして、そのことを十分にわきまえた上で、本気になって対策に乗り出していただきたい。

また、もう一つの問題は、措置を受けた、訓練が終了する、ところが安定雇用へはたしてどの程度就職できているか。つまり就職を確保すること、これが問題なんですね。私がいまから言うことは、一部の問題かもしれないけれども、三十八年以降の就職促進措置の実績を見てみますと、半年から一年にわたって職業訓練やあるいは職業指導を受けた失業者の三割前後が、就職できないで残っているといたす事実。これは全体ではないけれども、いかにせんけれども、こういう事実が一部でも二部でもあるという問題は、これは大いに反省をせよという問題ですね。そういう点から、訓練を受けた、またそういう措置を受けた者は、ほとんど就職できていけるという中身の充実をはか

る必要があるかと思うのです。この点についても一度納得いく答弁をお願いします。

○渡邊(健)政府委員 職業訓練を受けた人の安定就職をはかるべきは当然のこととございまして、われわれも従来そのために努力をいたしておるところでございます。三十八年以降三割も就職できなかったとかいうことは、一部にはあるいはそういうこともあるかと存じますが、私らよほどこのところを指摘しておられるのかわかりませぬけれども、たとえば昨年三月に四十四年度の訓練を終了いたしました者について申し上げますと、就職促進措置を受けて訓練を終了いたしました者が、訓練終了時で八五%が就職をいたしております。その後につきましては全般の調査は特にいたしておりませんが、能力再開発訓練を受けた人を抽出して調査いたしますと、訓練終了時以後も一、二カ月たつに従っています、その後就職した人もふえておりますので、おそらく昨年能力再開発訓練を受けた人につきましては、九〇%以上の人が就職し、あるいは自営の職につき得ている、私どももかように考えておるところでございます。今後とも一そうそういう人たちの就職促進については努力いたしまして、訓練につきましても就職が可能なように内容、期間ともに充実してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○大橋(敏)委員 それでは職業訓練関係の施設、それからそういう関係したものというものは、現状で大体間に合うという判断でしょうか、それとも倍くらいふやさなければならぬのか、その点はどういうふうに考えておられますか。

○渡邊(健)政府委員 現在職業訓練を受けた者の就職状況は先ほど申し上げたとおりでございますが、職業訓練につきましては、わが国の労働力不足が今後ますます深刻化していくこと、当然それに対しては労働力の質を高めていかなければならない。それからまた技術革新が非常に急速に伸展をいたしておりますので、一度職業訓練を受けて技能を身につけた者でも、やがてその

技能が陳腐化していく、こういうような事例が非常に多いこと、こういうことを考えますならば、やはり労働力の質の確保及び労働者の職業人としての生活、雇用の安定ということ達成するためには、まだまだ職業訓練を大幅に拡充していかなければならない、かように考えておるわけでございます。そこで先ほど大臣からお話し申し上げましたように、このたび四十六年度を初年度といたします職業訓練基本計画を立てまして、今後五年間に養成訓練については三倍、成人訓練、これは新しくことしから始めるわけでございまして、これも現在行なわれておるものの二倍程度に大幅に拡充する。そのためには公共訓練につきましても施設の増加、訓練職種の増大あるいは民間の企業内訓練についてもその大幅な拡充をはかっているところ、かように考えておるところでございます。

○大橋(敏)委員 時間に制限がございまして、次に移ります。今度は、話が変更りまして手当の支給額でございます。そうした措置を受けて訓練手当をもらっている人の額が非常に低いということですね。とにかく中高年齢者というものは必ず二人か三人の子供、家族と一緒に生活をしている方がほとんどであろうと思うのですけれども、今度四十六年度予算の中身を見ますと、職業指導中、月平均してみますと一万九千円です、また訓練中のその中身を見ますと月に二万五千円です。これじゃ安心してそうした訓練を受ける気持ちになれない、こう思うのです。こういう手当の額というもの、家族を含めたいわゆる生計費及び訓練受講、就職活動に必要な経費、そういうものを基準として定めていかなければならない。こういう低い金額では安心した家庭生活は望めないという気持ちで、いまいづい各委員が質問しましたけれども、私もこういう安いことでは話にならぬ、こう思っているのですけれども、どうですか。

○住政府委員 御承知のように、就職促進手当な

り職業訓練手当、これは基本手当、扶養加算。就職指導手当のほうは求職活動加算がございまして、訓練手当のほうは技能習得手当がございまして、現在の額は先生だいまおっしゃいましたように、就職促進のほうは平均いたしまして一万九千円、訓練のほうは二万五千円程度でございます。級地によって差がございまして、平均しますとそういうことになっております。この手当、決して現在の額で十分であるとは思っておりません。これは毎年毎年かなりの額の引き上げをほかっておるわけでございしますが、結果としてはいま申し上げましたように必ずしも十分であるとは申し上げかねる点もあるわけであります。まあ少しはございまして、毎年毎年拡充、増額をはかっておるのでございます。中高年齢者の雇用促進の対策、これは今後の最重点の政策になっていくというように考えるわけでございます。先ほど先生がおっしゃっておられますように就職活動が十分できるような額、あるいは職業訓練を安んじて受けられるような額、こういうものを目ざして充実につとめなければならぬように考えております。

○大橋(敏)委員 その額がきまるまでは、少なくとも失業保険を併給するというような考えはどうなんでしょうか。私は再就職するまで、こういう訓練を受ける間は、言うなれば失業と同じような考えでいるわけですね。当然、失業保険というのはそういうときに家族の生活を安定させるために支給されるというようになっていきますので、わずかに平均一万九千円だとか二万五千円、これはいま局長も安心した金額ではないとおっしゃるので、これを併せて失業保険を併給する、併給していけばそれがカバーされるのじゃないか、こういうふうにかけるのですけれども、その点はどうですか。

○住政府委員 御承知のように、失業保険金は前職賃金のおおむね八〇%を基準として支給しております。大体諸外国の水準、わが国のいろいろの制度等から考えまして、失業者の失業中の生活のための金額としてはそういうことになっておるわ

けでございます。ただ、求職活動をするとか職業訓練、特に特定職種について技能を習得するというような場合については、現在失業保険の給付をいたしましてそれぞれ失業保険金に加算されてそういうものが支給できるようにしております。したがって、失業保険を受けておられる方々については、現在の失業保険の給付で十分とは申し上げられませぬけれども措置されておりますので、さらに一般会計でそういう失業保険の受給者にその上併給する、こういうようなことにつきましてはなかなか困難であるかと思っております。

○大橋(敏)委員 そういう立場ならば、先ほどおっしゃったとおり現在の手当の額が適当でないというふうな認識をいらつしやるのですから、これはやはり早急にそうした中身を前向きで検討し、早急に決定されるべきである、これを強く要望しておきます。

それから次ですけれども、手帳の発給の手続の問題の質問が先ほど出しておりました。場合によれば二カ月、三カ月かかるそうすね。これは問題です。迅速化ができないのかという問題ですけれども、これはいろいろと要件等があつてなかなかきびしいのでございしますが、これはあくまでも担当職員の手帳が大きく左右するのでなかなかむずかしい問題であるかと思つております。それだけにこの期間というものは問題だと思つております。というのは、決定されるまでの生活安定が保障されないのです。とにかくこれは二カ月も三カ月もかかるものではなくて、一週間程度で認定するべきではないか、このくらいの決心で仕事を進めるべきではないか、私はこう思うのですけれども、これはどうでしょうか。

○住政府委員 現在の就職促進措置の手続関係は、大体先生御指摘のようなことになっておると思つております。それで、今後この法案による取り扱いの問題でできるだけ早く手続を進めるべきである、こういうことではございますが、私も申請の受理にあたりましては、現在かなり期間を要して

おるわけでございます。それは申請書とかあるいは所得要件等必要最小限度の書類を整えられれば申請を受理する、申請を受理したあとで発給要件に該当するかどうか、こういう手続が要るわけでございます。これも法律の十二条に要件を掲げておられますけれども、たとえば第十二条の二号の「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有する」と認められること、これにつきまして安定所の所長の恣意にわたることがないように、ひとつ事実と申しますか、客観的に明白な事実、こういうものをきめまして、そういう事実が該当しない限りこの要件が満たされるというようなことをきめまして認定の迅速化をはかっていく、個々の、具体的な個人に関するでございます。で、一律に一週間とかあるいは一月とか、こういうことにはまいらないかと思えますけれども、少なくとも努力目標としましては、従来のような長い期間ではなくて、できるだけ間隔を詰めるように全般的に努力をしていくつもりでございます。ただ、例外的な場合もあり得るので、一がい何日以内に出せるといふことにつきましては必ずしも断言できないところでございますけれども、できるだけ迅速に手続を進めていきたいというふうに考えております。

○大橋(敏)委員 いま「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲」があるかないか、ここが非常に問題であるというふうな話もあつたようでございませうけれども、私は思うのですが、実際において意欲があるかないかといふことは、当たつてみなければわからないことであるから、したがって、中高年齢の失業者であれば、要するに求職の申し込みをした、そして生活の状況から見てこれは措置を受ける必要がある、こう判断すれば求職手続を発給する。このようにもう少し迅速化

—ほんとうに二カ月も三カ月もかかるんでなしに、少なくとも一週間、というところと無理かもしれない。いまあなたのおっしゃる気持もわかりますが、しかし二カ月とか三カ月というふうなことではなくて、ほんとうにこれならば無理は

なからうと思われよう期間を縮める。これは大臣頼みますよ、大事な問題ですからね。ここで非常に困つてゐるのです。あまり認定が長いものですから、その間の生活手段がなくなつてしまつてゐるわけですから、これは最小限に縮めるべきである。大臣のほうからひとつお答えを伺つておきます。

○野原国務大臣 手帳の交付にあつては、一週間間ということばなかなか無理だと思つて、二カ月も三カ月もというふうなことにはいたしたくない。できるだけ早く交付ができるように事務的に処理いたしまして便宜をはかりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 それでは、職業訓練所の問題になりますけれども、実は先般奄美大島に行つてきたのですけれども、ここはひどいところでございませう。ほんとうに中高年齢者の失業者が続々です。しかも働かざる意欲は大いにある。こういうところに職業訓練所が一つもないわけですね。これは特別措置で早急に訓練所を設置すべきである、これが聞きたい第一点でございます。

まず職業相談体制が非常に不備であるという感じを受けました。つまり、現在は職業安定所内だけでそうした相談を受けるだけでございませう。少なくとも奄美群島は五つありますから、職安の職員が巡回してもそうした相談を受けて就職促進に当たる、このくらいの熱意を持つべきではないか。つまり奄美大島というのは、いつも政治の谷間といひますか、谷間どころか忘れ去られてゐるのです。政府はすべて沖縄、沖縄といつて、すべての目が沖縄に向いてゐるわけで、奄美大島などは完全に忘れ去られたと言つても過言ではありませぬ。私はここはかわいそうなところだと思つて、今度の委員会のときには、ぜひともこの問題を取り上げたいといふことできょう取り上げているわけですが、この点について、まず職業相談体制を拡充強化されるかどうか。いま言つたように、巡回してもやられる意思があるかどうかという問題と、それから職業訓練所の設置につい

てお答え願ひたいと思ひます。

○住政府委員 御承知のように、奄美大島を管轄する安定所といたしまして名瀬市の職業安定所、出張所といたしまして瀬戸内と徳之島に置いております。御指摘のように、これだけではなかなか十分な職業相談、職業紹介の体制を整つておりません。そういうことで、従来からも必要に応じて巡回職業相談等もやつておつたわけでございませうが、さらに御指摘のようなことでございませう。ば、そういう巡回相談の回数をふやすとか、そのためにいろいろな人の問題あるいは予算の問題等がございませうけれども、特に離島対策としてもきつめて重要なことでございませうので、そういう点については、実情に基づきまして至急措置をいたしていきたいというふうに考えております。

○渡邊(健)政府委員 奄美大島の職業訓練校の設置につきましては、いま御指摘のように、現地で職業訓練を受講する希望者もかなり多いといふことで、かねて鹿児島県のほうから職業訓練校を設置したいという要望がございまして、私どもその実情から見まして設置の必要があると思つて、実は昨年来、鹿児島県と私どものほうで奄美大島の名瀬に訓練校を設置するというところで協議を進めておりました、われわれも設置の方向でこれを考えておつたわけですが、実は予算決定後の最終段階におきまして、県のほうから、地元で訓練校の設置を予定しておつたのが埋め立て地であるといふことで、その埋め立ての工事が四十六年度中にどうも間に合ひそうもないといふことで、名瀬市なども相談の結果、今年度は見送り

たい、延ばしてほしいといふことを県当局のほうから言つてまいりましたので、私どもも、非常に残念でございませうが、本年は一応設置を見送ることとしたわけでございませう。しかし、県、市ともに、設置するといふことについては強い希望を持ち、そして、そのつもりでおるようございませうので、私どもも今後、市と十分協議いたしまして、できるだけ近い機会に設置の方向で考えてまいりたい、かように考えておる次第でございませう。

○大橋(敏)委員 訓練校の問題についても、あなたおっしゃつたとおり、これは全島の希望ですよ。全島の希望でもあるし、鹿児島県でもその必要を認めてゐるのですけれども、用地の問題でひつつかつてゐるのですね。これは労働省としてはもつと本格的な特段の措置で何とか援助してあげべきであると思つてゐるのです。ただ現地がああだこうだといふのではなくて、むしろあやばしいのではないか、こうやればいいのではないかと、こう具体的に指導すべきである、こう思つてゐる。私はこれは非常に重要な問題だと思ひます。

時間があればゆつくり現地の模様を話したいところですが、一、二中身を話しておきますと、これは安定局長も聞いておつておきたいのですが、これは名瀬の公共職業安定所の調査です。学卒者を除いたわけですが、月間有効求職者が四十四年度で二万二千二人、そして求職者は五千七百三十七です。ようやく就職できた人が千八百八十六です。これでは話にならないですね。それから一般と学卒者の地域別の就職状況、同様名瀬公共職業安定所の調べを見ますと、学卒者、昭和四十六年度三月卒業者が九五・四%が県外なんです。県内はわずか四・六%です。それから一般の方で四十五年度の中身を見ますと、県外就職が八四・四%、そして県内就職が一五・六%と、職業安定所があるなしは別としても、これは通産省だとかあるいは自治省の問題になるわけでございますが、とにかく仕事そのものがないといふことですね。同時に、本土に就職してもまた帰つてきてゐる人がかなりあるといふ、いろいろ複雑な問題がございませうので、特に奄美大島の問題について関心を深めてもらつて今後の対策を急いでもらいたい、強く要望しておきます。

時間がありませんので、次に移りますが、就職仕度金の問題ですが、この前の答弁では、五万円を十五万円、三倍にしたのだから、精一ぱいの手当だとおっしゃつておりましたけれども、

す。

す。

す。

す。

話によればそれも一定の期間それに応じた人にのみ渡すという話だったのでね。

〔増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席〕
もしそのように就職促進の効果をあげるためのものであるならば、私はもっとこの中身を大幅に支給すべきである、十五万円やったから精一ぱいであるなんて言わないで、それ以上に二十万でも三十万でも渡していくべきである、それが期間を限定した措置ではなからうか、こう思うのですけれども、どうでしょうか。

○住政府委員 就職支度金でございますが、いまもお話のように、実は五万円ということであつたわけでございますが、長年失対の事業に就労されておられる方々で、この際積極的に民間の常用就職、自営業に踏み切られるという方々につきまして、いま特に期間を限って三倍というふうな、私どもとしては非常に努力した結果そういうことになつたと思うのでございますが、これをさらに引き上げるといふことでございます。実はこの額の決定にあたりましての経緯等からいたしまして、この額をさらに引き上げるといふことについては非常に困難な問題があるかと思つておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 それは安易には上げられないこととはわかります。

〔伊東委員長代理退席、増岡委員長代理着席〕
いまも言いましたように、就職促進を効果的に行なうための一つの措置だといふことでございませうから、しかも先ほど言いましたように、一定の期間に限つてという問題ですから、これは特段の配慮をさらに加えるべきである、私はこう思つておるわけでございます。大臣はどうですか、この問題について局長は、どうも精一ぱいなんだと言つておられますけれども……。

○野原國務大臣 局長の答弁を聞いていたが、非常に努力して、今日の段階ではこの程度といふことのでありませう。しかし、御指摘の点を考えますと、やはりもっと手段があるならばある程度何とか増額の点を検討してみたい。すくま

現可能かどうかわかりませんが、そういう努力をしてみたいと思つておる。

○大橋(敏)委員 局長、大臣は努力していかうと言つておられるので、これでどうにもならないというふうな考えは、この際捨てて、いまの大臣の気持ちに沿う立場で、いわゆる前向きでこの問題も検討してほしいと思つておる。

それからもう一つの問題ですが、開発就労事業の問題ですけれども、実は私のほうの九州で、今度日炭若松が閉山になりまして、現実にも困つておられます。これがはたしてどの程度——もう二千名程度の従業員が失業しておるわけでございますが、これがどのようにならうと思つておられるのか。また就労開発事業をここには当然起すべきであると思つておられるけれども、その見通しはどうですか。その点を含めて答弁してもらいたいと思つておる。

○住政府委員 日炭若松の閉山問題、これに伴ひまして離職者が約二千四百名出るといふ大型閉山になつておられます。現在、四月末で求職を受け付けた数が二千二百五十九人といふことでありまして、この中ですでに就職されておられる方が二百三十一名、訓練を受けておられる方が七十五名、したがいてまして、それを除いた数の方々の再就職なり訓練といふものをお考えいただけなければならぬわけでございます。

実は率直に申し上げまして、合理化事業団からの交付金が五月末に交付になる、こういうようなこととで、全体として離職者の求職活動は必ずしも活発でないような状況にもあります。そういう問題も関連いたしておるわけですが、私どももいたしましては、この再就職対策につきましても、安定所あげて努力をいたしておられます。この離職者に対する求人確保にもつとめておるわけでありませうが、大体求人数をいたしまして一万六千人以上の求人がまゐつておられます。離職者の数が二千四百でございますから、それに対しましてかなりの求人がまゐつておるような状況にも相なつておられます。

そこで、私どももいたしまして、従来の炭鉱離職者の再就職促進の経験等も生かしながら、民間の安定雇用への再就職の促進といふことに全力をあげていくつもりでございますが、なおなかなか就職できない方も出てくるかといふような状態も考えられるわけでございます。それで、先生御承知のように、そういう場合には特定の地域の開発就労事業、こういうことの実施も十分考えられると思つておるわけですが、離職者の再就職の状況等を考えまして対策を講じてまいりたいと思つておる。

○大橋(敏)委員 日炭若松の従業員の問題は、五月以降にならないとはつきりしないといふことのところであつたのですが、確かに現在私が調べたところでは二千名中四百名までは大体めどがついておる、ところが、あとはまだまだ右往左往している状態であるといふことでございました。この前の本会議の私の質問に対して労働大臣は、特段の配慮をもつて万全を期しますといふことでありましたけれども、八幡の職安がいま会社社側あるいは労働者側とタイアップしてやっていますけれども、私が見る目からは、大臣がおっしゃつたような決意ほどの熱意を入れた中身ではまだないように思つておる。これは失礼な言ひ方かもしれませんが、もつと力を入れて再就職の問題に当たつていただきたい。

それから、これは実例でありますけれども、福岡県の飯塚市ですが、飯塚市の安定所の調査を見ますと、四十五年十月、四十六歳以上の求職者が二千八百五十一人もおられます。それに対して求人数が百八十八名、だから求職倍率が五・一になつておられますけれども、こういうことを考えますと、産炭地域といふのは、もう想像以上に中高年齢者の仕事がないところですから、開発就労事業といふものは重要な役割になるわけですね。したがいてまして私は、今度の法案の中に明文化されていないけれども、これはどうしても法律の上になつてもらいたい、こういう気持ちで一ぱいでございますが、この点はどうですか。

○住政府委員 飯塚は代表的な産炭地域で、その後の地域開発も進んでいないといふようなことから、求職者が非常に多くて求人が少ない、これはもう御指摘のとおりだと思つておる。ただ、先生おっしゃいました求職者二千八百名の中には、これは産炭地域開発就労事業等に就労しておられる方々も含まれておるわけですね。つまり民間就職を希望するけれども就職の場がないといふこと、産炭地域開発就労事業に就労していただくおる、こういう方々も求職者になつておる。そこで、いづれにいたしましても、失業情勢は非常に悪いところでございます。現在も産炭地域開発就労事業とか、緊急就労対策事業あるいは失業対策事業等公共事業、それから鉱害復旧事業等もあわせて、そういう方々の就業の機会をできるだけふやそう、こういうことにはいたしておるわけでございますが、なお十分でないといふことであるならば、これはもう当然特定地域になる地域でございます。この法案に基づきまして特定地域開発就労事業も実施する、そして各種事業を総合して雇用の機会をつくり出していく、そして民間就職ができるまでそういうところで働いていただく、こういう体制をとつていかなければならぬことは当然でございます。今後ともそういうようなものを総合的、計画的に考えて対処していかなければならぬと思つておる。

○大橋(敏)委員 それで、私はその産炭地域の状況を他の人よりもよく知つておるだけに、開発就労事業の役割といふのは非常に重要な、だからこれは少なくとも法律にそういうものをやつていくのだといふことを明文化してほしいと、こう言つておるわけですね。それをいま言つたわけですね。これは大臣でなければ答えられないと思つておるわけですが、どうでしょうか。

○野原國務大臣 この中高年齢者雇用促進特別措置法の提案理由の中に、実は産炭地域あるいは同和地域あるいは過疎地域等、こういう地域についてはこういう開発就労事業を起すことというものはつきり申し上げておるわけでございますが、

法律では二十一条に「特定地域に居住する中高年
齢失業者等について、雇用の機会の増大を図るた
めの措置その他これらの者の雇用の促進するため
必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基
づき必要な措置を講ずる」ということになってお
りまして、どこどこということははっきり明文化
はしてありませんが、御指摘のような諸点を考え
まして、提案理由にははっきりとそういうことを
うたったわけでございます。それで十分ではない
かと考えておるわけでございます。

○大橋委員 それでは十分でないから言っ
ているのでありまして、もう少し具体的にそういう
点を明文化してほしい、こういうわけですね。

それで、もう私の時間が過ぎたようでございま
すので、最後に一問聞きますけれども、これはも
ういままですけれども質疑応答がなされてはつき
りしてきたと思うのですけれども、ほんとうに労
働省に血も涙もあるというならばあの「当分の間」
という問題ですね、そこにうたわれている「当分
の間」は非常に不安を与えております。これはた
だことばの上だけであつて問題じゃないのだとい
う答弁まで出ているのですから、それならばず
せ、削除しろ。それから、臨時のいわゆるボーナ
スですね、夏季手当あるいは年末の手当、そうい
う問題についても何とかそれを侵害するようにな
るとをいたしませんとまで言っているのですから
ね、それならば、そういう心配がないように、従
来どおり支給いたしますと、はっきり言ったほう
がいいじゃないですか、その点はどうですか。そ
れだけはっきりおっしゃればばくはやめますよ。

○野原国務大臣 「当分の間」の問題と臨時の賃
金の問題等につきましては、当委員会における最
終的な案が固まった際においては、十分それを尊
重して善処するということを申し上げます。

○大橋委員 終わります。

○増岡委員 長代理 次に、古寺宏君。
○古寺委員 最初に、いま大橋委員からも質問が
ございましたが、附則二条の夏季手当、年末手当
の問題でございますが、これを今度は廃止するこ

とになっておりますが、これを廃止した場合には
どういう方法でこれは支給する方針でございます
か。

○住政府委員 支給の方法といたしまして、た
えば日々の賃金に積み上げるといふようなことも
考えられるのでございますが、現在のところ、具
体的にどうするといふ成案は持っておりません。
いずれにいたしまして、実質的にはその給付が
継続するように、こういう趣旨で対処してまいり
たいと思っております。そのやり方
につきましては、失業対策事業賃金審議会の御意
見、同時に就労者団体とかあるいは事業主体の意
見を伺った上で具体的な適切な方策をつくり上げ
ていきたいというふうに考えております。

○古寺委員 そこでお尋ねしますが、昭和四十四
年度の年末の手当でございますが、青森市の場合
を例にとりますと、四万八千三百円でございます
。ところが、奈良とか東京の例を見ますと、奈
良の場合は九万八千八百十二円、東京の場合は九
万四千円になっております。こういうような非
常に地域の格差があるわけでございますが、これ
はどういうふうにして上積みしていくわけです
か。

○住政府委員 現在臨時の賃金の支給方法、国の
分でございますが、これは夏が九日、暮れが二十
二・五日、こういうことになっております。そ
こで、それは日額に対して九日分あるいは二十二
・五分分、こういうことになっておるわけでござ
いまして、そもその日額が、御承知のように各
県、各事業主体によって格差がございます。その
格差は私も現在の賃金日額を定める場合の基
準、つまり類似の作業に従事している労働者に支
払われている賃金について地域格差がある、そう
いうことの反映として日々支払う日額についての
差が出てくるわけでございまして、その日額にか
ける日数分になりますので、国の分としても格差
がございますけれども、それはそれなりにバラ
ンがとれたものであると考えております。

ただ、従来国が支払う臨時の賃金のほかに、府

県とか、あるいは市町村が単独で社会福祉的な措
置といたしまして支払っているものがございます
。これは事業主体によってかなりの差ございま
す。そういうようなことで、ただいま御指摘の
ような格差というものが、両方合めて考えてみた
場合に一そう大きくなっていく、こういうような
ことになっているのではないかと思っております。

○古寺委員 その格差はどういうふうには是正して
いきますか。

○住政府委員 非常にこれはむずかしい問題で
ございまして、私もその地方事業主体が単独で措
置する分、これが賃金ということになりますと、
実は緊急失業対策法の十條の二の規定に違反する
ことになります。あるいはまた地方自治法にも違
反することになるわけでありまして、そういう賃金
と解釈されるものであるならば、これは違法な支
出、こういうことになるわけでありまして、それ
も、そうでなくて、地方公共団体の失対就労者の
ための福祉的な措置であるといふような解釈をと
るならば、それは非常に差があるといふことはま
ずいことではございますけれども、そしてまた、そ
れを是正するようなことも必要かと思ひますけれ
ども、一方面的に、それはいかぬ、こういうような
ことには必ずしもならないのではないかとこのよ
うに考えております。

○古寺委員 こういうふうには現在国の支給分では
不十分なために県や市が単独で上乗せして、社会
福祉的な立場から支給をしているわけですね。こ
ういう手当をカットした場合には、当然働く意欲と
いうものがなくなってしまうかと思うのです。こ
ういふものについては当然もつと国の支給の額を高
めて、そして働く意欲を持たせるような、そうい
う支給を考へるべきであつて、今回の附則二条に
おいては、支給しない、これは非常に失対に対す
るいわゆる政府の姿勢というものが、失対労働者
を自滅させるような考え方でこういう附則二条と
いうものがつくられてきているのじゃないか、私はこ
ういうふうには考へるのですが、ひとつどうでしょ

うか。

○住政府委員 この臨時の賃金の問題は、失業対
策問題研究委員会の報告にもございまして、
実は一般の民間の屋外日雇労働者についてほと
んど例を見ない、こういうような点もございま
す。そういうことから、これを制度として残すの
は非常に問題である、こういうような御意見、報
告をもいたしておるわけでございまして、そうい
う意味で、私もこれは制度としては廃止したほ
うが適当である、こういう判断に立ちまして、臨
時の賃金としては支払わない、こういうことにし
たのでございまして、しかしながら、現在までの
経緯等にもかんがみまして、従来の実績等をも考
慮して、実質的な給付ができるような措置を講じ
たい、こういうふうには考へておりますが、その方
法は、最初に申し上げましたように、各方面の意
見を聞いて適切な方策を講じてまいりたいとい
うふうに考へております。

○古寺委員 そこで、この附則二条の「当分の間」
というのがございまして、この「当分の間」とい
うのはどういう意味でございましてか。

○住政府委員 法律上の表現といたしましては、
「当分の間」といふのは、新しい立法措置に
よりまして緊急失業対策法を廃止する、という
手続が必要になってくるのでございまして、それは
未来永劫という意味ではなくて、ある期間とい
うことを想定しまして、それを法律上の表現とし
て「当分の間」というようにあらわしたのでござ
いまして、実質的にそれじゃどういふように考へ
るか、こういう問題でございますが、これは雇用審
議会の答申にもございまして、現在失対就労
者が失業対策事業に就労することによって営んで
おる生活の程度と同様な内容のものが、社会保
障対策とか老人に対する仕事の対策が進んで満た
される、こういうような段階になるまで、これがそ
の実質的な意味であらうと考へております。

○古寺委員 専門家のいろいろな御意見を承りま
すと、この「当分の間」ということは、通達一本
で失対を打ち切ることができる、こういうふうな

説をおっしゃっている方もございますが、この点についてはどうですか。

○住政府委員 ただいまも申し上げましたとおり、失対事業の制度を廃止するということは、やはり新たな立法措置によって緊急失業対策法の効力を否定する以外にはできない、こういうように考えております。

○古寺委員 しかし、法制局やいろいろそういう関係者の方々の御意見を承っても、この「当分の間」というのは、いろいろいま御説明がございました。しかし、法律的な立場でいった場合には、通達一本でこれは中止することができ、こういう解釈がございしますが、どうですか。

○住政府委員 それは、現在の緊急失業対策法におきまして、労働大臣が一定の計画を定めて失業対策事業を実施する、こういうことになっております。現実問題といたしまして、いままでも失業対策事業を実施していた事業主体が、就労者が少なくなってきた、あるいは就労者が民間就職をしたというようなことから、その事業主体で失対事業を廃止する、こういうようなことがございます。これは事業主体と労働大臣と協議をしてその是非を決定する、こういう法律上のたてまえになっております。ところが、失業対策事業という制度そのものとしては、一本の通達ではこれは否定できない、立法措置を要するということになると思っております。

○古寺委員 こういうような手当の問題にいたしましたとしても、あるいは「当分の間」にいたしましたも、この附則二条というものは、現在失対で働いている方々に対して非常に不安を与えております。また、いろいろな心配がございします。そういう点からいって、当然第二條はカットすべきじゃないか、削除すべきではないか、こういうふうにご考えるのですが、大臣はいかがですか。

○野原国務大臣 これは、前々から実はお答えをしておるのであります、言外の意味を御理解いただければよくわかると思っております。当委員会において何らかの結論が出たということについては、

その結論を尊重したいということでお答えにかえておきます。

○古寺委員 それでは、尊重するということは、委員会でもしそういうような結論が出た場合には、これは削除するというふうになっていいですね。

次には第十二条の二号でございしますが、第十二条の二号の中に「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること」というのがございします。こういうような非常に主観によって判定するような条文というものは、法律的な立場からいってこれは非常に好ましくない、こういうふうにいわれておりますが、どういふわけでこういうような条文を今回提案してこられたのか、その考え方をひとつ承りたいと思っております。

○住政府委員 いままで御説明も申し上げておるところでございしますが、この中高年齢者に対して民間の常用雇用につくことを促進するために、この法案で一番大きな柱であります求職手帳制度を創設したわけでございします。そこで、そういう方々、当然のことでございますが、それは誠実かつ熱心に就職活動をしていこうという意欲を持たれる方々でなければ、幾ら手帳を発給して措置を講じてもむだになるわけでございします。それでこの十二条の二号の規定はそういう当然のことをここに規定したのでございしますが、しかしこの表現は、御指摘のように非常に抽象的である点も否定できません。そこで、繰り返して申し上げておきますように、これを安定所長の主観的な判断によって左右するようなことは避けていかなければならないと考えておるわけでございまして、安定所長が、この意欲を有するかどうかという判断をするにあたっては、客観的な明白な事実に基づいて判断するように指導していきたい。それで、その明白な事実と申しますのは、たとえば安定所から職業相談、職業紹介のために出頭を求められる、そういう場合に、正当な理由なく出頭を拒む、あるいは安定所で職業紹介のために適性検査とか職業相談をやるわけでございしますが、そ

ういふ場合に、やはり正当な理由なく断わるというようなこと、あるいは安定所からいろいろな書類の提出等を求める場合があるわけでございしますが、これも正当な理由なく断わる、たとえばそういう事実に基づいてこの二号を認定するように、こういう指導をきちっとしていきたいと思っております。御心配のようなことがないというように考えておるわけでございします。

○古寺委員 こういう条文というのはいままでの法律にはないわけですね。初めて今度出してきた条文でございます。職安法なんかを見ましても、こういうような非常に主観を交えるような条文はないわけですね。どういふわけでこういうものを入れたいか非常に疑問があるわけですが、これはぜひひとつこの条文を改正するなり、あるいはいはいもつとまざらわしくないような条文に訂正すべきじゃないか、こういうふうにご考えるのですが、いかがでしょうか。

○住政府委員 現在の法律におきましても、これは制度は違いますが、いままでも、やはり誠実かつ熱心に就職活動を行なうという規定があるわけでございします。そういうような観点から、この手帳制度にも取り入れたわけでございまして、私も必ずしもこれは不相当であるというふうには考えておらないところでございします。

○古寺委員 不相当と考えないというのですが、私は不相当だと考えるのです。そういう点を検討していただきたいと思っております。

それから、この手帳の交付を受けられない人が当然出てきますね。そういう人に対してはどういうふうに取り扱うつもりですか。

○住政府委員 これは一般の求職者と同様に職業紹介、職業指導等をするつもりでございますが、ただ手帳の発給、それに基づく手当の支給、こういうことがないだけになると思っております。

○古寺委員 手帳の有効期間中に就職ができない人はどうなりますか。

○住政府委員 手帳の有効期間といたしまして原則として六カ月、こういうこととございします。が、さらに期間内で就職が困難であるというものにつきましては六カ月、あるいは特定地域の中高年齢失業者についてはさらに六カ月というようにして手帳の有効期間を延長し得るような制度にいたしております。私どもその期間内においてほんとうに就職する意欲、能力があるならば就職させることができるというように考えておるのでございしますが、なお特定地域等におきましては、その期間が終わっても就職ができない、こういうこともあると考えておりますので、それにつきましては特定地域の開発就労事業等を実施することによりまして、そこに就労させ、生活の安定をはかつていくというように考えております。

○古寺委員 六カ月というのは非常に短過ぎると思っております。少なくとも二年くらいまで延長するような考えはないのですか。

○住政府委員 現在の就職促進の措置は大体二カ月ないし六カ月ということになっております。必ずしも十分ではないと思っております。その期間内ではかなりの就職を見っております。それから、失業保険の受給者の平均受給月数をとってみましても四カ月、長期受給資格者の平均受給月数でも六カ月、こういうことになっておりますので、私ども原則としては六カ月で再就職はほとんどの方々が可能になると思っております。先ほども申し上げましたように、その期間内で就職できない者もございしますので、手帳の有効期間の延長をはかっているわけでございしますが、御指摘のように再就職期間としてはその程度になるように、この期間を定めるにあたっては十分検討をしております。

○古寺委員 次に、失対の方々が働いておる休憩所の問題です。休憩所がバラックみたいな休憩所で、青森県の場合なんか非常に寒い。こういう休憩所に対しては、労働省としては年間どのくらい措置しているのでしょうか。

○住政府委員 作業現場におきます休憩小屋の施設につきましては、事業主体の申請に基づきまし

○古寺委員 坪教と補助額は大体どのくらいでございませうか。

○住政府委員 休憩小屋につきましても、木造とかプレハブとかそれぞれの単価が違っておりますが、補助率といましては三分の二ということにいたしております。

○古寺委員 休憩所の建物に対する補助は、玄関とかあるいは便所、こういうものに対する補助はないのです。補助金が非常に少ないために、バラックみたいな非常にお粗末な休憩所をつくっているわけですね。そのために、働いている方々は相当の中高齢者が多いわけですから、健康上もよくないし、また休憩所としての役割も果たしていない。そういうような事情になっているのですが、こういう点について労働省は実態をお知りでございますか。

○住政府委員 実態全部を知っておるかという点、必ずしも自信はないのでございますが、ただいま休憩小屋については申し上げたとおりでございますが、実は同様なことを便所等についても実施いたしております。そこで先生御指摘の休憩小屋に便所が必要だ、こういうことになれば、これは小屋及び便所合わせて補助の対象にできることになりまして、事業主体等とも相談いたしまして、できるだけそういう施設の改善充実をはかっていきたいというふうに考えております。

○古寺委員 それから作業の管理人がおられます。監督の数が非常に少ないために、結局大ぜいの人数の人で作業をしなければならぬことになるわけですね。そういう場合に、輸送するためのマイクロナス、こういうものが必要ですが、そういう点についてはどういうふうになっておりますか。

○住政府委員 いま現場が非常に遠い、そういうようなことがあることは事実でございます。私もそういう場合に事業主体がマイクロナスを購入して輸送する、こういうものにつきましても補助をいたしております。できるだけそういう設備、施設の充実につとめてきておるのでございますが、今後ともそういう点については十分配慮をいたしていきたいというふうに考えます。

○古寺委員 北海道、東北とか北越地方なんかは非常に雪も降ります。そのために高齢者は途中でこらんでけがをしたり事故が発生しておりますので、こういう点については十分に配慮すべきである、こういうふうに思いますので、特に要望を申し上げておきます。

次は、先ほどの附則二条の「当分の間」の件で問題になったのですが、社会保障が充実された段階でというふうなお話があったようでございませうが、それは厚生省とは連絡がとれているわけではございませんか。

○住政府委員 いろいろ雇用審議会の答申等もございませう。それから、その点に關しましては、特に雇用審議会の会長から内閣総理大臣に対する意見も提出されております。私もいろいろといたしましては、厚生省とも十分連絡をしておりますので、今後は非常に重要な問題でもございませうが、さらに十分連絡をとって対処をしていかなければならないというふうに考えておるわけではございませんか。

○古寺委員 そこで厚生省にお尋ねいたしますが、老人の社会保障の充実に対して厚生省は現在プロジェクトチームをつくっているやうなやうなプロジェクトチームというものは先ほど承ったのですが、具体的に来年度から実施できるものはどういうものでございませうか。

○加藤政府委員 厚生省といたしましては、高齢者の就労対策等につきましては、労働省とも緊密な連絡をとって、厚生省の立場からできるだけの努力をしてみたいと思っております。高齢者の福祉全般につきましても、これは来年度の厚生

省予算の一番の重要な項目として、現在省をあげて研究班をつくって検討いたしております。いろいろ問題ございませうが、私も一番重要視いたしておりますのは老人の医療の問題、それから老人の年金の問題、所得保障の問題、それから老人に生きがいを与えていく問題、それから老人の福祉施設、老人ホームとかあるいは居宅におけるサービス、そういう問題に焦点を合わせておる。現在それぞれ部会をつくって検討をいたしております。まだその結論がでませんので、具体的には申し上げかねる段階でございますが、私も来年度の予算におきましてぜひ実現いたしたいと思っております。老人の医療対策の問題とそれから年金、ことに福祉年金、これを大幅に引き上げることとしては二千万を二千三百円程度に引き上げたようございませうが、そんなささいな金額じゃなくて、相当大幅な引き上げをいたしたいということにございませう。

そのほか失対の問題からみましては、高齢者の就労の無料相談所、これは現在も二十カ所設けておりますが、非常に好評でございます。就職率も三六%ということ非常に好評でございます。また都道府県あるいは市あたりから、来年度あるいは今年度設置したいということで補助申請の要求も非常にたくさん来ております。そういうことで四十六年度ではさらに十カ所追加いたしますとともに、四十七年度以降におきましても、これは一つの老人の生きがい対策の一環といたしまして、高齢者の就労対策の予算要求をしてみたいというふうなぐいに考えております。

○古寺委員 この医療費は無償にするわけですか。全部無料にするかどうかという点は申し上げかねますけれども、御承知のように、国民健康保険の被保険者である老人は三割の自己負担がございませう。被用者保険の家族である老人につきましてもは五割の負担がございませう。それから、入院と外来があるわけでございますが、それを全部無料

にしようか。これは今後はどのくらい全国的に設置する予定でございませうか。本年度の予算は大體開きました。来年度以降どのくらいずつ毎年ふやしていくお考えですか。

○加藤政府委員 現在二十カ所でございますが、予算といたしましては四十六年度にさらに十カ所入っております。したがって、四十六年度末には三十カ所になるわけでございますが、一応いまのところは、都道府県全部に十カ所ずつは設けよう

にしようか。一部負担というものも全然なくするかどうかということにつきましても目下検討中でございますが、私もいろいろといたしましては、この施策を進める以上は、やはり老人が安心して医療にかかれる程度、そういう制度にしなければ意味がないわけでございますので、そういう方向で検討いたしておるところでございます。

○古寺委員 それから高齢福祉年金でございませう。ことしのように三百円というふうなみみちい引き上げではなくて大幅な引き上げをするのだ、こういうふうなお話がございましたが、大體金額としてはどのくらいをお考えになっておるのでございませうか。

○加藤政府委員 これは年金局所管の問題でございませう。所管にこだわって申しわけございませうが、社会局の所管でございませうので、私がかのの際にはつきり申し上げる権限もございませうし、また、事実幾らにするかということはまだございませう。これはやはりプロジェクトチームの最重要問題の一つといたしまして、医療問題と並んで大幅に引き上げようということにございませう。三百円とか四百円というのじゃなく、もう少しすればそれじゃ何千円にするのか、四千円にするのか、五千円にするのかということになります。また、そこまでは固まっておりますけれども、少なくとも四十六年度に比しましては相当大幅な引き上げをいたしたい、こういうことではございませう。

○古寺委員 それから高齢者の無料職業紹介所でございますが、これが東北では仙台に十カ所しかないわけですね。これは今後どのくらい全国的に設置する予定でございませうか。本年度の予算は大體開きました。来年度以降どのくらいずつ毎年ふやしていくお考えですか。

○加藤政府委員 現在二十カ所でございますが、予算といたしましては四十六年度にさらに十カ所入っております。したがって、四十六年度末には三十カ所になるわけでございますが、一応いまのところは、都道府県全部に十カ所ずつは設けよう

にしようか。一部負担というものも全然なくするかどうかということにつきましても目下検討中でございますが、私もいろいろといたしましては、この施策を進める以上は、やはり老人が安心して医療にかかれる程度、そういう制度にしなければ意味がないわけでございますので、そういう方向で検討いたしておるところでございます。

ということ、この無料職業紹介のない県を優先的に設置するという方針を進めておりますが、四十七年度以降におきましては、これをさらに大幅に増額したい。四十六年度十カ所増を二十カ所にするか、三十カ所にするかということはまだきまつておりませんが、これは非常に要望が強いわけでございます。四十六年度すでに申請が十九件出ております。設置したいという県が十九県も出ているという現状でございますので、四十七年度以降は、この点につきましても格段の努力を払って予算要求をしたいというぐあいに考えております。

○古寺委員 これは労働大臣の認可の要る問題でございますが、この十九カ所の現在申請されているものについては、全部ひとつ認可をして、今年度じゅうに設置したほうがいいと思うのですが、労働大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○野原國務大臣 御要望については、全部認可して御協力いただきたいと考えております。

○古寺委員 次に、就職支度金の問題でございますが、これが今度十五万円になる、こういうお話でございますが、この十五万円というのは、国から出るのが十五万円でございますか。

○住政府委員 大体その三分の一が持つ、こういうことで従来からもやっております。十五万円についてもそのように考えておるわけでございます。○古寺委員 そうしますと、十五万円の三分の一でございますので、五万円ということでございますか。

○住政府委員 そのとおりでございます。

○古寺委員 そうしますと、いままでの、これは四十五年の資料で見ましても、就職支度金の措置状況を見ますと、北海道の場合には国から五万円、それから時限の期間がきまった場合は、時限増といいますが、その場合にはさらに五万円増額されて、道から五万円、市から十万円合計二十五万円出ております。それから青森の場合は国から五万円、時限増が五万円、市から五万円

十五万円、こうなっております。そうすると、いままでと何ら変わりがないのじゃないですか。

○住政府委員 ちよつと実情がよくわからぬのでございますが、五万円の場合は五万円の三分の一、十五万円にした場合は十五万円の三分の一、こういうことになると思いますが、それ以外の分につきましては、さらに県なり市が独自措置によって配慮をした分というように考えております。

○古寺委員 そうしますと、十五万円にアップする、こう言っておりますが、実際に国から出るのは三分の一でございますね。五万円ですね。そうしますと全然変わりがないわけですか。いままでも五万円出ておるわけですか。何ら変わりがないというふうに解釈していいのですか。

○住政府委員 ちよつと説明が足りなかつたかと思つてございますが、いままでの五万円、国の実際やっております五万円というのは、仕度金として就業者に渡す金額が五万円、それでその五万円のうちの三分の一を補助対象としておる、これが現在までの制度でございます。ただ、過去におきましてそれを十万円にふやした場合がございますが、その場合でもその三分の一が国の負担分、こういうことでございます。それで、いままでの五万円についても、三分の二は事業主体で負担していただいておりますが、そのほかに、かりに総額十五万円払われておつたとするならば、さらに十万円というものを事業主体で負担している、こういうことなるかと思つたが、制度といたしましては、五万円、あるいは十五万円になった場合は十五万円、そういう額の三分の一、こういうことになっておるわけでございます。

○古寺委員 そうしますと、いままでと何ら変わりがないですね。いままでも五万円でしょう。国から五万円支給されておりますね。これからもまた、十五万円にするとは言つても、三分の一だけが国の負担になるのだ、こういうお話ですか。五万円ですね。そうすると、いままでも五万円、今後も五万円ということになれば、これは全

然アップされませんでよ。

○住政府委員 どうも御説明が足りぬで恐縮でございますが、いままで五万円というのは、就業者に渡る金額が五万円でございます。その内訳といたしまして、三分の一が国の負担、三分の二が事業主体の負担、こういうことで総額として五万円が支度金の額であった、こういうことでございます。それを今度十五万円にするというのは、五万円の総額が十五万円になる。ですから渡る金額としては、いままで五万円であったものが、今度は十五万円になる。ただ、その十五万円なり五万円の負担割合というものが、いま申し上げましたように、五万円の場合でも十五万円の場合でも三分の一である、こういうことでございます。

○古寺委員 これは四十五年の四月の資料でございますが、ずつと申し上げますと、北海道の帯広市というところの場合は五十万円です。それから今度石川県の加賀市が五十四万円、低いところでは青森市なんというのは十五万円、こういうふうな就職支度金の金額というものがございまして、格差があるのです。これはどういふわけなんでしょうか。

○住政府委員 たとえば帯広にいたしましては加賀市にいたしましては、それぞれ失対事業就業者の福祉促進という観点から、それぞれの市におきまして、国の正規の五万円以外にそれだけの金額をつけ足されたものである、こういうふうに考えておりますが、これはそれぞれの事業主体である市の考え方の差によるものであるというふうに考えております。

○古寺委員 さらに、この支度金のほかに特別報償金制度というものを実施しているところもあります。私が申し上げたいのは、たまたま死亡をした場合、あるいは現在病気で入院中の人は、こういうような就職支度金というものの恩恵を受けられないわけですか。こういう方々のためにもやはり退職金制度なりそういうものをつくつて、いままで長い間失対で一生懸命働いてこられたのですから、そういう方々の功勞に報いるという意味においてもそういう制度を当然考えなければいけない

のじゃないか、こういうふうに思つてございませぬが、いかがでございますか。

○住政府委員 就職支度金の趣旨は、これはもう御承知のとおり、失対事業の就業者が自営業を開始する、あるいは民間に就職をする、そういう場合に当面の生活費とかあるいは就職あるいは自営業開業の当面の経費、そういう観点から五万円なり十五万円なりというものを貸し付ける、こういう制度になっております。そこで一年たてばその債務を免除する、こういうような制度になっておるわけでございまして、先生御指摘のように、これはいわゆる退職金ではございません、あくまでも自立を促進するための援助措置である、こういうふうにお考えいただきたいと思つてござい

ます。そこで、それでは退職金のようなものは考えられないか、こういうことになるわけでございませぬけれども、失対事業就業者というのはやはり民間の常用雇用につくまでの間暫定的に就労の機会を与える、しかもそういう場合において日々紹介、その日その日そういう状態にあるかどうかというのを判断して失対事業に就労させる、これがたてまえになっております。そういう意味で、常用雇用を前提とするような退職金制度、あるいは勤続期間が長ければ長いほど退職金の額がふえるというような退職金制度というのは、失対事業の本質からいってそれはなじまない制度でございますので、私もそういう措置はとれないというふうに考えておまして、そのかわりに、民間就職をするなり自営業をする場合に就職支度金というものを貸し付けましてその援助をしたい、こういう趣旨でつくられておるものでございます。

○古寺委員 もう時間ですから結論を申し上げますが、休憩所にしても、あるいはマイクロスプの件にいたしまして、労働省は現在の失対就業者に対して私は非常に冷たいと思つて、地方へ参りますと、もう長い人は二十年以上もこの失対事業に従事をして、毎日まじめに一生懸命その仕事をいままで続けてこられた方々が非

常に多いわけでは、そういう方々に対して、支度金の内容を見ても非常に全国的に格差がある、しかも今度値上げをされるとおっしゃっておりますけれども、お話を承りますと、三分の一が五万円でございますと、これは全然値上げになっていないわけですから、さらにはまた、こういう退職金の問題にしましても、ある自治体においては特別報酬金制度というものをつくって、そしてそういう方々の御苦労に報いておられるわけですから、こういう観点からいって、労働省としても当然この支度金の増額なり、あるいはまた退職金の問題を考えてあげて、そして病気で療養している人、あるいはまた不幸にして死亡なさったような方々に対しても報いてあげるような、そういうあたりの制度というものをむしろ前向きな姿勢で考えてあげるべきではないか、こう私は思うのですが、労働大臣の決意を最後にお伺いいたしまして終わりたいと思っております。

○野原国務大臣 今後そういう失対の方々に對する措置について、あなたか思いやりのある対策を講じていきたい、今後十分検討してみたいと考えております。

○古寺委員 では終わります。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕

○倉成委員長 次に、寺前殿君

○寺前委員 どうもお待たせしました。このいわゆる失対の法案に対して、審議もいよいよ最後の段階になりました。この問題をめぐっていろいろ審議されるべき内容もありましたけれども、主として三つの点でいろいろ疑問が起ってきたというように思います。

その第一は、失業保障制度というのが、新法ができ上がると、その附則で、片方では従来の緊急失対法が打ち切られていくという内容がある。そうすると、全体として失業保障制度が日本の国ではなくなるのではないか、これが大きな問題として全国の人たちの疑問の問題点となっていると思ふ。また最近、年配の方々、お年寄りの方々の自殺率というのが、女性の場合でしたら世界で第二

番といわれるほど非常に困難な状態になってきている。したがって老人問題が政治上大問題になっている中で、一方で、社会保障制度もないのに、憲法でいふところの勤労権が年寄りに限って与えられないということになるのではないか。そういう意味においては、新しい立法法というのは、今日の社会問題に対してこれにこたえるところの態度ではないのではないか。これが第一の疑問として多くの人々の間で問題にされている点だと思ふ。

第二の問題点は、中高年齢者、大臣の答弁によると四十五歳から六十五歳の人々に対する特別な職業の安定のための施策を講ずるのだとおっしゃっております。ところが、出されてきている法案がはたしてその年齢の人々に対する答えになる法律であるかどうか。従来から就職促進のための措置がとられてきた、あの措置では結局救われていない。今度の法律によってそれが救われることになるのだろうか。この点が第二番目の疑問点として出されている問題です。

第三の問題は、長い間いわゆる失対という制度の中で仕事をしてきた人々、この人々に対して、もうこの問題は自分の間で終わらせた、あるいは社会の常識として、長いこと公共事業その他の仕事についてきたけれども、二束三文のごとき取り扱ひでもってほうり出してしまおうというのがこの法律のことばじりにも出てきているのではないか。こういう三つの点がなかなか大きな問題となつて社会の中で話題になってきたと思ふ。

そうすると、私たちは、立法府というのは社会の発展のためにこそ法律はつくられるべきものが、逆にそのことによつて社会不安を増長させることになるのではないか。私は、そういう意味において、社会の人が提起しておられる疑問点というのは当然の疑問だといわざるを得ないと思ふのです。そこで、まず第一に私は、失業保障制度が奪われていくということの多くの人々の疑問の中でも、最も弱い分野であるお年寄りに對する問題についてお聞きをしたいと思ふ。大臣、この法律では中

高年齢の措置を四十五歳から六十五歳という年齢を対象にして特別措置が要するんだということが基本的なお考えだろうと思ふのです。そうすると、六十五歳以上の人々に対してはどういうふうな勤労権を保障しようとおっしゃるのですか。その点をお聞きしたいと思ふのです。

○野原国務大臣 高齢者の方々は、長い職業経験、生活の経験を持っておられますので、これを職場で生かすことは、高齢者自身にとつても、また経済社会の発展をはかる上からも、きわめて大切であらうと存じます。高齢者にふさわしい職業の開発をするとともに、公共職業安定所における高齢者コーナーの設置とか人材銀行の活用をはかる。社会福祉法人による高齢者を対象とした無料職業紹介の積極的推進によつて職業紹介体制の強化にとつとめると同時に、高齢者の就職促進には十分配慮してまいりたいと思ふのでございます。

そうした観点から、同時に六十五歳以上の方々でも、まだ健康であつて働きたいという御要望が非常に強い、それらの方々は働くことに生きがいを感じるというふうな情勢であると存じますが、こうした方々は労働市場での対象としてはいささか無理がございまして、これらの方々は、老齢者に生きがいのある人生をお世話するという意味で、老齢者コーナーなりあるいは人材銀行なりでそれらの方々の経験知識を生かしてまいりたい。そして、もつぱら四十五歳から六十五歳までの中高年齢者に対しては、一般企業への就職のあっせん、そのためには職業の訓練であるとか、いろいろな技術の開発であるとか、そういった面でのきただけのお世話を申し上げるということによつて、これがやはり生きがいのある人生、また国の経済の発展に大きく貢献していただく。同時に、自分自身が豊かな生活を続けて行なえるような対策を講じていく、それが中高年齢者就職促進特別措置法であるというふうな考えまして、一応六十五歳以上の御年配の方々は別にして考えておるわけでありまして、そういう点においては何ら矛盾したところではないというふうな考えます。

○寺前委員 六十五歳以上の方々が生きがいのある生活を、こう言っておられますが、生きがいどころか、毎日の生活を送らなければならぬ事態になってきているというのが、今日の一つの特徴点になっているのではないのでしょうか。八百万人からのお年寄りがおられます。そのうち現在までいろいろな職業コーナーとかなんとかいわれるところへ行つて仕事を与えられたというのが、厚生省の資料を読みますと、絶対数で一萬三千人だといふふうな書いてある。多くの人は、それはそれで、四十五歳から六十五歳までの人間でさえも、特別な措置をしないことには就職が非常に困難になってきている。特別な措置が要するんだ。そうすると、もう六十五歳以上、年齢的にも、身体の上においても、精神的においても非常に困難な事態になってきた人、しかしその人たちが今日の社会生活ではめしを食わなければならぬという問題において、大臣、福祉年金は一体何ぼももらえると思ふのです。今度、月二千三百円でしよう。こんなもの、どないして生活しますのや。生活するための特別の手だてが要するんでしよう。働くという手だてが要するんで。六十五歳になつたんだから、おまえさんはもう年寄りだから使ひ道がないからちよんでは済まぬ。だから自殺という問題が起ころのじやないですか。何ば年寄りであつても、身体的にも精神的にも困難な段階になればなるほど、それによつていよいよ仕事というのは国家として保障していいんじやないでしょうか。それとも、六十五歳以上はもう無理です、あなたに残念ながらも労働対象じやございせん、かつてにしないさい、こうおっしゃるのですか。従来の法律の中におけるところの高年齢者失対といふ法律の問題点は、法律にちゃんと書いてあるというところに、精神的に困難になってきているということ、精神が要するんだ、かつて法律にそう書いたものが、今日の時点ではもうそういうことは必要ないとおっしゃるのですか。大臣、どうです。六十五歳以上の人の問題、四十五歳から六十五歳を考えた

ければならぬとすれば、もっともっと、民間雇用ではないところのやり方ででも保障しなければ、保障の道がないじゃないですか。それこそ国家的な保障を要するんじゃないですか。私は大臣の答弁を聞きたいと思ひます。

○住政府委員 御指摘の問題につきましては、失業対策問題研究会の中間報告にもありますように、失業対策はあくまでも労働力政策としての性格を貫徹すべきである、労働市場に対する適応性のない者を対象にすることはかえって制度の混乱とか雇用上の弊害を生ずる、ひいては失業対策の機能そのものもおかしくしていく、こういうような指摘がございます。私もそういう観点から、六十五歳までの方を一応年齢によりまして労働市場に対する適応性がある、このように判断をしておるわけですが、ただ、六十五歳以上の方々でも、働きたい、仕事につきたい、こういう方々につきましては、先ほど大臣が申されましたようにいろいろな施策を講じてもきております。また、これからもうそういった施策の充実をはかっていきたいと思っております。と同時に、主として厚生省でございますが、関係各省とも十分連絡いたしまして、そういう老人の方々の福祉の増進をはかっていく、これはもう当然のことであると考えております。

○寺前委員 私は大臣に聞きたいのです。要するに六十五歳以上は労働につけるという対象にするのかしないのか。しないんだらもう知らぬのじゃ、あるいは厚生省にまかすんじゃないのか。憲法でいうところの勤労権として、どんな年齢になってもそれなりの仕事の保障をしてやるべきではないのか。この二つの基本的考え方において大臣はどうなす。

○野原國務大臣 さつき私が申し上げたのは、四十五歳から六十五歳までの方は、一般の労働市場で、職業の訓練なり開発等をやれば、就職も十分可能であるというふうに考えます。六十五歳より上の方は、健康であって働く意欲を持っておるといふ方に対しては、その方々があくまでも生

る、そういう方々がおるならば、もちろんそれもきわめて大事でありますから、そういう方々のためにもできるだけのお世話を申し上げようということ、現在それらの方々に對しては、もしまさまたま施策を講じておるわけに對します。その方々、まあ今度の中高年齢の施策をもってあります四十五歳—六十五歳までの方々はおのずから違うといえは違ふ。労働市場というものを対象としないで、本人が就職しやすいような適職を求めて、またお世話して、それらの方々が生がいのある人生を送っていただくということに十分足りるのではないかと。ただしそれは社会保障制度がだんだん完備して、老人の方々が安んじて老後を養う、やはりいままでの経験知識を生かして働いてもらうことも必要である。それが生がいがあろうと十分たえてまいりたいということでありまして、六十五歳以上になつたら一切かまわぬということでは絶対ございませぬ。

○寺前委員 それじゃあなた、具体的な保障の制度をつくらなかつたらだめじゃないですか。ことばで何ぼ言つたつて、具体的に保障するのは何か。民間雇用とか労働市場としては経験を生かせる範圍はあるかもしれない。それは部分です。大部分の人たちに対しては、毎日のおまんまを食べなければならぬという問題においては、具体的な制度によつて保障しなければ保障したということはいえないじゃないやありませんか。どうするんです。具体的な保障制度をすぐに出すのですか。社会保障制度ではだめだから現在の失対制度は自分の間は残しますと、こういつているのでしょ。社会保障制度ではやれぬということをおなた自身が言つておるのじゃないか。あなた自身が、社会保障制度でやれない、それじゃ違つた形でやりますという。じゃ制度を出さなかつたら保障したかにならぬじゃないやないですか。民間雇用ではなかなか困難であらうという問題ははっきりわかります。だからそれにふさわしい公共的な事業を提起す

る。これでもって保障します。その賃金についても、生活をささえる賃金としてやらなければならぬ。その制度をつくり出す、具体的に提起をしなかつたらだれも信用できませんよ、口頭で言われたつて、具体的に提起する用意があるのですか。

○野原國務大臣 具体的にいま提示する用意はございません。ただし、われわれは将来やはり社会保障制度が一段と拡充強化されて、六十五歳以上の方々が必ずしも働かなくとも毎日毎日の生活が不安のない十分従来のとおりやっていけるということになるまでは、この失対制度というものは存続していかうということ、そのために「自分の間」というのをつけたわけでございますが、これは理想であつて、いまいつになつたらできるかというスケジュールはきまつたわけじゃない。今後わが国の発展過程において国の経済がだんだんよくなつて十分に老人に対する対策、あるいは社会保障制度の拡充強化、それができるまではしばらくはこういう失対事業も継続していかうということの方向でお答えをしたわけでございます。

○寺前委員 だから、老人対策についての具体的な施策なしに、もう直ちに新しい法律でもって既存のあつたものはなくなつていくとなれば、失業保障制度というものは全くなくなる、だから問題だと社会の人が言うのは当然のことじゃないですか。

時間の関係がありますので、次に移ります。二番目は、具体的に執行しようという中高年齢者に対する特別措置です。これがはたしてうまいこといくのかどうかという問題です。従来も特別措置というのがありました。ところが、あつたけれども、先ほどの質問にも出ておつたとおり、行つてみたけれども、半年、一年間、なかなか措置に乗せてくれないという問題があつたじゃないやないですか。いやおまえはどのうのうの、入口のところではなかなか措置に乗らないのうのう。ばんと乗せるのかどうか、私は決定的問題だと思ひます。ところが、今度の法律の第十二条を讀むと、

公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、

次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、手帳を發給する、と条件が書いてあつて、「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること」という書きである。受付の条件の中にこれが入つてしまふということになつたらどうにでもなるということになるじゃありませんか。従来、これだけ明確に受付段階にこういうものでなければならぬのだということでもって受付条件をきめるということになつてないはずですよ。ともかく受け付けて、それからその問題が指示事項として問題になる。たてまえは少なくともそうなつておる。そのたてまえのときでもなかなか乗せてくれなかつた。それが初めからこういう形で前面に出されておつたならば、四十五歳から六十五歳のこの対象の人たちが、ほんとうにまじめに当局によつて救われる、生きる道がどうなつてさがつてもらうということになるのかどうか、これは疑問に思ふのは当然だろつと思ふ。無条件にまず失業者を受け入れる。それは失業保険をもらうときに無条件にまず受け入れますが、同じようにあるべきじゃないか。そういう点から見れば、これは入口でもうすでにこういうふうに行つておるといふ印象を持つのは私は当然だと思ふのです。局長どうですか。

○住政府委員 手帳を發給いたしました、積極的に、その期間手当を支給しながら、職業紹介、職業指導あるいは職業訓練、こういうことをやつていこうとするわけでございます。そういう意味で、求職者自身が、誠実かつ熱心な就職活動をするということ、これは、私ども当然の前提であらうと思ひます。そういう意味で、従来も就職の意欲ということを問題にしておつたわけでございます。その点は当然のことであらう。ただ、これを恣意的に判断する、これは非常にいけないことでございます。先ほど御説明申し上げたのでございませぬが、こういうような判定にあたりましては、客観的に、明白な事実に基づいて安定所長が判断する。その事実とは何だということにつきましては、たとえ安定所から職業相談に出てこい、こつて

うような場合に、ゆえなく出てこない。それから、かりに適性検査をするという場合にも、ゆえなく拒む、あるいは安定所から提出を求められた書類等があった場合、それについてもゆえなく拒む、こういうようなことでは、私ども、その後におきまして職業相談等もできないわけでございますので、そういうようなことからいたしまして、この規定は当然だ。ただ恣意に流れないように、これは嚴重に事実を示して指導をしていく、こういうふうに考えております。

○寺前委員 恣意に流れないようにやるということも、事實は、過去の歴史が、措置に乗らなかつたという歴史があるから、これが問題になるのは当然だ。だから、まず明確に受け入れる。そこからあとの指導の問題としていろいろの問題が出てくるというふうに、立場を明確にしないと、初めからそれが条件のごとく出てしまつて問題になるのはあたりまえだということにいえると私は思うのです。

ちよつとここで聞きたいのですけれども、この措置の期間中に、あるいは済んでから、一定の特定開業地域の開業事業をやるということがいろいろ起るのです。しかし、この間にどうにもならなかつた人に対してはどうするんですか。開業就労事業にも行けない、仕事も結局うまくいかない、こういう事態が起ることがあるんですよ。その場合はどうするんですか。

○住政府委員 私ども、いろいろの事態を想定いたしましたして、この手帳の有効期間というのは原則として六カ月ということを考えておりますが、さらに事情によって有効期間を延ばしていく、そして、その間再就職の促進をはかつていく、こういうふうに考えております。しかし、御指摘のように漏れる場合がございます。そういう場合は、特定地域等におきましては、開業就労事業等に吸収をはかつていくということでございますが、それではある地域において一人漏れた、こういう場合にどうするか、こういうことだと思つておりますが、その場合、一人のために開業就労事業ができるか

どうか、こういう問題もあると思つてございませうが、そういう場合には手帳の有効期間が切れる、すぐ直には再発行できませんけれども、たとえば、一年たつてなおそういう状態が続くという場合には、さらに手帳を発行して就職促進の努力を続けていく、こういうことで対処していきたいと考えております。

○寺前委員 その間どうしますか。一年間待つた間、その間でも働く権利というのを保障してやるというのが国家の仕事じゃないんですか。その点はどうか。

○住政府委員 現在の制度におきましても、その点は変わりないと思つてございませうが、できるだけそういうことのないように私ども処置してまいりたいと思つておるのでございませうけれども、ほんとうに一人でどうしようもない、こういう方方につきましても、その事情等も考慮いたしまして、さらに手帳の発給をして就職活動を続けていっていただく、こういうようなことも考えられるかと思つてございませう。一般的には、私どもは従来御説明申し上げておりましたようなそういう対策で十分事足りるというふうに考えております。

○寺前委員 引き続き発給させるという意味ですか。引き続き保障するところまでいくという意味ですか。

○住政府委員 私ども、そういう事態は万々ないと思つてございませうが、必ずしも、その場合どうするということについては具体的に現在考えておられませんけれども、そういう方があつた場合、そういう方方の生活事情を十分考慮いたしまして対処していきたいと思つております。

○寺前委員 時間がないので、残念ですが、次に
大臣、現在のいわゆる失対労働者といわれる人たちに對して、当分の間これは続ける、あるいは臨時手当を出さないということが提起されたことが非常に大きな国民的な問題になりました。おたのほりの資料によつても、四十五年の九月現在

で、就労人員が十九万二千四百六十五人で、平均就労期間が十三年二カ月、平均年齢が五十七・六歳という数字が出ております。考えてみたら、確かに日々雇用の労働者かもしれません。だけれども、日本の公共事業の大きな部分を占めてきたところの労働者です。この人たちに對して不安を呼び起すようなことを提起したということは私は問題だと思つております。平均十三年二カ月間も、一定のそういう地域の、まさにそれこそ地域の開業とかあるいは清掃その他の分野において大きな役割りをしてきたところの労働者です。だから、事實上においては特別公務員としてその地域のために大きな役割りをしてきたのですから、普通の常識からいふならば、これらの人々に対して、おやめになるときは退職金のものを出すべきじゃないかと思つております。それにふさわしい取り扱ひをしなければいけないと思つて、長期にわたつてこういうような仕事をしておられる人たちは、事実上の常用雇用的な性格を持つてきています。そうすると、当然年休のごときものは出さなければならぬだろう。当然日本の社会制度にあるところの臨時賞金のようなものを出さなければならぬだろう。これは私は常識だと思つております。大臣どうでしょう。長期にわたつてこのような状態の活動をしておられる人たちに對する基本的な考え方として、そういうふうに取り扱うべきだと思つております。御意見を聞きたいと思つております。

○野原國務大臣 失対問題がいろいろ論議されている中に、各委員からの御質問等で、ようやく失対策というのか失対問題との関連を非常に理解いたしました。したがつて、そういう点で、当分の間という問題や、あるいは臨時の賞金というふうな問題についても、当委員会において皆さま方の御意見がもしもまとまるならば、その御意見をできるだけ尊重していこうという心境で先ほど来お答えをしたわけでございます。そういう面においては今後の対策上非常に参考になつたという面がたくさんございます。そういう方向で進みたいと考えております。

○寺前委員 もう一つため押しをしますが、考え方の上において事実上常用雇用的性格を持つてきているんだから、年休とか退職金とか、そういうようなものの考え方を確立しなければならぬ。その一環としての臨時手当の問題は十分に検討していただきたい。もう一度大臣の答弁をいただきたいと思つております。

○野原國務大臣 失対の方々の常用雇用的な考え方というものはちよつとどうかと思つております。そういう点で常用雇用というふうな見方でありませう。ただ、従来の慣行もございまして、夏期あるいは年末の臨時の手当等を出しておつた。それもいささか画一的な悪平等的なものであつたにしても出しておつたという事実、同時にそれが生活費をまかなつておつた従来の経緯を考えますと、これはやはり十分に尊重するべきものである。答申の線もございませうので、こういう面からこれは検討をする問題であらうと思つております。

○寺前委員 時間が来たようですから、私ほもう質問ができないのは残念に思つておりますが、いま政府が出しておられるところのこの法案について、基本的に失業保障制度を日本の労働者階級から奪うという性格を持つていけるから賛成するわけにはいかない非常に大事な問題だ。なかつくお年寄りが自殺をたくさんしておられるという今日の実態から考えてみると、私は、お年寄りに對する問題について特別な措置を考えていただきたいというところをまず第一点として申し上げたいと思つております。

第二番目に、やられようとしていける中高年齢のこの措置です。この措置が十分に中高年齢者に対する保障となるように積極的にその賞金の分についても、いまの賞金程度では非常に少ないので、家族をささえていくにふさわしい賞金にならないと思つております。こういう点も改善をしてもらわなければだめだと思つて、しかも一定期間の間しか保障されないというところで、事実上また放置されていくという結果にならないように改善をしてもらわなければならないと思つております。

それから、なおかつ今日まで日本の各自治体において大きな役割をしてこられたところの失対の労働者に対する取り扱いの態度において、あの法案に示されているような「当分の間」で、臨時賃金もやらないんだ、終わりだといって、これをないがしろにするような態度は率直に改めてもらって、常用雇用の考え方、ほんとうにこの人たちによくやってくれたという態度を労働大臣自身が示されるように、その内容の改善について要望し、私の発言を終わりたいと思います。

○倉成委員長 次に、田邊誠君。

○田邊委員 たいま提案をされております法案につきまして、各委員各党からそれぞれの立場からの質問がありました。大かたのことについて政府側の答弁もありましたが、この際質問を終了するにあたって、これを集約いたしまして、政府の明快率直な態度を表明してもらいたいという立場から簡潔に質問いたしますので、答弁も明瞭簡潔にお願いをいたしたいと思います。

終戦後における失対事業の意義についてはすでに御案内のとおりであります。混乱から再建、そして高度成長へと日本の経済は進んでまいりました。しかし雇用失業の情勢は、今後において必ずしも楽観を許されると思われません。政府の楽観的な見通しにもかかわらず、今後いろいろな変動の中で憂慮すべき事態を私どもは予測をしなければならぬと思えます。特に問題なのは、この中高年齢層に対するところの雇用条件というものが、今後急角度でよくなるというふうに見ることは、われわれは早計だろうと思うわけであります。そういう状態の中で今回この法案が提起をされておるわけでありますけれども、私は、中高年齢層の雇用促進のための措置をとるとこの法案が、ほんとうの意味においていわゆる技術的な将来にわたるところの確固たる対策の法案とはどうして

も言いたいと思うのであります。かなり部分的なもの、あるいは手直しのものがあると思うのであります。四十六年度の予算を見ても必ずしも予算措置が十分とはいえないと思えます。したがって

て政府は、この法案を提起しながらも、なおかつ今後において中高年齢層の雇用問題については、さらに制度的にも予算的にも抜本的な措置をとるといふその決意と対策がなければ国民の納得するところにならない、私はこのように判断をするわけでありませぬけれども、この際ひとつ、政府の態度を明確にお示しをいただきたいと思えます。

○野原国務大臣 わが国の経済の高度成長に伴い、雇用失業情勢は著しく改善され、中高年齢者の再就職は次第に容易になってきております。真に労働の意思と能力を有する限りは、中高年齢者といえどもこの法案に規定する手厚い援護措置を講ずるならば、民間企業への就職は可能になるものと考えております。また、産地地域等雇用の機会が乏しく、中高年齢者の雇用が特に困難な地域においては、このような手厚い援護措置を講じて民間企業に就職できない者がある程度生ずることも予想されますが、このような者については特定地域開発就労事業を実施してこれに就業させることにしておりますので、中高年齢者の雇用促進対策としては万全を期し得るものと考えております。

なお、法案に規定する施策の実効性を期するため、その裏づけとなる予算につきましては、今後とも一そうの充実につとめてまいりたいと思っております。

○田邊委員 今回の中高年齢層を対象とした措置については、中高年齢失業者の範囲については四十五歳以上六十五歳未満、こういうふうに限定をしたのでありますけれども、これは現行のいわゆる就職促進措置から比べますならば明らかに後退であるといわなければならないと思つた。したがってわれわれは、今後これらの情勢を踏まえながら、弾力的にその情勢に応じた措置が必要である、こういうふうに考えておりますけれども、いかがですか。

○住政府委員 中高年齢失業者の範囲につきましては労働省令で定めることにいたしております。そこで、雇用失業情勢の変動に応じ、弾力的に対

処できるというふうに考えております。今後雇用失業情勢が著しく変動し、中高年齢者の労働力需給についても著しい変化が見られるような場合には、すみやかに労働省令を改正いたしまして、中高年齢失業者の年齢の範囲を変更する、そして情勢の変化に的確に対処してまいりたいと考えております。

○田邊委員 次に、今回の求職手帳の問題については種々論議がございましたけれども、私は、その中で特に現在の事務手続、現在の発行の状況等を比べてみたときに、この要望する人たちに応ずるためには、発給手続はきわめて簡素化して、できるだけ迅速にしなければならぬと思つて、できるならば一週間程度に縮めてこの発給をすべきである。こういう考え方を持っておるわけでありませぬけれども、政府の前向きな答えをひとついただきたいと思います。

○住政府委員 手帳の発給手続につきましては、安定所長は申請書その他必要最小限の書類を備えていれば申請を受理することにいたしましたと思っております。と同時に、申請から手帳の発給に至るまでの期間でございますが、手帳を発給する必要があるかないかの判断が求職者の事情によりまちまちでございます。調査のため日数も要するもので、一律に規定することは困難であります。少なくとも一カ月以内ぐらいで発給できるように迅速化をはかつてまいりたいと考えております。

○田邊委員 さらに、手帳の発給の要件及び失効要件のうちでもって、法律に規定をされておる「誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有する」と認められること」という要件というのは、きわめて抽象的であると同時に、これが判断というものを公共職業安定所長の裁量にまかせることはきわめて危険であると思つて、きわめて独断的な主観におちいるおそれがある、このように考えておるわけでありませぬか、ひとつこの独断を防ぐ意味合いから、客観的な基準というものを設け、そういう中であくまでこれが一方的な独断措置に終わらないように、公平な措置がと

れるようにすべきである、こういうことが強く要望されておるわけでありませぬけれども、この点に対してひとつ明確にお答えをいただきたいと思つております。

○野原国務大臣 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有するかどうかの判断は、公共職業安定所長の主観的な心証によって行なわれるべきものではなくて、手帳の申請者の求職活動等の状況に見られる客観的に明白な事実に基づいて行なわれなければならないこととする考えであります。このため客観的な判断基準を設け、公共職業安定所長の判断が恣意に流れることを防止し、また、その他の手帳の発給要件及び失効要件と求職促進の措置の指示につきましては、同様の趣旨により、公共職業安定所長の独断におちいることなく、公正妥当に行われませぬよう厳正に指導をしてまいりたいと思つております。

○田邊委員 次に、本委員会がわが島の島本委員が指摘をしておりますように、現在実施されておる就職促進措置の実施状況というものは、利用者がきわめて少なく利用率も低下しておるのであります。中高年齢層はまだ就職難であるという現状から見て、このことは非常におかしいわけでありませぬ。その原因の中に、中高年齢層が扶養家族をかかえて生活が苦しいという実情があるにかかわらず、安心して就職活動、訓練活動ができな、こういうことが災いしていると思つております。この手当の額というものは、就職指導を受ける場合に一万九千円、訓練を受ける場合に二万五千円という程度でありませぬけれども、この程度ではこの制度を活用するということ、そして再就職をはかることができない、こう思うわけでありませぬから、この手当について、労働者の生活の実態を考慮して額を大幅に引き上げるべきである、こういうふうにならねば主張していきたく思うのでありますけれども、政府もひとつこれに対して同調して前進的な考え方をこの際示してもらいたい、このように思つております。

○野原国務大臣 求職手帳を持った者の手当は、

中高年齢失業者等が就職促進の措置を受けることに専念し得るようにするために支給されるものであり、その額は、賃金水準、物価水準の上昇、他の同様の給付との均衡等を考慮して年々引き上げられてきておりますが、就職活動を容易にし、かつ生活の安定をはかるための手当としては必ずしも十分であるとはいえないのであります。今後とも手当の支給の趣旨に即してその増額につとめてまいりたいと考えております。

○田邊委員 今回特定地域開発就労事業というものをやることになったわけですが、これはやはり新たな中高年齢失業者に対して就職を促進する意味から、非常に重要な事業であると思うわけであり、これを真に中高年齢失業者の生活を保障し、仕事を与え、そして、あわせて地域の開発に役立つ事業にするためには、この際やはり法律に明記すべきである、こういうようにわれわれは考えておるわけであり、さらにはこの実施地域を拡大していくという必要があると思うのでありますけれども、これに対するところの政府の考え方を示してもらいたいと思っております。

さらには、この開発就労事業の事業内容及び運営方針について、この際政府の態度を端的にお示しをいただきたいと思っております。
○野原国務大臣 この事業の実施地域につきましては、開発の可能性の有無について厳格に過ぎることなく、必要に応じ弾力的にこの事業を実施するようにしたいと考えております。

また、事業内容及びその運営の方針につきましては、この法律の成立を待って具体的に定めることになり、これを定めるにあたっては、この事業に就労する中高年齢者にとって無理のないものとする等、雇用審議会の答申の趣旨を十分尊重してまいりたいと思っております。
○田邊委員 次に、この事業を行ないあるいは就職促進の措置を行なう場合に、やはり重要な事項は、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くことが当然であり、また必要であると思うわけ

ありますけれども、そのことで個々の事項について政府から確約の答弁をいただきたい、こういうふうに考えておるわけであり、また、大臣の所信を承りたいと思っております。

○野原国務大臣 この法律の施行に関する事項で重要なもの、たとえば中高年齢失業者等の年齢や範囲、手帳の有効期間及びその延長期間、特定地域の指定、特定地域開発就労事業の事業内容及び運営、雇用率の設定、その他労働省令で定めるような事項等は、職業安定行政における重要事項でありますので、特に法律に中央職業安定審議会の意見を聞くべきことが明記されていなくても、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くことといたしておりまして、このことを明らかにするため、この法律の附則第五条により、労働省設置法の一部を改正して、この法律の施行に関する重要事項を中央職業安定審議会の調査審議事項とするものとしております。

○田邊委員 今度の法律の提起の中で一番心配をされてきたのは、現在失対事業に働いている労働者の諸君の今後についてであります。これは各委員からすでに質問がありましたとおりでありますから、あえてつけ加える必要はないと思っておりますのでありますけれども、しかしやはり国民の不安を除去するという意味合いから、私はあえて最終段階でもう一度念を押しておきたいと思っております。

現在の失対事業に就労している者については、社会保障対策や高年齢者の仕事に対する対策が充実するまでの間は、必ずいままでの失対事業に就労し得るよう配慮する、こういうふうに私どもは考えておるべきであります。ひとつ労働大臣、あなたの明快な御答弁をいただきたいと思っております。
○野原国務大臣 現在失業対策事業に就労している方々につきましては、雇用審議会の答申を尊重し、現在の就労者が失業対策事業に就労することにより維持されている程度の生活内容が、社会保障対策や高年齢者の仕事に関する対策によって充足されるようになるまでの間、引き続き就労でき

るように配慮してまいり所存であります。

○田邊委員 現在失対事業に携わっておる人たちに對して支払われておるところの夏期、年末の臨時の賃金については、これはいろいろ意見がありましたが、私どもはいままでも支払われておったところの意味合いからいって、当然引き続き支払われるべきである、こういう考え方に立っておるわけであり、これを廃止することは、失対就労者の生活に著しい変化を与え、はかり知れない不安におとしめられる、こういう意味合いから、われわれとしては反対であります。この際、すべての国民の生活の安定と福祉を願っている政府として、これらのいままでの既得権益であるところの夏期、年末の臨時の賃金については引き続きこれを支払う、こういう旨の大臣からの確約をいただいております。

○野原国務大臣 夏期、年末に支給される臨時の賃金は、一般の屋外日雇い労働者にあまり例を見ないものがあります。就労実績や就労者の労働能力を反映せず一律に支給されておる等、種々問題がありますが、国会論議も十分踏まえて、就労者の生活に激変を与えないよう、かつ、就労の状況に応じた公正妥当な合理的な改善措置を講じてまいりたいと考えております。

○田邊委員 現在、失対事業には約十九万人の人たちが就労しておるわけであり、けれども、このうちがみずからの努力によって自立への道を開こうとする場合に、政府はこれに對するあたたかい援助措置をすることは当然であります。この援助措置が非常に不十分である。この際政府は、この自立しようとする人たちに對する就職支度金の額を大幅に引き上げることが必要であるとわれわれは考えておるべきであります。考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○野原国務大臣 お説のとおり、就職支度金は自立する失対就労者に対する援助措置であつて、多額であるほど望ましいと思つても、貸し付けにはおのずから限度があると考えられますし、また、他の類似の制度との均衡上も種々問題があり、大幅に増額することはなかなか困難であると考へますが、予算の範囲内で最大限の引き上げをはかるよう、御趣旨を尊重しまして十分検討してまいりたいと思つております。

○田邊委員 中高年齢層に對する就職促進の措置は必要でありますけれども、その中でも特に問題なのは、労働市場における適応性の乏しい高年齢層、これに對してどうするかということであり、社会保障制度によるところの給付の充実をはかつて、無理な就労の必要がないようにすることが必要であるとともに、希望に応じて負担の軽い仕事に従事する、そしてその職場に生きがいを見出すことができるような機会をできるだけ用意することについて新しい対策を確立する必要があると思つておりますけれども、この高年齢者に對するところの今後の対策について、ひとつこの際端的にお伺いしておきたいと思つております。

○野原国務大臣 今後のわが国の人口構成の一その高齢化や雇用失業情勢の動向にかんがみ、高年齢者に対する対策がますます重要になるので、お説のとおり雇用審議会の答申の趣旨を十分に尊重しまして、高年齢者に対する社会保障対策の充実や、新たな仕事に関する対策の確立に、関係の職員として一そう努力してまいり考えております。

○田邊委員 現在の失対就労者の安定雇用への再就職を促進するために、失対事業への就労資格を保持したまま、転職訓練あるいは職場適応訓練の制度というものがあつてあります。活用されていくことは当然のことであると思つております。いかがですか。

○住政府委員 現在でも公共職業安定所のあるところによりまして公共職業訓練を受ける者に対しては、失対事業紹介対象者としての資格を留保して、安心して訓練が受けられるようにしております。今後とも引き続きこのようにな取り扱ひを続けまして、就労者の自立の促進につとめてまいりたいと思つております。
○田邊委員 いま地方自治体では、政府の施策が

きわめて不十分であるということにかんがみ、失
対就労者の就労日数を増加するために単独で行
なっている事業があります。これは、地方自治体
がいわば政府の不十分な施策を補うという形で
やっておるわけでありまして、きわめて注目をす
べきでありまして、これは当然今後とも従
来どおり実施することについて政府はこれを認め
ていくべきである、このように考えております
が、そのとおりですね。

○住政府委員 失業対策事業就労者の就労日数で
ございまして、これは民間事業、公共事業の就労
日数を含みまして、月間二十二日とする原則で
ございまして、この二十二日には、地方単独措置に基
づく地方失業対策事業の就労日数をも含めること
といたしておりますが、従来から地方の実情に
応じまして例外的な取り扱いを認めてきたところ
でございます。今後におきまして、この原則の上
に立ち、地方の実情を考慮しながら対処してまい
りたいと考えております。

○田邊委員 いろいろと各委員から質問が展開さ
れてまいりました。その中から明らかかとおり、
政府の今後の雇用失業に対するところの考え方
は、さらに十分な改善が必要であるということが
明らかになってまいりましたのであります。特に中高
年齢層に対するところの今後の雇用問題は、非常
に重要な、国の施策のいわば中心的な柱になる
であろう、こういうように私は思っております。あ
りまして、種々不十分な点あるいは欠陥が指摘
されましたことを謙虚に聞いて、これが改善を
はかるとともに、今後におけるところの技術的な
対策に、労働大臣をはじめとして、政府は勇断を
もって対処されることを、私は国民を代表する立
場からお願いをいたしまして、私の質問を終
わります。(拍手)

○倉成委員長 これにて本案についての質疑は終
局いたしました。

○倉成委員長 たいだいままでに委員長の手元、
佐々木義武君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金

光君から本案に対し修正案が提出されておりま
す。

中高齢者等の雇用の促進に関する特別措
置法案に対する修正案
中高齢者等の雇用の促進に関する特別措置
法案の一部を次のように修正する。
第二十一条中「雇用の機会を増大を図るため
の措置」を「就業の機会を増大を図るための事業
の実施」に改める。
附則第二条前段中「当分の間」を削り、同条
後段を削る。

○倉成委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたし
ます。田邊誠君。

○田邊委員 私は自由民主党、日本社会党、公明
党及び民社党を代表いたしまして、四党共同提案
にかかると修正案について提案理由を御説明申し上
げます。
第一は、原案では、特定地域の中高年齢失業者
等の雇用の機会を増大するために事業を実施する
ことが必ずしも明確ではないので、特に事業を
実施することを法律上明確にいたしましたことであ
ります。

第二は、現在の失業対策事業就労者の実態にか
んがみ、緊急失業対策法が効力を有する期間を特
に定めまいこととしたこととあります。
第三は、失業対策事業就労者に対し夏季または
年末に臨時に支払われる賃金は、従来の経緯等
にかんがみ、これを支払うこととしたこととありま
す。

委員各位の御賛同をお願いいたします。
○倉成委員長 修正案について御発言はありませ
んか。

○倉成委員長 なければ、これより本案及びこれ

に対する修正案を一括して討論に付するのであり
ますが、別に申し出もありませんので、これより
中高齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案
及びこれに対する修正案について採決いたします。
まず、佐々木義武君外三名提出の修正案につ
いて採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○倉成委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について
採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○倉成委員長 起立総員。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際佐々木義武君、田邊誠君、
大橋敏雄君及び田畑金君より、本案について附
帯決議を付すべしとの動議が提出されております
ので、その趣旨の説明を求めます。佐々木義武君。

○佐々木委員 私は、自由民主党、日本社会
党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動
議について御説明申し上げます。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措
置法案に対する附帯決議

労働力不足基調のもとにおいても中高年齢者
等の就業は必ずしも容易でないという状況の急
速な改善は、困難であり、かつ、労働力の高齡
化は、今後一層進行することにかんがみ、政府
は、本法施行にあたり、特に次の諸点について
適切な措置を講じ、中高年齢者等の就職促進に
万全を期すべきである。

一、中高年齢者等の年齢の範囲については、雇
用失業情勢の変動に応じ弾力的に運用できる
よう配慮すること。
一、中高年齢失業者等求職手帳(以下「手帳」と

いう)の発給手続を簡素化し、少なくとも一
カ月以内に手帳を発給するように措置するこ
と。

一、手帳に基づき中高年齢失業者等就職促進の
措置を受ける者に対する手当の額を定めるに
あたっては、労働者の生活の実態を考慮し、
その充実に努めること。
一、手帳の有効期間及びその延長の期間を定め
るにあたっては、中高年齢失業者等の就職の
状況等に応じた十分な期間とすること。

一、第二十一条の就業の機会を増大を図るため
の事業として行なう特定地域開発就労事業及
び公共事業のうち特に特定地域開発就労事業
については、その実施地域、事業内容及び運
営方針を定めるにあたって、同事業が中高年
齢失業者等に対する対策であることに留意し、
雇用失業情勢に応じた弾力的な運用を図ると
ともに、就労者の安定した雇用への再就職に
ついて配慮すること。

一、本法案に規定された事項のほか、中高年齢
者等の雇用の促進に重要な関係を有する事項
については、あらかじめ中央職業安定審議会
の意見を聞くこと。
一、人口の高齡化が今後急速に進行することに
かんがみ、すみやかに社会保障対策や高年齢
者の仕事に関する対策の充実に努めること。

一、現在失業対策事業に就労している者につ
いては、社会保障対策や高年齢者の仕事に関
する対策が充実にされるまでの間は、同事業に就
労し得るよう配慮すること。
一、現在失業対策事業に就労している者のうち
自立を希望する者に対する就職支度金等の自
立支援措置をさらに充実するように努めるこ
と。

一、中高年齢者の雇用の促進するためには、職
業訓練がきわめて重要であることにかんがみ、
中高年齢者向けの訓練の飛躍的改善を図ると
ともに、訓練修了者に対する安定雇用への就
職を確保すること。

一、中高年齢者の雇用の促進するためには、職
業訓練がきわめて重要であることにかんがみ、
中高年齢者向けの訓練の飛躍的改善を図ると
ともに、訓練修了者に対する安定雇用への就
職を確保すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本案については、佐々木義武君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。野原労働大臣。

○野原國務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしましたして善処してまいる所存でございます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、労働組合法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件について伊東正義君より発言を求められておりますので、これを許します。伊東正義君。

○伊東委員 本件につきましては、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党委員の協議に基づき草案がございます。各委員のお手元に配付してありますが、四党を代表して、私からその趣旨を御説明申し上げます。

中央労働委員会の委員の定数は、現行の労働組合法上、使用者委員、労働者委員及び公益委員そ

れぞれ七人と定められておりますが、最近、係属事件は増加の傾向にあり、特に不当労働行為事件については、事案がふくそうし、その処理も著しく遅滞し、ために、労使双方に多大の不便を与えつつある実情にあります。

この草案におきましては、このような現状にかんがみ、中央労働委員会の使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の定数を各七人から各八人に改め、その機能を十分に發揮させようとするものであります。

この際、私は四党を代表いたしまして、動議を提出したいと思っております。

お手元に配付してあります草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「各七人」を「各八人」に改め、同条第二十一項後段中「第六項中「各七人」を「第六項中「各八人」に改め、同条第二十二項ただし書中但し、各船員地方労働委員会の委員の数は」を「ただし、船員中央労働委員会の委員の数は使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人と、各船員地方労働委員会の委員の数は」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 中央労働委員会の委員の定数は、その委員の数がこの法律による改正後の労働組合法第十九条第六項に規定する数に達する日の前日までは、なお従前の例による。

○倉成委員長 ただいまの伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君の動議に關し、御発言はありませんか。——御発言がありませんので、この際、本案は予算を伴う法律案でありますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。労働大臣野原正勝君。

○野原國務大臣 労働組合法の一部を改正する法律案に対する内閣の意見を申し上げます。

労働組合法の一部を改正する法律案につきましては、最近における中央労働委員会の取り扱い事件の状況にかんがみ、政府としましてはやむを得ないものと認める次第でございます。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。

伊東正義君外三名提出の動議のごとく、お手元に配付した草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続き等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十八分散会

社会労働委員會議録第四号中正誤

一 二 段 行 誤 (西村榮一君紹 (西尾木廣君外名紹介) 正

同 第七号中正誤

一 四 段 行 誤 (西村榮一君紹 (西尾木廣君外名紹介) 正

同 第九号中正誤

一 三 段 行 誤 (西村榮一君紹 (西尾木廣君外名紹介) 正

昭和四十六年五月二十一日印刷

昭和四十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N